

一 新聞事略

編集並
藏版元

德川龜之助家來

撤

筑州家藩

市川寅次郎

斥候隊内

馬喰町二丁目

名前不知

板 元

又七地借

幸 三 郎

右密々承探候處書面之通相聞申候尤右に洩候分も可有之哉に付猶取調申上候様可仕候得共
差向取調候趣申上候

以 上

六月七日

隱 密 廻

版木押收
止と發行禁

この報告に基いて市政裁判所は六月五日附喜多村又四郎代歳五郎を通じて左の町觸を發した。

町 觸

近來新聞紙種類々之名目に而陸續發行いたし頗る財利を貪大に人心を狂感動搖せしめ候條不埒之至に候以來官許無之分は一切被禁候間此度取糺可申旨御沙汰候事

六月

右之通被仰出候間版木並摺溜之分御取上相成候に付來る十日迄不洩町役人共方に取揃市政北裁判所の差出可申若隠し置候もの有之おゐては爲曲事もの也

これと同時に市政裁判所は疾風迅雷的に前掲諸新聞の版木は勿論摺溜をも一枚残さず上納させ、取次販賣店に至る迄嚴重に探索すると共に、編輯者を一人一人北裁判所に召喚して取調べを行ひ、結局内外新報同前記同別集公私雜報等の諸新聞は治安を害する廉を以て發行禁止の處分に付した。

人心安定
と負擔輕
減

かくの如くして江戸鎮臺府は銳意秩序の回復に努め「江戸一般之疲弊ニ至リ、小前末々ニ至ル迄生計ヲ失ヒ、追々離散之念ヲモ改革不致候テハ不相叶」と云ふやうな状態にあつた江戸を復興し、市民が「各々成業ヲ營ミ其分ニ安ずることが出来るやうに努力したのである。

家業開店
の布告

即ち同年六月四日市政裁判所は各名主に對し左のやうな申渡しをした。
六月四日南裁判所におゐて申渡

組々世話掛の名主共

先般德川家恭順の布告有之候に付町人どもの内には恭順之道を守銘々閉店致し恐謹罷在候ものも有之哉に相聞へ一同奇特の事に候今般寛大の御處置を以德川家城地祿高等も被仰出江戸鎮臺御差置王政御一新の政令追々被仰出候上は最早相慎罷在候に不及銘々開店家業營

候様可致尤も民情におゐて不安の儀も有開店致し難き事も候はゞ無忌憚可申立旨其方共より町人共へ可申聞候

辰六月

又これと同時に市民の負擔を輕減する爲に出来る丈町用を節し公役銀を廢止する旨を町人に申渡した。次に示すものは其の申渡し之の全文である。

六月四日南裁判所におゐて申渡

町々 地主町人共

町入用節減

近來町々自身番詰番嚴重之申渡等有之候處心得方ハ追々相弛ミ候ヤニ候得共町入用ハ多分ニ相掛リ地主共難儀致シ其上當節ハ普新修復等之名目ニテ番屋ハ切置候分モ有之趣相聞相當不致儀ニ付當分ノ内番屋詰方一般ニ差免候間番屋ハ前々夏向之通り相心得メ置候様可致候追テ場所減取拂等可申付候

一是迄納來候公役銀以來相納候ニ不及候

一町會所へ積立候七分積金之儀モ當分ノ内不及相納尤右ハ窮民救助ノ良法ニモ有之候間追テ仕法替之上可及沙汰候

一諸訴事都テ簡易ヲ主ト致シ無益ノ手數相省キ可遣候間以來訴事有之候節ハ家持ハ五人組

一人差添可申其外町役人ノ訴事ニ候ハゞ一人ニテ可罷出候

但シ吟味筋ニテモ同様ニ心得名主差添可申候

一町火消入用之儀モ可成丈ケ相減無益之入費相掛ケ申間敷地主共篤ト吟味致シ是迄仕來ニ

不拘實備專一ニ心得無益之儀ハ一切相止可申候

一町々木戸之儀モ類焼後不取建場所モ有之又ハ木戸有之候共明地等モ有之取締モ相立不申有名無實之儀ニ付當分之内一切メ切等之刻限相廢シ候間損候カ往來障ニ相成候分ハ取拂

可申木戸番屋等モ地主共勝手次第取拂番人相減可申候

一家主共之儀モ多人數不及抱置ニ右様番役等モ無之上ハ給分相減又ハ人數可成丈相減候様可致候

一書役或ハ抱番人等之儀モ同様ニ可致候

右之廉々此モノトモ勘辨致シ町入用減方十分ニ相附可申候右之外ニモ相減可然分ハ可差免候間無忌憚可申立候

組々 名主共

右之通り申渡候間厚世話致シ町入用減方ニ付見込之趣等可申立候

辰六月

右申渡中に記載された公役銀及び七分積金との性質に就いては、更に申渡の末尾に於いて左のやうに説明されてゐる。

公役銀と七分積金

右申渡書之内に書載有之候公役銀と申は享保八卯年舊幕府町奉行大岡越前守勤役之節町屋敷は勿論幕臣用達等の諸拜領町屋敷よりも公役金の法を創め右取立かたは上等繁華の場所は五間間ぐち壹人役中は七間間口壹人役下は拾間間口壹人役の積壹人役と申候は前々人足

さし出し相勤候處壹ヶ年に十五人相勤候積右賃金に引直し三拾匁差出し人足壹人に付銀貳匁宛之積然るに拜領町屋敷の儀は舊來公役銀無之所在卯年改て公役銀差出候に付小給の者は難儀いたし候向有之付同九辰年より拜領屋敷の分公役銀割引の法相立上等七間口壹人中拾間口壹人下貳拾間口壹人と相成る其後年を経て右割引の實法も毀壞致し場末衰微の町屋敷は公役銀取立がたき向も有之過來候處今般大政御一新に付下々の難儀被爲救度との御趣意にて右公役銀の法全く廢止被仰出候事なり

同斷書中町會所七分積立金と中は寛政三亥年町法改正の節都て町方より請訴訟類其外町入用筋數件を省略候處入用格外に相減地主歳入多分相増候に付右歳入の内七分は町會所へ積置三分は地主手取に相成右の積金を以親買入圍ひ置或は貸附にいたし大火震災飢饉流疫又は赤貧其日暮のもの稼人等病氣にて暮方に差支候ものへ毎歳多分の米錢差遣貧民救極の良法にも有之處寛政之後新開致し候町屋敷追年相増候向は町會所起立後にて積金不差出打過比例過不及相成居候故今般右七分積金納方を見合御大政御一新の折柄別に一大良法立此上専ら民を救の御所置可有之候間其旨相心得厚く御趣意を體認可奉なり

その他鎮臺府は舊幕時代の御用金引繼負擔、錢相場の調節、窮民の救恤、孝子節婦の表彰、商取引の改善復活等を行ひ、また明治天皇御元服に方つて大赦令を發布する等銳意人心の收攬安定に努めた。

舊幕御用金引繼

この内御用金の引繼は、舊幕時代江戸の主なる町人達から、幕府へ對し御用金又

着々秩序を回復す

は立替金として提供し、未済の儘となつてゐたものを全部鎮臺府で引繼負擔し、年賦をもつて償還することとし、次のやうに申渡した。

江戸町人物代共

其方共儀去る丑年去卯年中舊幕府より用金並に立替金申付銘々國恩の程を相辨へ身分に應じ用金差出有之奇特の至に候今般幕府被爲廢

王政御一新に相成江府鎮臺被差置候に付ては下々御愛憐被爲遊候御趣意も有之候に付格別の譯を以其方共より差出有之候用金は鎮臺府へ御引受相成此上年賦に割合下ヶ戻し遣す間難有可存

但受取方の儀は毎年盆暮兩度に三ツ井組にて相渡可申是迄渡置候手形は引替可遣間今般相渡候手形を以金銀の融通に相用ひ候儀は勝手次第たるへき事

當時維新の混雜に紛れて、江戸と諸國との取引状態は著しく悪化し、その間不正不實の行はるゝことも尠くなかつた。そこで慶應四年七月鎮臺府は左の町觸を發して、江戸及び全國の商人に警告する處があつた。

商取引の改善

江府諸問屋共より諸國荷主共へ仕入前金等追々貸出有之候處近來荷元之者共兎角不實に取斗有之仕入荷物協賣等致シ或ハ滯候分モ不少有之江戸ノミナラス各地諸品ノ潤澤ニ抱リ以ノ外ノ事ニ有之候處幕府被廢候以後ハ彌以江戸入津之荷物相減シ仕入金等貸棄リニ相成居候由相聞候右ハ江府鎮臺被差置

朝廷ヨリノ御政令有之候上ハ國々荷主共モ心得違無之舊來之取引實意ヲ忘却不致荷送等無滯可致若不正ノ商賣致シ候モノ有之カ仕入金等無謂滯候者ハ江府へ呼出シ急度可及沙汰候且ツ江戸問屋ヨリ國々へ相送候荷物之儀モ兎角代金相滞騰ニテ難儀爲致候趣モ相聞居候處是亦去ル冬以來ハ江戸ノ動搖ヲ推斗リ別テ相滞候趣ニ候右様不實之取斗致候ハ以ノ外ニ付此上無不實濟方致シ互ニ實意ヲ以テ取引可致候江戸諸問屋共モ此上不正ノ仕切等致シ或ハ送荷等如何ノ取斗致シ候者有之候ハ、調ノ上嚴重之可及沙汰候間正路實直ニ賣買致シ各地相互ニ潤澤方專一ニ可心掛候尤仕入金並送荷物之儀モ右之通り相觸候上ハ無掛念取引可致候若滯候者有之候カ不實之取斗モ有之候ハ、月番市政裁判所へ可訴出候尤前々之仕來不拘速ニ呼出シ埒明ケ可遣候

右之通江府問屋共並江戸へ取引致シ候國々へ可被相觸候

辰七月

かくの如くして江戸を中心とする關東諸國の秩序は着々回復され、七月十七日には江戸を東京と稱し帝都とすべき旨の詔勅が降り、同時に江戸鎮臺府は廢止され、府藩縣三治の新地方制度に基いて、ここに東京府が開設されたのである。

第二章 東京府の開設

一 東京遷都

江戸を東京と改む

遷都の詔書煥發

慶應三年十月、徳川慶喜が大政を奉還し、維新の大業は、急轉直下こゝに成就せられることゝなつた。この新政に當つて、大久保利通の如きは大阪遷都の議を唱へたが、明治元年七月に至つて、朝議は江戸を以て東京とするに決し、同月十七日東京巡幸の詔書が下つた。この日は又東京府開設の記念すべき日でもある。

今東京遷都に關する詔勅法令及びこれ等に關する東京府の諸記録を辿りながらその間の事情を考へてみよう。

慶應四年七月十七日

詔書

朕今萬機ヲ親裁シ億兆ヲ綏撫ス江戸ハ東國第一ノ大鎮四方輻輳之地宜シク親臨以テ其政ヲ視ルヘシ因テ自今江戸ヲ稱シテ東京トセン是朕ノ海内一家東西同視スル所以ナリ衆庶此意ヲ體セヨ

辰七月

副 書

慶長年間幕府を江戸に開きしより府下日ニ繁榮ニ赴候ハ全く天下之勢斯に歸し貨財隨而聚
リ候事ニ候然るに今度幕府を被廢候ニ付而ハ府下億萬之人口頓ニ活計に苦み候者も可有之
哉と不便ニ被思食候處近來世界各國通信之時態ニ相成候てハ専ら全國之力を平均し皇國御
保護之目途不被爲立候ては不相叶事ニ付屢々東西御巡幸萬民之疾苦をも被爲問度深き叡慮
を以て御詔文之旨被仰出候孰れも篤と御趣意を奉載徒ニ奢靡之風習に慣れ再び前日之繁榮
ニ立戻り候を希望し一家一身之覺悟不致候てハ遂に活計を失ひ候事に付向後銘々相當之職
業を營ミ諸品精功物産盛に成り行き自然永久之繁榮を不失様格段之心懸可爲肝要事

慶應四年八月四日

御 仰 出

先般海内一家東西同視之思召ヲ以テ東京之儀被仰出候處當春卒然兵馬之事起候ヨリ以來國
國無辜之蒼生賦類之爲ニ塗炭ニ陥リ流離艱難其生ヲ聊セス依之御親臨御綏撫被遊度非常御
手輕之御行裝ヲ以テ不遠御出輩可被爲在之旨被仰出候事

八月


右の詔書及び御仰出しによつてみれば、この度の御東幸は「皇國御保護」萬民疾苦
御綏撫の大御心より出でたものであり、そして「非常御手輕之御行裝」と云ふ御趣意
であつたことがわかる。

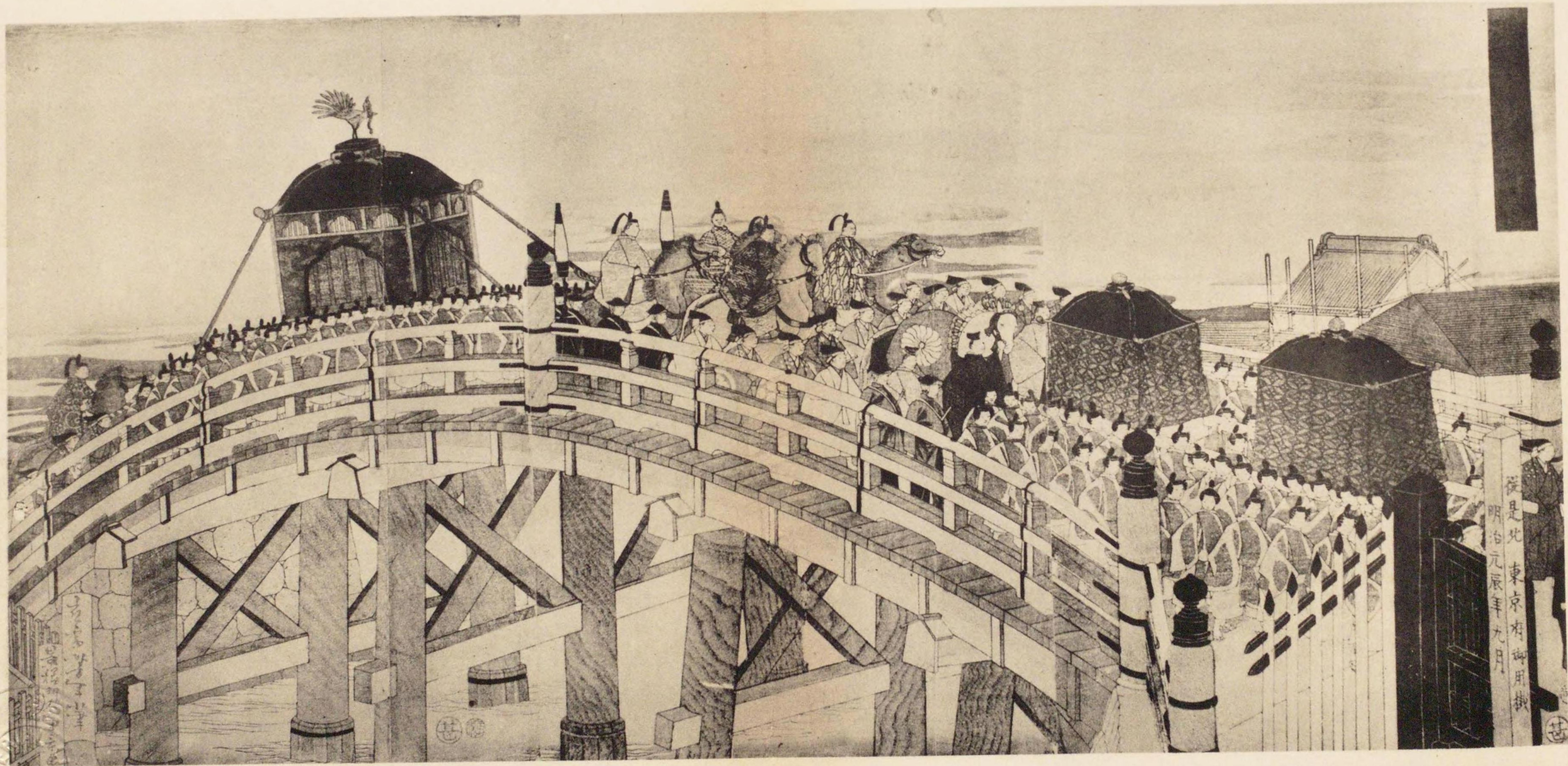
詔書
朕今萬機ヲ親裁シ億
兆ヲ綏撫ス江戸東國
第一ノ大鎮四方輻湊
地宜シク親臨以テ具政
ヲ視ヘレ因テ自今江戸ヲ
稱シテ東京トシ是朕
ノ海内一家東西同視
スル所以ナリ衆庶此意
ヲ體セヨ
辰七月
右
詔書

慶長年間幕府が江
戸に開きしより府下
日繁榮ニ赴候ハ全く
天下之勢斯に歸し
貨財隨而聚リ候事
ニ候然るに今度幕
府を被廢候ニ付而
ハ府下億萬之人口
頓ニ活計に苦み候
者も可有之哉と不
便ニ被思食候處近
來世界各國通信之
時態ニ相成候てハ
専ら全國之力を平
均し皇國御保護之
目途不被爲立候て
は不相叶事ニ付屢
々東西御巡幸萬民
之疾苦をも被爲問
度深き叡慮を以て
御詔文之旨被仰出
候孰れも篤と御趣
意を奉載徒ニ奢靡
之風習に慣れ再び
前日之繁榮ニ立戻
り候を希望し一家
一身之覺悟不致候
てハ遂に活計を失
ひ候事に付向後銘
々相當之職業を營
ミ諸品精功物産盛
に成り行き自然永
久之繁榮を不失様
格段之心懸可爲肝
要事

此の詔書は向
左に記す
朕今萬機ヲ親裁シ
億兆ヲ綏撫ス江戸
東國第一ノ大鎮四
方輻湊地宜シク親
臨以テ具政ヲ視ヘ
レ因テ自今江戸ヲ
稱シテ東京トシ是
朕ノ海内一家東西
同視スル所以ナリ
衆庶此意ヲ體セヨ
辰七月
右
詔書

江戸親臨詔書寫
京都府の所藏に係り、竪七
寸、横五尺五寸三分。慶應
四年七月十七日詔書下賜の
時、その寫を京都府に達し
たものである。





御東幸圖

市役所の所藏に係り、竪一尺二寸、横二尺四寸三分。明治元年十月十三日天皇が東京に著御在らせられた時の御模様を畫いた錦繪である。



御東幸に
關する諸
布達

東京府は慶應四年八月十七日に開府となり、二十三日には早速右の御趣意にこたへて、次の申渡をなした。

慶應四年八月二十三日

申 渡

東京府ハ慶長以來追々繁榮

皇國全洲之一大都府ニ候處舊幕府被廢土地一時ニ衰弊致シ府民生路ヲ失ヒ終ニ妻子モ離散
地方ニ移リ或ハ道路ニ迷ヒ候者モ有之哉ニ相聞誠ニ難敷被思召深キ
叡慮ヲ以不日ニ京都

御出輦此地ニ

御臨幸被爲在候間一同御趣意ヲ奉戴シ家業ヲ勵ミ治計ヲ營ミ候様其掛ノ名主共ヨリ隅々迄
不洩様篤ト可申聞事

その後御東幸に關する色々な御布告御沙汰書等が出たが、その内御道筋たる東
海道筋十一藩へ達せられた行政官の布告は左の通りである。

慶應四年八月十三日

東海道筋十一藩

御 布 告

不遠東京行幸被仰出候ニ付東海道筋藩々へハ御道筋ノ儀ニ付別段ノ譯ヲ以テ兼テ被仰出候

石高拜借ノ金札高三分ノ一ヲ以テ御貸渡相成候間朝庭御仁恤ノ御趣意ヲ體シ領民撫育方行届候儀可爲肝要候條金札取扱方專ヲ領民末々迄御趣意貫徹融通相成候様取計可有之候事

二 鎮將府と東京府

慶應四年七月、東京奠都の詔勅降下と同時に、從來の鎮臺府を廢して鎮將府を置き、また東京府を開設さるゝこととなり、左の布告が發せられた。

慶應四年七月十七日

東京在勤

一 鎮將

右東國事務ヲ總裁ス

一 議定

一 參與

右立法之權ヲ執リ議政官之體ニ法ルヘシ

一 判事分課

諸候 軍務 社寺 刑法 會計

一 辨事

兩府設置
の布告

右行法之權ヲ執リ行政官ノ體ニ法ルヘシ

一 史官 筆生

右鎮將被差置東國政務御委任被仰付候ニ付駿河甲斐伊豆相模武藏安房上總下總常陸上野下野陸奥出羽十三ヶ國管轄致シ諸候之事件ニ至ル迄總テ取扱可致事尤大事件ハ時ニ奏聞ヲ遂ケ候様被仰候事

一 東京府

知府事

掌府内事務

判府事

權判府事

京攝ハ申ニ不及諸府縣ニ至ル迄政務一定之規則被爲立候趣意ニ付彼是齟齬不致様被仰出候事

但諸藩ニ於テモ御趣意ヲ奉體認右政體ニ法リ追々改革終ニ天下一定之規則相立候様之心懸可爲肝要候事

かくて設置せられた鎮將府は、三權分立を象つた太政官の新制度に則る半獨立的行政機關であつて、東國十三ヶ國の政務一切を委任され、その官衙は江戸城内に置き、鎮將として左の如く右大臣三條實美が任命された。

鎮將府の
設置

慶應四年七月

大總督宮鎮臺被免三條右大臣鎮將被仰出候事

但自今鎮臺府の稱被廢候事

鎮將府は東國の政治權力を集中し、從來の諸制度を改革し、地域的に劃一的行政を施す爲に、先づ社寺裁判所を廢止し、次いで民政裁判所を會計局に改め、更に市政裁判所を廢して東京府を開設したのである。

社寺裁判所及び民政裁判所廢止の布令は次のやうであつた。

布 令

駿河以東十三ヶ國社寺之儀所部之府藩縣ニテ支配可致候處其難決事件ハ府藩縣ヨリ鎮將府へ可申出様今度改テ被仰出候事

但神社之儀兼テ御布令之通り勅祭神社大社之向等直ニ神祇官支配可受候且寺院之何官位並參内願等朝廷ニ關係候事者執奏へ可申出若執奏無之分者直ニ鎮將府へ可願出事

今般別紙之通被仰出社寺裁判所被廢候ニ付府内ハ勿論府外之社家寺院諸願同等是迄裁判所へ差出來候分來十二日ヨリ當分鎮將府傳達所へ差出可申候事
但府内社寺領之事件並檢使見分等ハ東京府ニテ當分取扱府外社寺領之事件ハ其藩縣ニテ取扱可申尤其支配所未定之分ハ當分民政裁判所へ可差出事

八月八日

今般改江戸稱東京是迄之江戸城へ鎮將府ヲ被置民政裁判所ヲ會計局ト被改候間此段相達候事

即ち鎮將府は、七月十七日の布告に基いて、漸時その職制を整ふると共に、管下の諸國には府藩縣三治の新制を布いたのである。

東京府の開設は前掲の鎮將府設置の布告によつて定められ、廳舎は幸橋門内柳澤甲斐守邸に置くことゝなつたが、諸準備の整ふまで當分市政裁判所を存置することゝして左の沙汰が發せられた。

東京府ハ柳澤邸へ御開に相成候迄ハ先當分是迄之通市政裁判所名目ヲ存シ置候様御沙汰御座候事

辰八月二日

次いで八月十七日に至り、始めて前鎮臺補烏丸光徳を知府事に任じ、土方大一郎、西尾遠江介を判府事に、片桐省介を權判事に任命して東京府は事實上開府された。かくてこの日を以て東京府日誌を發行し、又南北市政裁判所を合併して假に南裁判所に於いて府務を執ることゝし、八月廿日名主に左の申渡を發した。

辰八月廿日町年寄方に而申渡

東京府の開設

今般東京府御開南北市政裁判所合併被仰出候處當時東京府御普請中ニ付假ニ南裁判所ニ而
府政御取扱相成候間此段可相心得候東京府日誌

又舊職別は全部廢止して新に檢視曹・囚獄長・營曹長・檢獄曹・會計曹・營繕曹・鞠問曹・
書記曹・府掌等の職制を設け、同月二十一日知府事烏丸光徳は左のやうな就任の辭
を下した。

烏丸宰相御直書

臣光徳不逮ニシテ東京府ニ知事タルヘキノ

詔命ヲ奉セリ恭ク

天威ヲ尊戴シ勉テ兆民ニ牧タリ

皇上親ク兆民ヲ子育シ上下一致舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヲ要トスルノ大訓ヲ敬
承シテ戰々兢々深ク兆民ノ寧カラサルヲ懼ル心ヲ天日ニ失ヒ民ト休戚ヲ俱ニス幸ヒニ
皇上御親臨ノ明詔ヲ仰體シテ綱紀ノ常ヲ正フシ陳言ノ路ヲ明ニシ撰擧ノ法ヲ公ニトリ濫用
ノ失ヲ戒シム總テ輿論公議ニ基キ衆庶冤抑ノ情ヲツクシ上下壅閉ナキヲ體シ吏ノ不民政ノ
不宜民ノ不寧悉ク其志ヲ陳ヘ隱ス所アルヲナカレ敢テ進言ノ直キヲ求メ余ノ不逮ヲ補翼ス
ルハ府内ヲ安隱ニスル所以ナリ宜ク此意ヲ俱ニスルヲ要トス

辰八月廿一日

辰八月廿一日判事衆御添書

右之通被

仰出候間御趣意之目途一同相心得府内在住士民之無差別或ハ他國ニ罷越當時在府之モノ
ニ至迄存付候儀有之候ハ、
御一新之折柄惣而無忌憚可申出候既に

天皇御臨幸

詔書を以被

仰出候御儀ニモ有之慶長以來天下之勢ヒ斯ニ歸シ四方輻輳之地ニ候處可被用之人材此際
ニ臨ミ草莽ニ隱遁候テ一身之安逸ヲ倫ミ候儀ハ不都合之次第ニ付其人材ニ依而ハ不次御
採用可相成候間推擧之儀等聊不苦候前書之廉々建白之儀ハ昌平學校ニテ取扱夫々へ進達
可致候間右之趣末々迄無洩様可相達候事

辰八月廿一日

判 事 印

この日諸藩から一名宛人才を選抜し、知府事附屬として府政改革を助けるやう
達を發し、九月二日には愈々新應舎に於いて府政一切が執られることとなり、八月
二十九日左の町觸が發せられた。

府政の開
始

來月二日元南裁判所より幸橋内柳澤邸今般東京府被仰出即日御用御取扱相成候間此旨町中不洩様可觸知もの也

八月廿九日

東京府の職制

慶應四年九月二日、東京府は元南市政裁判所から舊柳澤邸に移され、同時に舊職制を廢し、「京都府職制に準據すべし」と云ふ太政官の布告に基いて、市政局、郡政局の二局を設置し、市政局に聽訟方、斷獄方、庶務方、社寺方、出納方、記録方、捕亡方、匠作方、入馬方を、郡政局に租稅方、庶務方、營繕方、驛遞方、記録方等の職制を設けて府務を分掌させることにした。

府吏員の處務大綱

然しこの時は未だ諸官廳との間の處務上の範圍も確定してゐなかつたので、府内の諸事件一應當廳に御問合無之候而は政令混亂不都合候間右之趣諸局へ御達有(因革史料)るよう鎮將府へ提言し、府廳員に對し、府内の萬機は總て太政官の政體に則り、世情紛々の折に際しての處務大綱を諭示し、これより東京府の體制は漸次整備するに至つた。

戊辰九月

- 一 府内ノ萬機總而太政官ノ政體ニ則ヘシ
- 一 政務ニ於テ改新セント要スル條件アラハ太政官ニ建言スヘシ

一 府中ニ勤役スル大小ノ諸吏勉テ猜疑ヲ去リ公平ニ基キ互ニ長短相助ケ既往ノ是非曲直ヲ問ハス今ヨリ後ノ實効ヲ見ルヲ要ス

一 府中ノ政務總テ大小ニ係ラス古今折衷シ今時ノ形勢人情ニ的當スルヲ主意トス

一 古人曰物必ス先腐テ而後虫之ニ生ス人必先疑テ而後讒之ニ入ル今般創業ノ際ニ當リ彼ヲ

取り此ヲ捨ルノ弊ヲ掃除シ宜敷上ニ在ルノ官員此ニ注意シ固陋偏重ノ憂ナキヲ本意トス

其一ヲ舉テ其二ヲ廢スル如キハ終ニ舊來ノ陋習ニ陥リ人ヲ用ユルノ法ヲ失スルニ到ルヘシ可不慎乎

一 今日吏事ニ係ル者下民之褒貶ヲ受クル事固ヨリ其分ナリ且關東物議洵々穩ナラス屢動搖

ヲ醸スモ亦其理ナキニアラス故ニ一局ノ官員互ニ同心協力上下隔絶ノ弊ヲ洗ヒ毎日衆議

ヲ盡シ各其利害得失ヲ討論シ餘念ヲ殘スヘカラス若過失アラハ速ニ改悔シ敢テ私怨以公

事ヲ妨ケ我意ヲ張り政体ヲ破ルノ惡弊ヲ踏ムヘカラス

一 外國交際ハ信義ヲ失ハス條理ニ從ヒ順序ヲ趁ヒ施行スヘシ

右之條々各確然一定ノ志ヲ立政體ヲ根軸トシ萬機誠實ヲ盡シ知府事ヲ輔佐シ此皇基ヲ扶持

九月

三 開設當初の府下の狀勢

東京府開設當初、即ち慶應四年三月から同年九月頃までの間、新政府及び東京府

舊慣打破の苦心

當局は多年の積弊を除き、舊慣を打破するに苦心を重ね、各所に諸高札を建て、一方頻りに申渡布告等を發して、天皇御親政の難有き御趣旨を、一般公衆に徹底させることに努力した。

當時常盤橋御門外・日本橋際筋違橋御門内・淺草御門内・高輪車町・半藏御門内等に建てられてゐた高札は次のやうなものである。

高札

(高札一)

定

一人たるもの五倫之道を正しくすへき事

一 鰥寡孤獨癡疾のものを憐むへき事

一人を殺し家を焼き財を盗む等之惡業ある間敷事

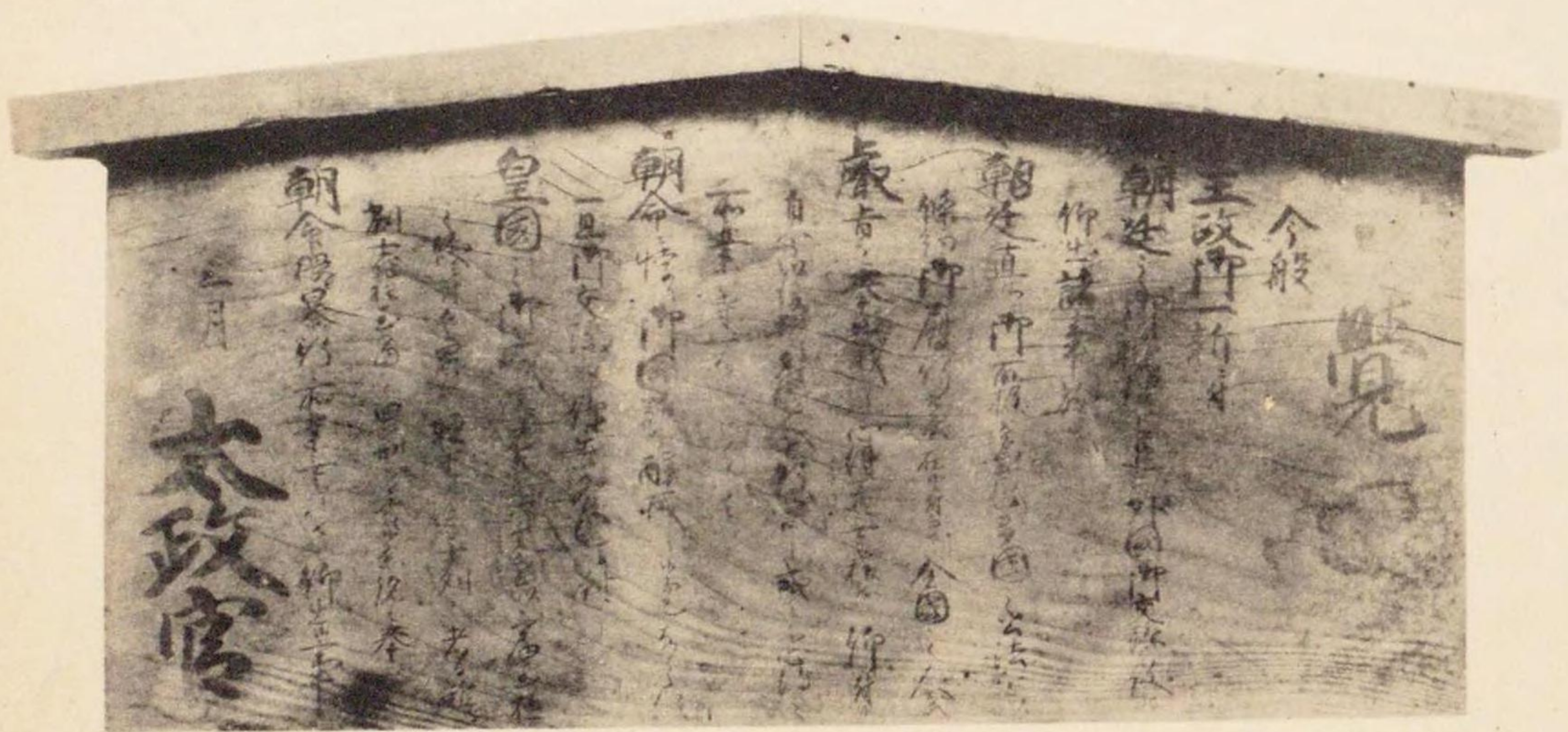
慶應四年三月

太 政 官

(高札二)

定

一 何事に寄らすよろしからざる事に大勢申合候をとらうとなへとらうしてしいてねかい事くわたつるをこうそといひあるひハ申合居町居村をたちのき候をてうさんと申す堅く御法度たり若し右類之儀これあらハ早々其筋之役所へ申出へし御ほうひ下さるへき事



太政官制札

八王子市明神町子安神社の社司松宮氏の所藏に係る木製の立札で、幅二尺六寸、丈一尺三寸五分、慶應四年三月のものである。

慶應四年三月

太政官

(高札三)

定

一切支丹宗門之儀ハ是を御制禁之通堅く可相守候事
一邪宗門之儀ハ固く禁示之事

慶應四年三月

太政官

(高札四)

覺

今般

王政一新ニ付朝廷之御條理ヲ追ヒ外國交際之儀被
仰出諸事於朝廷直ニ御取扱被爲或萬國之公法ヲ以條約御履行被爲在ニ付而者全國之人民叡
旨ヲ奉戴シ心得違ヒ無之様被仰付候自今以後猥ニ外國人ヲ殺害シ或者不心得之所業イタシ
候モノハ

朝命ニ悖リ御國難ヲ釀成シ候而已ナラス一旦御交際被仰出候各國ニ對シ
皇國之御威信モ不相立次第甚以不届至極之儀ニ付其之罪之輕重ニ隨ヒ士列之モノト雖モ削
士籍ヲ至當之典刑ニ被處候條銘々奉
朝命ヲ猥ニ暴行之所業無之様被仰出候事

三月

太 政 官

(高札五)

覺

王政御一新ニ付而者速ニ天下御平定万民安堵ニ至リ諸民其所ヲ得候様御煩慮被爲在候ニ付此折柄天下浮浪之者有之候様ニテハ不相濟候自然今日之形勢ヲ窺ヒ猥ニ士民トモ本國ヲ脱走イタシ候儀堅ク被差留候萬一脱國之者有之不埒之所業イタシ候節ハ主寄之者落度タルヘク候尤此

御時節ニ付無上下皇國之御爲又ハ主家ノ爲筋等存込建言イタシ候者ハ言路ヲ開キ公正之心ヲ以テ其旨趣ヲ盡サセ依願太政官代ヘモ可申出被仰出候事

但シ今後總テ士奉行人ハ不及申農商奉行人ニ至マテ相抱候節ハ出處篤ト相糺シ可申自然脱走者相抱ヒ不埒出來御厄害ニ立至候節ハ其主人之落度タルヘク候事

三月

太 政 官

(高札六)

覺

王政御一新ニ付而ハ下情貫徹萬民安堵各生業を安し候様被遊度過仁之思召ニ被爲在候間朝廷之尊嚴を憚リ或は役人之權威ニ恐れ自然民情閉塞致候而者不相濟事ニ付今般目安箱差

出候間下々之者共右御趣意を奉戴致し

朝廷御爲筋ハ不及申諸役人可否曲直民間疾苦等何事ニ不寄無忌諱封書に致し此箱エ入置ヘシ御取用可相成筋者速に採用在るヘキもの也

附御取上げなきものハ燒捨らる且又惣て偽訴致間敷右類者其品に寄り罪科にも行るヘキ事

辰十月

太 政 官

(高札七)

覺

一東京住居武士體又ハ町人體ニテ諸有司ハ立入誰殿出入誰殿内御用と相唱ヘ小大ニ限らず内願筋取扱ひ或ハ公事訴訟之世話賄賂之取次等致し居候者往々有之哉に相聞不届至極に候右等之者及見聞ニ候ハ、忽ニ可訴出事

辰十二月

東 京 府

左記の諸申渡又は布告は、明治元年の東京府日誌に掲げられたもので、これ亦御仁政の御主旨を親切に各方面に示達したものであるが、これ等の布達を讀めば當

八月廿三日申渡

諸申渡と
布告

時の混沌たる社會狀態の一端が如實に想像される。

東京府ハ慶長以來追々繁榮

皇國全洲之一大都府ニ候處舊幕府被廢土地一時ニ衰弊致シ府民生路ヲ失ヒ終ニ妻子モ離散
他方ニ移リ或ハ道路ニ迷ヒ候者モ有之哉ニ相聞誠ニ歎歎被思召深キ

叡慮ヲ以不日ニ京都

御出輦此地ニ

御臨幸被爲在候間一同御趣意ヲ奉戴シ家業ヲ勵ミ活計ヲ營ミ候様其掛ノ名主共ヨリ隅々迄
不洩様篤ト可申聞事

八月廿五日申渡

組々世話掛リ

名 主 共

東京之内區別ヲ立一區ツ、ノ諸藩隊長へ取締被仰付當局廻役附添晝夜共巡邏致シ候ニ付便
利宜シキ場所へ兼テ屯所取設ケ名主共申合同所へ相詰諸事進退ニ隨ヒ持場ノ内狼藉者又ハ
市民ヲ惱シ候者有之候ハ、速ニ右屯所へ可中立右ハ専ラ人民ノ患苦ヲ被爲救候厚

御趣意ヲ奉體致シ一同勉勵都テ御用向御差支無之様可致旨組々不洩様可申通右ニ付入用向
等追テ御仕法相定候上下ケ可遣候間聊以町入用へ不差響様取計可申段區内不洩様可申合候

辰八月

八月廿八日申渡

組々世話掛リ

名 主 共

頃日市中ニテ繪草紙其外商ヒ致シ候者共戲畫等ノ中へ

詔書之寫ヲ取交見世先へ掛ケ置候由全ク不心得故之儀トハ乍申恐多キ事ニ付以來
詔書ノ寫ハ不及申太政官鎮將府東京府日誌ノ類ハ見世先へ不差出右題號ヲ紙へ記シ張出置
候様可致右之趣組々へ早々申通シ名主共支配限リ其筋渡世之者へ不洩様可申聞事

辰八月

東京市中へ布告

鐵砲洲開市ニ付外國人居留致シ勝手交易差許候得共密賣買ノ儀ハ決テ不相成事ニ候以後外
國人ト馴合拔荷之企致シ候者承及候歟又ハ彌拔荷ト見届候ハ、其品或ハ其人共捕押へ東京
府裁判所鐵砲洲役所へ可訴出候其功ニヨリ其品ノ三割ヨリ次第ニ寄候テハ其品不殘可被下
候人而已捕押候節ハ御褒美被下候然ルヲ拔荷ト乍存見通シ他ヨリ顯ルルニ於テハ當人ハ申
ニ不及所役人マデ可處嚴科候

右之趣船稼之者共ハ勿論市中小前末々迄不洩様可觸知者也

辰八月

外國人へ米麥等賣渡候儀ニ付テハ前々相觸置候通彌以御制禁ニ候尤築地鐵砲洲邊居留ノ外國人日用ノ米粃大麥小麥並粉ハ鐵砲洲御役所免許狀相渡筈候間右買入免狀持參無之分ハ賣渡候儀一切不相成候

右之趣市中米穀渡世之者共へ不洩様早々可觸知者也

八月

申 渡

舊來尾紀水三藩並旗下之名前を借り無税ニ而改モ無之船數多有之候處近來右様之名ヲ僞リ惡徒共不所業之次第モ有之趣不取締之儀ニ候間以來軍船之外假令武家所持之分ト雖商船遊船之向不殘相改稅銀上納改濟ノ分ハ目印之燒印相付可申無印之船決テ往來不相成候事

辰八月

市中取締隊長

町内一區毎ニ警衛新夕ニ御取設相成候ニ付左之通規則ヲ定ム

一夜間ニ乗シ市街ヲ無益ニ橫行致シ候者ハ直ニ詰問シ翌日可届出事

一 醉倒人同斷

一 強盜取押へ手ニ餘リ候ハ、打捨候テモ不苦乍然成丈ケ穩當ニ處置可致事

一 奸商此機ニ乗シ公事訴訟等取次相頼欺又ハ市中之諸事件願出候モノハ早速其町内名主呼

出其委曲ヲ吟味致シ可届出事

一 管轄區内ハ棒杭ヲ以其警衛隊長ノ姓名取締支配地たるを知らしめ混雜之憂無之を以證ト

ス

一 舊幕臣之屋敷地内ニ潜伏之浮浪輩於有之ハ早速探索ヲ遂ケ取押可申出事

一 市中取締向嚴重相心得寬猛宜キヲ得候様精々盡力可致事

右之條件屹度可相守候尤隊中へモ其方共ヨリ違亂之儀無之様可被相達候事

東京府

八月

隊長 中

八月晦日申渡

組々世話掛

名 主 共

東京府郭内之市諸問屋其外舩船問屋魚船問屋一切東京府ニ願出候上諸事差圖ヲ受候様可致外局ヨリ申付候儀共有之候とも東京府に届出進退可致旨其筋不洩様可申通

八月

九月二日申渡

伊勢町家持
 次 兵 衛
 同町宗左衛門地借
 瀨平勢州住居ニ付
 店支配人
 伊 兵 衛
 同町大兵衛地借
 久左衛門江州住宅ニ付
 店支配人
 新 助
 同町家持
 喜 右 衛 門
 靈岸島長崎町一丁目
 家持
 辰 五 郎

其方共儀當節米價並諸色高直ニ付居町其日稼又ハ所持地面店借難澁之者或ハ家主番人薦人足其外之者へ次兵衛ハ金百三兩三分錢六貫文伊兵衛ハ金八十七兩新助ハ金三十八兩一分錢六貫文喜右衛門ハ金二十八兩三分錢六貫文辰五郎ハ金二十三兩三分餘施差出候段輕キ者ニ

ハ一同奇特ノ儀ニ付爲褒美次兵衛へ銀五枚伊兵衛へ同三枚新助へ同二枚喜右衛門辰五郎一同一枚ツ、爲取遣ス
 右之通申渡候間其旨可存

九月

右 町 役 人

九月二日申渡

組々世話掛リ
 名 主 共

府下往還道端又ハ橋臺等草生之場所相見へ候右ハ持場之者共掃除等閑置故之儀ニ付早々草刈取猥ニ塵芥等捨不申様町人共持場之分入念掃除可致旨名主共支配限不洩様申聞町役人共モ厚心付候様可致

九月四日申渡

組々世話掛リ
 名 主 共

公事出入又ハ吟味引合等ニテ東京府へ呼出シ候一件之者共不相揃或ハ役々御用繁ニテ爲待置候儀モ有之夜ニ入引取候様ニテハ其日ノ家業ヲ相休候者ハ別シテ難儀可致候間以來一件

之者共揃次第成丈ケ手操致シ取調可申ニ付町役人ニ於テ厚相心得呼出刻限遲滯不致様當人召連可罷出候右之趣組々並番外迄不洩様可申通旨被仰渡奉畏候仍而如件

九月

組々世話掛リ

名主惣代

新革屋町

木村定次郎

大傳馬町

馬込勘ケ由

米澤町

小西喜左衛門

坂本町

多田内新助

南八丁堀町

島崎清左衛門

淺草平右衛門町

平右衛門

神田紺屋町

市之丞

麴町

與兵衛悴

傳次郎

高輪町

權左工門悴

金三郎

西紺屋町

坂部六右衛門

同日申渡

組々世話掛リ

名主共

今般市中取締之儀諸藩隊長へ被仰付夫々持場ヲ定メ候得共右ハ強盜又ハ市中ニ潜伏致シ候者之御取締ニテ市政ニ關係致シ候儀ニハ無之候間公事訴訟ハ勿論檢使見分其外諸訴共都テ是迄之通相心得可申事右之趣組々並番外迄不洩様早々可申通

右之通被仰渡奉畏候爲後日仍如件

九月四日

新革屋町

木 村 定 次 郎

(以下前同斷故略之)

東京市へ布告

人民ヲ繁育シ五倫ノ道ヲ敦クスルハ當世ノ御急務ニ候處オロシ藥ト唱ヘ妊娠之子ヲ墮胎イ
タシ又ハ藥ヲ與ヘ謝禮ノ金銀ヲ貪リ家業同様ニ致シ居候者有之由人倫ニ有之間敷儀教化ヲ
破リ風俗ヲ害シ以テノ外ノ事ニ候右體ノ惡弊一洗相成兼候ハ全町役人トモ等閑故ノ儀ト相
聞候間以後人民繁育之御趣意厚相心得末々ニ至マテ精々諭倫理ヲ失ヒ候儀無之様可致候萬
一此上右様之所業及ヒ候者於有之ハ速ニ召捕吟味ノ上當人トモハ不及申其始末ニヨリ町役
人共ニ至ルマテモ急度答可申付候
右之趣町中不洩様可觸知者也

辰九月

右之通從東京府御裁判所被仰渡候間町中不洩様入念早々可相觸候

九月五日

九月七日囚獄一同

大政御一新之折柄有罪之者タリトモ憫然ニ被思食候處刑律ハ難被爲廢候ニ付罪狀ハ逐一御
糺問可相成候間囚獄不取締無之様精々心付罪人共イタワリ遣シ可申候事

九月

判

事

仁政普遍
の建白

以上の布達或は布告の示達と殆んど同時に、東京權判事片桐省介その他から囚
獄内の改善、訴訟仲介業者の禁遏、維新志士の追弔等につき數通の建白書が提出さ
れてゐる。

今明治元年の東京府日誌により、これ等建白書の一二を摘録して、當時の有司が
如何に御仁政の普及に専念したかを偲ぶのも無用ではあるまい。

片桐省介
等の建白

片桐省介建白

臣直方伏惟レハ方今大政

御一新億兆ヲ子育スルノ隆時ニ當リ苟モ生活スヘキノ道アラハ從ヒ有罪ノ者ト雖モ冤枉ヲ
懷キ獄中ニ久シク繋セシムヘカラス況ヤソノ罪糺糊ニシテ繋スル者ヲヤ且ツ舊幕ノ弊
風未タ一洗セス獄吏ノ恤ムナキニ苦ミ又所謂牢頭ナル者ノ凌虐ニ苦ム者尤多シ故ニ罪ヲ犯
シテ圜圜ニ入ル時多ク金ヲ持スル者ハ獄ニ在リト雖モ其安逸誠ニ家ニ在ルカ如シ苟モ一金
ヲ持セスシテ圜圜ニ入レハ外ニハ獄吏ノ憐恤ナク内ニハ牢頭ノ凌虐ヲ受ケ其甚キ者ハ衣服

ヲ剥キ飲食ヲ絶チ辱罵萬狀實ニ至ラサル所ナシ其尤甚キ者ハ終ニ虐殺スルニ至ル又ソノ罪ノ糝糊決シ難ク年月ヲ經ル者ハ一服ヲ用ルト稱シ姦吏此ヲ毒殺シテ病死スト誣ユ誠ニ人命ヲ視ル事草菅ノ如シ此等ノ宿弊早々御洗滌有之度偏ニ冀フ所ナリ臣今其職ニ在リ敢テ言スンハアル可ラス臣直方誠恐誠懼

辰八月

片桐省介建白

臣直方謹而按ルニ訴訟ノ繁ク起リ曲直ノ速ニ決シ難キハ俗ニ云フ公事師ノ多キニ因ルナリ所謂公事師ナル者ハ民庶訴訟ノ紹介ヲ以テ業トナシ曲ヲ以テ直トナシ文ヲ舞シ詐ヲ飾リ譬ハ詩人ノ題ヲ設ケテ詩ヲ作ルカ如ク鬼ヲ説キ夢ヲ説キ影モ無ク踪モ無キ事ヲ洪大ニ説キ來リ其人ヲシテ遂ニ大罪ニ陥ラシム此レ皆歲月ヲ遷延シ連座ヲ蔓滋シ金ヲ貪ノ大姦策ニシテ實ニ惡ム可キノ甚キ者ナリ世人一タヒコノ輩ノ籠絡ニ係ルトキハ葛藟ノ大木ヲ絡カ如ク終ニ其罪案ヲ逃レ難ク全ク曲事ニ非スシテ無妄ノ禍ニ罹リ産ヲ蕩シ業ヲ失ヒ遂ニ死亡ニ至ル者モ少カラス臣是ヲ以テコノ輩ヲ嚴禁セン事ヲ欲ス伏テ天裁ヲ俟ノミ臣直方誠恐誠懼

辰八月

片桐省介建白

臣直方伏テ惟レハ今般東京府被建置府内ノ大政

御一新賞罰嚴明忠義奮興ノ

御盛時ニ當リ衆庶皆其澤ヲ蒙ルト雖モ獨リ癸丑以來唱義之士東西ニ奔走シ山川ヲ跋涉シ櫛風沐雨父母ニ離レ妻子ヲ棄テ人情忍フアタハサルヲ忍ヒ國事ニ黽勉シ遂ニ幕吏ノ毒手ニ罹リ恨ヲ飲テ死スル者累々トシテ秋草茫茫ノ中ニ堙沒シ香花ヲ薦ル者モ無之ハ死者ノ冤枉幾何リヤ臣誠ニコレニ忍ヒス伏而冀ハ其姓名相分リ候者ハ皆珥珠ニ刻レ改葬祭祀被仰出國事ニ死スルノ大義ヲ表シ候ハ、逆賊之ヲ聞テ自ラ悔悟シ士民之ヲ見テ勤王ノ志益奮興シ大政教化第一ノ御專務ト奉存候臣區々之愚ヲ不願言上仕候誠惶誠恐頓首

辰八月

東京判府事建白

王政復古ノ大功業相立候折柄奥羽北越ノ賊徒數藩黨起シ王化ニ歸順セス屢官軍ニ抗衡シ其勢強暴征討ノ官軍日夜粉骨碎身肝腦地ニ塗レ櫛風沐雨大ニ逆賊ノ勢焰ヲ挫折シ數所ノ險城ヲ碎キ過半已ニ平定ニ至リ武藏諸郡縣モ之レカ爲ニ安堵ニ趣候ハ畢竟

皇威海内ニ延及シ上下心ヲ一ニシ公平ヲ旨トスルノ致ス所加之兵士忠勇義烈ノ精神貫徹スルニ依テ然ルナリ近來奥羽戰鬪ノ報ヲ聞ク毎ニ慘然感嘆ニ堪ス因テ愚按仕候ニ江戸ハ東國第一ノ大都會世界中有數ノ上地臣等不肖ノ身ヲ以テ即今太政官ノ御主意ヲ體認シ其順序條

理ヲ趁ヒ施行スルヲ以テ職掌トシ一局同心協和今時ノ公務勉勵罷在候ハ實ニ舊惡ヲ一洗シ陋習ヲ掃除シ

皇政一新ノ實効相立申度心願ニ御座候得共至今テ其實効不相建甚タ遺憾ノ至ニ候然ルニ彼舊幕旗下ノ士大夫近日御擢用相成候輩數代門閥ヲ以テ無益ノ年月ヲ過了シ身ニ尺寸ノ功モ無之徒ニ食祿ヲ貪リ罷在候弊所在皆是ナリ或ハ右等ヲ改革セスシテ人心撫育ノ良法ト心得始終舊格ニ泥ミ御施行相成候テハ兎角人民舊幕ノ政刑ヲ慕ヒ王政一新ノ何物タルヲ知ラサルニ至ルヘシ勿論我新政府ニ於テハ

王化ヲ敦フスルノ氣力モコレナク哉ト舊幕有志ノ士市中爲ノ輩ハ此節

王政一新ノ有名無實ナルヲ嘲笑シ其實効覺束ナキハ必然ニ候賞罰明亮ナラサルハ國家ノ大害況ヤ舊幕ノ地方官太平ノ餘臭ヲ以テ數百年其土地ヲ私シ人民ノ膏血ヲ絞リ其附屬ノ小吏奸曲並ヒ至リ利ヲ見テ飽ヲ知ラス百姓苛政ニ苦シム事蓋シ又十ニ八九此弊害ヲ一新スルハ今日ニ在ルヲ以ツテ人民モ又此弊害ヲ掃除セン事ヲ希望ス今日若シ機會ヲ失ヒ暗ニ姑息ヲ旨トシ懶惰僥倖ヲ以テ今日ノ政治ヲ求メントスル時ハ彼舊幕ノ奸吏此間ニ佞媚ヲ獻シ愁訴百端終ニ其術中ニ陥リ大事ヲ誤ルニ至ルハ必然ナリ今日

王政ノ妨碍ヲナス者コレニ過タル大害コレナク候自分與羽諸賊征討ノ師凱旋ノ日何ヲ以テ其誠忠ヲ表シ何ヲ以テ其功勞ヲ賞セン其罰スヘキヲ罰シ其賞スヘキヲ賞スルハ我

皇政ノ本體宜ク今日ノ時勢人情篤ト斟酌ノ上第一公明正大ノ御根底相立候様奉仰望候恐惶謹言

辰八月

片桐省介
山口範藏
中井弘藏

第三章 幕府引繼書類

一 序 說

さきに幕府から鎮臺府に引繼がれた幕府の重要書類の多くは、この時東京府に引繼がれた。その後東京府に於いては、保存上注意のゆきとどかぬところもあるので、一應整理の上これを上野圖書館に保管方を依頼し、現在に及んでゐる。これらの書類は江戸時代研究に關する重要な文献であり、同時に東京府にとつても貴重なものであるから、その目録を略記して置きたい。

舊幕府からの引繼書類は、評定所・寺社奉行・町奉行・作事奉行及び川船改方等に於いて管理してゐた一切の文書であつて、町年寄の文書も亦その間に混合してゐる。通じてこれを見るに、その冊數は殆んど萬を越えてゐるが、その十分七は町奉行所々屬のものである。これ等の書類はいづれも往時の政體治術を考證する上に貴重な文献であつて、集成・仕置例類・令典・撰要集及び記事條例取締類集・問屋再興調の類の如きは缺逸が少くないが、皆當時の法令格式及びその經理するところを物語

り當時の政府立法の要及び施政の略を推考するに缺くことの出來ぬものである。

二 引 繼 書 類

次に上述幕府引繼書類の目録・冊數及び其の内容の大略を記述することにす。

評定所書類

(一) 評定所書類

一 享保集成

四十六冊 (目録共)

卷一から卷五まで五冊缺

一 寶曆集成

三十四冊 (目録共)

五十一冊

一 天明集成

卷四十七、一冊缺

一 天保集成

百八冊 (目録共)

集成は評定所によつて編纂されたものであつて、辰口官庫といふ印を捺し、大題には觸書と掲げ、その下に集成の印が捺してある。この書は慶長以來の法令格式を集めたもので、天保集成の卷頭にある「觸書取調の趣」によると、寛保中有徳公(徳川吉宗)の命によつて、慶長二十年から寛

保三年に至る百二十九ヶ年間の觸書、凡そ三千五百五十通を八十部五十卷に編纂したものが享保集成で、浚明公徳川家治の時、延享元年から寶曆十年まで十七ヶ年間の觸書二千六十通を、六十五部三十三卷に編纂したものが寶曆集成である。天明集成は文恭公徳川家齊の時、寶曆十二年から天明七年に至る二十七ヶ年間の觸書三千二十通を六十部五十一卷に編纂したものであり、天保集成は將軍家慶の時、天明八年から天保八年に至る五十ヶ年間の觸書六千六百七通を、九十部百八卷に編纂したものである。

一天保集成除撰 (正副)

二冊

天保集成と同時に編纂されたもので、その序略によれば、大目付目付右筆所に載記なく、集成に書き残されたものを集めたものであると云ふ。

一天保集成總目錄

一冊

一天明集成 (缺本)

一冊

寺社奉行書類

(二) 寺社奉行書類

一 仕置例類集

百六十八冊

仕置例類集は文化元年評定所の編纂に係るものであつて、卷中所々に辰口官庫の印が捺してある。この類集は専ら斷獄治罪の参考の爲に編纂されたもので、毎項犯罪の實狀及び供述の

大要を擧げ略その犯罪の原因と刑名とを具へ、且つ法司の擬例一則をもつけ加へてある。又各司の申議により、政府の裁定を受け、判例となるべきものにはその頭首に「取計」の一部を設け、特に上裁を仰いだものは其の末尾に朱注が施してある。以上の形式は大體寺社奉行書類全體に共通してゐる。仕置例類集百六十八冊は次のやうに分類することが出来る。

茶表紙 (前集)

三十冊 (目錄共)

明和九年から享和二年に至る

青表紙

三十一冊 (目錄共)

享和三年から文化十一年に至る

黄表紙

三十八冊 (目錄共)

文化十二年から文政九年に至る

茶表紙 (後集)

六十五冊 (目錄共)

文政十年から天保十年に至る

この類集は右の如く前後四回に亘つて編纂されたもので、夫々表紙の色によつて分類されてゐる。

一 撰述格例初編

十九冊 (目錄共)

一 撰述格例後編

十五冊 (目錄共)

卷九卷十四二冊缺

この書の體裁は例類集と似てゐる。初編には天明八年から寛政十年まで、後編には寛政十一年から文化五年までの大小獄の斷案が載せてあり、第一卷には享保以來の評定所の規則及び雜例を掲げてある。

一 比考錄

一冊

治罪の比例を集めたもので二十三冊あつたものが、今唯この一冊だけ残つてゐる。

一 評定物手形帳

一冊

一 評定所書留帳

三冊

享保から慶應に至るまでの評定所の書留を抄集したもので、その大部分は評定所詰めの人々の座席の順位が書いてある。

一 評定所式日立合止留 (自享保至寛政)

一冊

一 評定所張紙留 (寛政以降)

一冊

一 評定所新張紙留

一冊

一 公事吟味留

三十九冊

この帳簿面には寺社奉行内寄合手限と書いてある。手限とは遠島以下の處分であつて、奉行の専決事項である。どの本にも無宿諾の印が捺してあり、文化六年、十三年、文政元年、八年、弘化三年、嘉永五年、慶應二年等の殘本である。

一 吟味進達留 (自弘化至慶應)

三十一冊

幕府譜代の小藩に於いて、死罪以上の専決することの出來ぬもの及び公料私領相交渉する場合は、政府への伺を経て之を三奉行に致し初めて鞠治した。これを進達といふのである。

一 仙石左京一件

七冊

各冊の表紙に堀田備中守の署名がある。備中守が協阪安董の後を受けて仙石左京一件を擔當審理した治獄の記録である。その序文に協阪中務大輔井上河内守掛中を初巻とし、その進達留取扱留及び評定所取扱留を併せて七巻とすと記してある。

一 内寄合留 (自寛政至文久)

二十冊

この書は寺社奉行等參集の日の裁決事項を書き留めたもので、多くは社寺地目工營等の件である。簿面には高崎濱松土浦府内杵築等の印が捺してあり、少くも五六顆多きは十數顆にも及んでゐる。これ等の印は奉行交代の時、事務引繼に際し領收の證として捺したもので所謂株附帳と云ふのがこれである。

一 寺社奉行一件書類 (自天保至慶應)

三十三冊

一事件を一冊として、各事件の始末を記したものである。簿面には内寄合留と同じく印形が捺してある。左の各冊の題目によつてその内容を知ることが出來やう。

赦取扱

本丸地鎮修法

天樹院二百回法事

三州龍海院花慶理春贈官位願

- 三州以來歷代葬所調
- 日光御門主上京
- 日光神領支配替
- 越後風卷大權現改號
- 新田大光院修復
- 上州澁川眞光寺任官
- 信州善光寺權僧正願
- 高野實性院退職
- 遠州可睡齋遷化
- 足利學校隱居後住願
- 泉州堺高林寺改派
- 古筆了博娘子
- 林門入病死
- 吉川政太郎家督
- この書及び内寄合留二部は何れも數百冊を存してゐるが、多くは同一事類の帳冊であるから、その中蟲損を免かれたもの各數十冊を茲に纏めたのである。
- 一 寺社奉行所書留
 - この書は天保十二、十三年寺社改正の事項を記したものである。但し殘本であつて詳細を知る
 - 甲州正寬寺朱印燒亡
 - 駿州靜居寺朱印染汚
 - 中山法華經寺開帳
 - 瀧野川正受院相對配札
 - 武州金澤瀬戸明神相對勸化
 - 仁和寺宮拜借並富
 - 勸進相撲興行
 - 料理店等抱女
 - 伊豆權現別當論所吟味
 - 寺社同心田中錠太郎等吟味
 - 瀧澤喜太郎昇段
 - 上州徳川卿山鹿篤三郎精練御用
 - 專修寺返祝物
 - 上野金津輕越中守借用滯

ことは出来なう。

- 一 上廳一件留帳 (文政八年、天保十二年) 二冊
- 一 遠國來復留 (慶應) 一冊
- 一 配小札留 (文久) 一冊
- 配小札とは各司から往復の單帖即ち單紙に認めた文書のことである。この書はその單帖を集めたものである。
- 一 内寄合裁許手限落着留 (天明) 一冊
- 一同役進達留 (自安政至慶應) 五冊
- 右は寺社奉行の上申牒である。
- 一 書役勤方云合帳 (自延寶五年至寛政二年) 一冊
- 簿面に公事勤方書と題し、序略に「延寶五年古今の法を取り此の一冊を定む」とある。
- 一 土浦大檢使 (自天保至慶應) 二冊
- 大檢使小檢使は寺社奉行がその家臣を派遣して、寺社立合とするもので、この書はその記録である。
- 一 服忌令 二冊
- 一 勸進能一件 二冊

觀世太夫の由緒に關する寛延中の上申書である。

一 寶生太夫勸進能一件 (弘化)

一冊

寶生氏の由來に關する上申書である。

一 近郷村々里數付 (天保十五年)

一冊

一 石州津和野神社覺 (寶曆十二年)

一冊

一 宮門跡貸付金 (自元文至天保)

三冊

一 建長寺人別帳 (寛政二年)

一冊

一 東叡山領取計 (寛政以降)

一冊

一 寺社門前帳

一冊

寛永寺所有地の分である。

一 古義眞言宗本末帳

二十四冊 (目錄共)

每卷右以天明年間改本寫之慶應元年乙丑五月古義眞言觸頭高野山學侶集議中と題してある。別本寛政三年の目錄一冊を附録としてある。

一 寺格帳

六冊

一 東都伽藍記

二冊

一 諸宗作事圖帳

五十五冊

舊幕府時代の制では、佛寺の修繕等はすべて寺社府の裁可を経なければ工事に及ぶことが出来なかつた。故に常にその堂閣門廡の圖を作つて提出せしめてあつた。この帳は文久三年に徴收したものである。

一 開帳免許帳

二冊

享保十七年から慶應三年までの間に開帳の裁可を経たものの名簿である。頗る破損してゐるが古簿であるから特に收存されてゐる。

町奉行書類

(三) 町奉行書類

一 撰要集

五百七十七冊 (舊目冊數)

缺本三百十四冊 現存冊數二百六十三冊

撰要集は町奉行所の編纂に係るもので、享保以來安政に至る歴代の法制條格及び各司により議定された程式並に右に關する文書を集めたものである。これを集成令典二書の特に法制に關する文書に比較すれば稍煩冗の嫌はあるが、その收録範圍の博くして、詳かなることは二書の上にある。思ふに享保年中、上には將軍吉宗あり、下には大岡忠相あり、その治績は徳川中興と云はれ諸官司政典等多く編せられてをり、本書も亦その間に作られたものであつて、奉行

所最要の典籍である。その後、廳中常に與力三人、同心六人を委員に選んで編纂に従事せしめてゐる。而してその體裁は大判の厚紙を使用した立派なもので、寫字にも頗る念を入れてある。惜しいかな、その後度々の火災によつて、缺本を生じ、又引繼ぎの後も數百冊を亡失し、現在残つてゐるものは、南北兩奉行所の分を併せて明和・安永・天明・天保・嘉永各時代僅かに二百六十冊餘にすぎない。一説にその中朽敗糜爛して收拾すべからざるものは、他の反古と共に懲役場に送り灑ぎ返し紙の材料にしたとも傳へられる。また享保の部の如きは、司法省に傳はり、現に同省に残つてゐるとも云ふ。今年代順により、現存してゐる各撰要集の規模を述べてみよう。

一 明和撰要集

三十一冊

卷八卷十五、二冊缺

この書は明和年中に編成されたものとなつてゐるが、降つて安永年間のことにも及んでゐる。安永・天明二集も亦同じである。

一 安永撰要類集

二十九冊 (目錄共)

一 天明撰要類集

五十五冊

一 寛政撰要類集

二冊

一 文化撰要類集

一冊

右の二部は端本であるが、當時の原本と思はれる。

一 天保撰要類集 (七冊缺)

百二十三冊 (附錄共)

一 嘉永撰要類纂 (五十二冊缺)

二十三冊 (附錄共)

一 寶曆撰要類集

一冊

この書は祭禮及び寺社に關するものを抄録したものである。

一 撰要集 (一冊缺)

二冊

この書は萬治三年から文化十二年に至る、凡ゆることの起立に關することを摘録してある。

一 文化・弘・嘉永撰要集

一冊

一 撰要書拔 (十二冊缺)

二冊

一 撰要集 (由緒ある者の部)

一冊

一 新撰要集 (寛政撰要褒美之部)

一冊

以上四部はその抄出及び未定の稿本であり、中には本編と體裁を異にするものもある。思ふに何等か他に要する原本となつたものである。

一 寛政・享和・撰要目錄

三冊

一 新撰要目錄

一冊

一 續新撰集目錄

一冊

以上三部は只その目記が残つてゐるだけである。

一南撰要類集

五十二冊

南町奉行所の撰要集に就いて、安永から天保に至るものを類別抄録したものである。その體裁は稍具はつてゐるが、中には舊本の中に缺文になつてゐるのが頗る多い。

一撰要集用留

一冊

撰要集の續撰及びその繕寫等の簿記である。

一寛政撰要類集

一冊

一撰要集拔萃

十四冊

この書は明治三年前編修掛によつて編次されたものであるが、原書はあまり浩漭であるからその大要を摘録したものである。

一新撰要集別録

四冊

嘉永一冊、安政一冊、文久上洛一冊、公事上聽一冊いづれも未定の稿本で、撰要集と同じく一函に藏めてあり、題目もなく體裁もなかつたのを裝典して新撰要の別録としたものである。

撰要集 存逸表

年 號	舊 目 冊 數	舊 目 缺 數	既 逸	現 存
享 保	四一冊	六冊	全冊	全冊
寶 曆	三九冊		全冊	三一冊
明 和	三三冊		二冊	全冊
安 永	三五冊			全冊
天 明	四五冊			全冊
寬 政	四一冊		四〇冊	一冊
享 和	三四冊		三三冊	一冊
文 化	四〇冊	一二冊	三九冊	一冊
文 政	六一冊	七冊	全冊	
天 保	一二八冊	四冊	七冊	一一二冊
嘉 永	七五冊	一〇冊	五二冊	一一三冊
計	五七七冊	三九冊	三一四冊	二六三冊

右は東京府が幕府から引継ぎ現に文庫中に在るものゝみであつて、他の官司及び民間の傳本には關はりがない。

一享保撰要類集

四十二冊 (目錄共)

この書は司法省に傳存したものを、明治十一、二年頃東京府文庫に收還したものである。併し乍らその體裁は矮紙短簡で、別表に記したやうな大判の厚紙を用ひた立派なものでない。恐ら

く町奉行所に控として所藏された副本であつて、その正本ではあるまい。その内容目次は左掲の通りである。

書附	仕置筋	出水	堀川凌
隱賣女	三笠附博奕	上水	町人諸願
奉行人宿	拔荷仕置	居屋敷抱屋敷	武家供廻
評定所	地方	辻番所自身番屋	諸證文
公事裁斷	觸町觸	町奉行所	組與力同心
藏地商番屋道敷下水	明地	同役掛	縣宗惠町年寄地割
火	米穀	町人名字刀停止	菅野彦兵衛
金銀錢	藥種	阿部友之進	奈良屋安左衛門
酒油商賣物	新規物書物	牢屋	兩溜穢多彈左衛門
御成(佃島)	餌取	遠島	養生所
祝儀	祭禮	時鐘	三十三間堂
法事(八講)	神社佛閣	傳馬人足	廻船
高札鐵砲	箱訴	勸進能	三芝居(缺)
褒美	儉約	新吉原(缺)	朝鮮琉球阿蘭陀人
入用	諸所橋	生類	附錄

右は享保から寶曆に及んでゐる。

一 享保令典永鑑

五十一冊 (目錄共)

令典は北町奉行所の纂修にかゝり、法令格式を集めたもので、前掲の集成とその様式が類似してゐる。本書は享保年中に編されたものであるが、遡つて慶長以來のことをも歴叙してあり、次の寶曆令典も亦延享以後に及んでゐること恰も集成の例の如くである。而して集成撰要は共に年を追ふて續編を編纂されてゐるが、令典のみは天明以降は補修されてゐない。思ふに享保撰要既に逸亡し、享保集成また卷第五以上を失ふてゐるのに、本書のみが獨り幸に全冊を存してゐるので、以て前二書の足らざる處を補ひ、徳川中興治政の全貌を窺ふことが出來よう。

一 寶曆令典永鑑

三十四冊

一天明令典永鑑

四十九冊

卷三十一卷四十六、二冊缺

この書は假綴の半紙本である。蓋し兩奉行所に別藏してあつた副本であらう。

一 舊記拾葉集

十一冊

外卷七卷八、二冊缺

この書は安政二年の編纂である。その序文に「言上帳は享保より、御用覺帳は寛文より、俱に寛政に至るまで凡そ起原并規則の類及び有名の事蹟を抄記す」とあるが、内容は必ずしも右の序文と一致してゐない。

一 觸書

六十九冊

大小二種ある。大本は寛永二冊、文政二冊、天保五冊、弘化一冊、嘉永二冊、安政二冊、文久二冊、萬延一冊、元治一冊だけ残つてをり、その他は皆紛失してゐる。小本は天保から慶應に至る同題の書三部を集めたものであるがその年度は接續してをらない。大本は當番方の編抄したものであるといふ。

一 町觸

九冊

文政から慶應に至る間の町觸を集めたもので缺脱不完の本である。

一 手限赦例書

二十六冊

舊幕府は赦を以て盛典とし、慶事及び法事等の大禮ある毎に必ず赦を行つたので、三奉行は常に委員を置いてその書類を整理させてゐた。「手限赦例書」及び以下に掲ぐる諸書は町奉行所で編修した所謂赦に關する書類である。手限赦例書は享保から寛政に至る手限處分の刑人に赦を擧げた例で、その目次は次のやうである。

家人 士庶人 盲人 非人 四方

十一冊(目錄共) 七冊

手限

八冊

一 赦例書

四十三冊

茶表紙(自享保至弘化)

十二冊(目錄共)

黄表紙(自寛政至天保)

三十一冊

家人

四冊

雜

四冊

士庶人

二十一冊

赦例總目

一冊

盲人 非人

一冊

この書また表紙の色で二部に分れてゐる。仕置例類集の例にならつたものである。

二十五冊

一 後赦錄

寛政より文化に至る。

追放

十三冊

非人

一冊

寄場

四冊

佐洲

一冊

流罪

二冊

雜

四冊

一 例書

二十冊

正徳より文化に至る。

一 大赦調書

九十二冊

慶典には大赦凶禮には赦を行ふ、何れもその輕重によつて次第を異にしたものである。

天明七年

五冊

文政二年より

二十四冊

寛政四年より

十二冊

同十一年より

二十冊

同十二年に至る

一冊

同天保二年より

三冊

享和二年

二十二冊

弘化四年

五冊

一回赦帳

十五冊

寶曆
文明
安永

五冊
三冊
四冊

天明
寬政
七廉回赦帳(安政)

二冊
一冊

すべて法會ある時は、各刑人の親族等から豫めその寺に對して請願をなし、寺はその請願によつて名簿を作り、これを三奉行に提出し、三奉行はこれを回覽して夫々の手續を経て赦簿を作つた。これが即ち回赦帳である。

一三ヶ度例書

四冊

三度とは天保十三年慎徳院任槐立世子世子昇進の三慶典に由つて舉行した大赦である。

一例書

四冊

一手限例書

五冊

一赦手續録

一冊

(卷二十一冊殘存)

一赦帳

六十二冊

祝儀の部

二十二冊

法事(寶曆)

二冊

享保九年より天保十四年に至る外卷六、一冊缺

祝儀手限(寛政)

一冊

赦帳寫(自明和至天保)

八冊

法事手限

一冊

將軍宣下等祝儀手限

三冊

七廉

四冊

日光參詣祝儀手限

三冊

赦帳寫(自明和至弘化)

二十五冊

一赦律

三冊

右の中には御赦心得書と題したのものもある。

一記事條例

百六冊

この書は町奉行所の當番方によつて編纂されたものである。當番とは府民の上申文書を收受し、これを告請詞訟等各その事類に従つて處理する役で、今の受付のやうなものである。この書は言上帳手形帳等に據つて古今の舊章成格及び各項文書の典例となる可きものを類纂したものであるが、所謂帳附がその大部分を占めてゐる。帳附とは逃亡・義絶・變死・失火・盜難・遺物等の事項を必ず府廳に登録し、その公認を経たものを云ふ。正編は寶曆に始まつて寛政に終り、追加は文化に起つて安政に盡きてゐる。その件目は次の通りである。

目錄	一冊	諸訴取計	一冊
諸書付	四冊(追加共)	白洲出者坐席	四冊(追加共)
組中支配向	一冊	仕置	一冊
伺書	一冊	咎申付	三冊(追加共)

脱落	十五冊(追加共)	紛失并盜賊	九冊(追加共)
尋并押込	三冊(追加共)	捨子迷子	三冊(追加共)
久離義絶	十冊(追加共)	膺役街	四冊(追加共)
檢使	八冊(追加共)	怪品取引	二冊
變死	五冊(追加共)	穢多非人	五冊(追加共)
出火燒亡	四冊(追加共)	雜	六冊(追加共)
拾物	十三冊(追加共)	記事條例追加	一冊
拾物	四冊(追加共)	用達町人能役者諸届	一冊

一 諸事留帳

外卷四、一冊缺

三十三冊

この書も亦當番方の編纂に係り、寶曆から慶應までの案牘の文を集めたものである。初卷は事類の義則に渉るものを繕寫したものゝやうで數卷の後は雜然として、毫も統一されてをらず、只年月を逐つて文按を編纂したのみである。併し乍ら町奉行所の記録としては、本書は最も完備したものであらう。

一 市中取締類集

八十五冊

この書は市中取締掛の纂修に係り、天保中兩町奉行が閣老水野忠邦の旨を承けて施設した、市政改定の諸文案を集めたものである。内容は吏務、地目、風俗、生業、市估、貨物の類別の下に篇次してあるが、その中の放刑評議は法律に渉り、遠國伺ひは京阪地方の改正に關するものを掲ぐ

る等獨り市政に止まらず、又江戸一府のことに限らず、凡そ當時舉行された新制はすべてこれを蒐録してゐる。而して本書の追加及び續集は弘化、嘉永以降文久に至るまでの事類であつて、阿部正弘が天保の新制を一變した以後の件を集めてある。その目次は次のやうである。

市中取締	九冊(追加共)	藥種	一冊
取締筋襖	二冊	參詣立商人荷車日傘鳥類鉢植	一冊
掛勤方	一冊	町人衣服	一冊
回方勤	一冊	高價玩物雜菖蒲太刀	一冊
名主取締	八冊	町觸申渡	二冊
名主	五冊(追加共)	町觸申渡自身番屋鐵砲鑄立	一冊
地所取計	三冊(外一冊缺)	諸願下ケ	一冊
河岸地	七冊(追加共)	奇特	二冊
門前圍込町名橋名	一冊	高年	一冊
町在家家作	二冊	人宿取締	一冊
出家社人	二冊	舊里歸農	一冊
身分取扱	一冊	人別出稼	一冊
身分取扱	一冊	し人足寄場	一冊
祭禮開帳	一冊	非人寄場	一冊
書物錦繪	八冊(追加共)	塗屋造火消人足	一冊

定水番	一冊	吉原規定	一冊
辻番受負	一冊	假宅	一冊
自身番屋掛札高札見守番人	一冊	乞丐香具師手踊	一冊
馬飼料等	一冊	無宿片付	一冊
床見世	一冊	放刑評議	一冊
芝居床見世	一冊	遠國伺	六冊
芝居所替	二冊(追加共)	旅人宿調	二冊

一市中取締續類集

名主	五冊	書籍	六冊
地所	十冊	藥種	二冊
諸家國産	四冊	火之元	二冊
町人諸願	五冊	奇特	一冊
糸割符用達町人	三冊	祭禮	六冊
錢相場	三冊	芝居	二冊
寄場油	一冊	假宅	三冊

一諸色調類集

三十一冊

この書もまた市中取締掛の編纂したもので、前記市中取締類集と同時に出来たものである。水野忠邦が諸問屋組合を廢した後は府下商工業者の約束及び物價通塞のことはすべて幕府

に於いて統轄されてゐたため、大小悉く官の處理を要し、随つてその書類は繁雜を極めてゐた。この書はその官民兩者の主なる文書を蒐録したものである。

國役	一冊	紙直段	一冊
直役人足桶樽職人浮芥浚川浚	一冊	諸色雜	二冊
糸割符	一冊	石賣買方	一冊
札差改革	一冊	石灰貝灰	一冊
錢相場	一冊(外一冊缺)	蠣殻灰豆腐板材木	一冊
金錢貸借	一冊	燈心賣捌	一冊
質物利	一冊	炎上調	六冊
諸入用金銀引替丁銀金箔	一冊	大火調	一冊
錫鉛銅鐵	一冊	桐材木	一冊
米錢產物材木魚蠟製	一冊	地代店賃町會所調	一冊
炭薪直段國産賣捌干鰯運送	一冊	町會所金七分積金	一冊
水油蠟燭	三冊	藥種賣買	一冊

一諸色調續類集

一冊

外三冊缺

安政五年から文久二年に至る諸色貨物の處分を書いたものである。

一市中取締書留

百十四冊

天保十一年から慶應三年に至る間の上令下奉内外一切の文書を雜編したものである。その標目は單に書留と書いたものと、又市中書留と頭書したものとがある。取締諸色の二集はこの書を類抄したものであらう。

一 問屋再興調

二十六冊

嘉永四年閣老阿部正弘は市政を改正してこれを文化以前に復し、商工の問屋組合を再置したので、南北兩奉行所共に委員を置いて専らそのことを擔當した。この書は南町奉行所委員の手によつて作られたもので、問屋及び組合商工に關する古今の事例を條記して毎項その源委を詳かにし、猶再置の手續きに及んでゐる。各商工の沿革を知るには最も完備したものと謂はれる。尙前の取締類集と互に参照するを要する。

一 諸問屋名前帳

五十八冊

この書は問屋再興の時報告した諸問屋及び組合商工の連名簿であつて、各その住所を記し實印を捺してある。而して新加入、廢業又は他人に讓渡したものは前者の名を消して後者の名を記入し、この帳面は慶應の末まで用ゐられてゐる。

一 諸問屋假組名前帳

四冊

この書も亦右と同時の報告で假組の連名簿である。假組とは本問屋に入らぬものを言ふ。別に安政三年の報告書一冊あり併せて編されてゐる。

一 八品商名前帳

百六十一冊

この書は慶應二年に報告された八品商の連名簿で、體裁は問屋名前帳と同様である。

一 八品商名附録

一冊

一 諸問屋規定

一冊

一 回船問屋式法

一冊

一 油問屋申立

一冊

一 問屋身元金調

二冊

一 問屋呼出名前

一冊

一 札差株帳 (嘉永四年)

一冊

一 札差條目 (嘉永四年)

一冊

一 札差家業名題帳 (正副 嘉永四年)

二冊

一 札差出入鑿札雛形

一冊

一 札差住所書 (文政七年)

一冊

一 濟口證文

三冊

一 手形帳

二冊

北年番書

年番は、町奉行廳中一切の事務を統轄し、金米の出納及び組邸取締等のことを管掌する即ち今の庶務課の如きものである。その職に當るものは往時は輪年交番したのでこの名が起つたが、後世は年番とせず、永任の與力同心がこれに當つてゐた。以下列記する書冊は皆その事例、實歴及び各項の文案を編輯したものである。

一七十冊物類集

七十一冊 (目錄共)

書付掛合	一冊	牢屋	五冊
役所	二冊	養生所	三冊
身元調	一冊	市中取締	一冊
與力同心	六冊	奇特	一冊
組内組屋敷	四冊	支配向	六冊
地所	九冊	勘定所用達	一冊
入用	七冊	諸式	三冊
火事	五冊	外國	六冊
缺所	一冊	土居上水石垣	一冊
取立	一冊	馬口勞業躰規定	一冊
本所深川	三冊	兩溜穢多	二冊

以上嘉永四年から萬延元年に至る凡そ十ヶ年間の事類である。

一年番取扱

十一冊

一書付

一冊

書付と言ふのは皆政府の令達のことである。

一諸向達	一冊
一諸向掛合	四冊
一御成一件	一冊
一赦	一冊
一火事場	二冊
一頭役所	三冊
一臨時入用	五冊
一與力同心	六冊
一組屋敷	二冊
一町年寄名主	一冊
一吳服師	一冊
一札差	一冊

- 一本所深川 三冊
- 一牢屋 六冊
- 一兩溜穢多 二冊

以上の口書には朱點の記號がある。
この書は天保十二年から嘉永三年に至る十年間の事類を集めたもので七十冊物の前編である。

- 一年番取扱 八冊
- 一組屋敷付 一冊
- 一組屋敷上水 一冊
- 一與力同心加増 一冊
- 一本所方褒美 一冊
- 一米酒一件 一冊
- 一米高直 三冊
- 一年番取扱 十一冊
- 一諸向達 二冊

- 一兩山御代 一冊
 - 一與力同心 三冊
 - 一役所組與力 一冊
 - 一組内組屋敷 一冊
 - 一臨時入用 一冊
 - 一取上建家 一冊
- 以上口書に朱の三角記號がある。外一冊缺。この書は文政四年から天保十年に至る七十冊もの再前編である。但しその件目は全く具はつてゐない。
- 一諸向掛合 一冊
 - 一月番續 (自文政至天保) 二冊
 - 一臨時入用 一冊
 - 一臨時褒美 一冊
 - 一濡手當 一冊

濡手當は役人の出役或は立會等の際雨に遇つて雨具を備へることが出来ず、衣物を濕した場合に給する手當のことである。

- 一 闕所 一冊
- 一 武家寺院施 一冊
- 一 養生所書留 六冊
- 一 養生所一件 三冊
- 一 養生所入用 一冊
- 一 順立目錄 一冊
- 一 二十四冊物 目錄 一冊
- 一 二十冊物、四十冊物の本書は已に散逸して、只その目錄だけが残つてゐる。
- 一 與力同心 (自寛政至文化) 五冊
- 一 與力同心諸願 一冊
- 一 檢使 三冊
- 一 此書の内に渡邊登が自盡したとき檢使に赴いたものの記録が一冊ある。
- 一 和宮御下向 四冊
- 一 神田川蜜柑相場 (弘化) 一冊
- 一 紙屑買 (文政八年) 一冊

- 一 武士方給金斷 (文政八年) 一冊
- 一 神田祭禮 二冊
- 一 玉川上水 (自萬延元年至慶應元年) 二冊
- 一 川筋定浚 (自嘉永元年至慶應元年) 一冊

南年番書

南町奉行年番の書類は大概尋常の簡牘で、寥々たる單篇數十冊が残つてゐるに過ぎず、北町奉行所の七拾冊物に比して甚だ乏しい。或は引繼の時脱落して傳はつてゐないのか、それとも引繼後散逸したものか、或は又南町奉行所のものとは簿面に題署がない爲に他と混合したものがその點不明である。とにかく南年番の書類として残つてゐるもの又單に年番とあつて、南北のいづれか識別することの出来ぬものを併せて左に掲げる。

- 一 諸事 一冊
- 一 延享以降の諸事件の抄録である。 一冊
- 一 改革 (天保十五年) 一冊
- 一 組同心心得書 (文化以降) 二冊
- 一 本勤並年寄等書留 (天保九年) 三冊
- 一 譜代家督留 (天保十一年) 三冊

- 一 町奉行組與力同心指物 (弘化二年) 一冊
- 一 役所金有高 (安政五年以降) 六冊
- 一 月並入用勘定帳 (慶應三年) 五冊
- 一 奇特者書留 (文政) 一冊
- 一 喜多村彦右衛門一件 (嘉永中書上) 一冊
- 一 圍糶拂代帳 (慶應三年) 二冊
- 一 役所付地面書留 (天保十四年) 五冊
- 一 高札修復書留 (文政) 四冊
- 一 醫學館付地所一件 一冊
- 一 養生所取締 (安政) 一冊
- 一 桶樽職役錢書留 (嘉永) 一冊
- 一 岡鳥水鳥問屋 (嘉永以降) 四冊
- 一 冥加上納金手形 五冊
- 一 腰掛茶屋用達諸願 (嘉永) 一冊
- 一 勅使下向 (慶應) 一冊

- 一 山王祭禮 (萬延) 一冊
- 一 新吉原假宅一件 (慶應三年) 二冊
- 一 彈左衛門代替 (寬政以降) 一冊
- 一 非人頭假牢番非人内借願 (弘化) 二冊
- 一 兩溜書留 (弘化安政) 五冊
- 一 三十間堀浚 (文政十一年) 二冊
- 以上が南年番書である。
- 一 與力同心誓詞 (文化九年) 一冊
- 一 南北姓名帳 五冊
- 一 年番與力勤方 一冊
- 一 非常心得方 一冊
- 一 與力同心町年寄申渡 一冊
- 一 養生所一件 (天保) 四冊
- 一 與力同心掛り名前 一冊
- 一 與力同心前錄 一冊

- 一 觀世大夫拜借金一件 一冊
 - 一 房州渡中田仕置一件 (享和) 一冊
 - 一 大川通出水一件 (弘化) 三冊
 - 一 池田屋市兵衛等上金一件 一冊
 - 一 飯泉喜内一件褒美調 一冊
 - 一 江戸圖調 (嘉永五年) 一冊
 - 一 濁酒手造 (安政元年) 一冊
- 以上十五部は南北の別が詳かでない。
- 一 人數分限高調 一冊
 - 一 役所付地面書 二冊
 - 一 順立帳 二十九冊
 - 一 日光參詣朝鮮琉球事件 一冊
 - 一 弘化柳營日記 三冊
 - 一 茶儀 一冊
 - 一 五人組差出帳 一冊

鞘番所書 (篆字)

舊幕府は嘗て本所奉行を置き、本所深川の武家地寺社地及び道路橋梁等のことを管理せしめてゐたが、享保中これを廢しその事務を南北兩奉行所に附屬させた。兩奉行所は即ち本所一ツ目鞘藏番所に於いてその事務を取り、主に修橋浚河のことを監督した。随つて今傳はるものは凡そ土木工役の簿冊である。然し乍らその中には享保元文頃の古籍も頗る多く、これを兩奉行所の書類に比すれば割に缺逸が少ない。勿論參考資料としての價値から言へば、兩廳のそれに及ばぬけれども細大漏さず務めて収録してあるため、實に數百冊の多きに及んでゐる。而して各本の表紙には鞘藏番所の印があり、その印文は篆隸の二種があり、又全く捺印のないものもある。今類別して掲ぐれば左の如くである。

- 一 出水 (自享保至弘化) 六十冊
- 一 三十三間堂 (自文化至天保) 十四冊
- 一 芥杭 (自寛政至弘化) 十二冊
- 一 諸證文言上 一冊
- 一 道造り (寶永) 一冊
- 一 川浚 (自享保至天保) 二冊
- 一 新大橋渡船 (自天明至天保) 一冊

一 橋々高札 (享保以降)

一冊

一 役船 (自元文至安永)

三冊

一 越中島 (安永・寛政)

一冊

越中島借地の件である。

一 永代渡船 (明和)

一冊

一 船當消防 (延享)

一冊

永代橋船舶の衝突竝に火災消防に關したものである。

一 町家免除兩國廣小路貸地 (元文・延享)

一冊

一 用屋敷地守 (文政・嘉永)

一冊

一 本所深川用留 (享保)

一冊

一 萬年町銀吹拔所 (明和)

一冊

一 鞆付問屋人數名前 (延享)

一冊

一 小金鹿狩 (享保・寛政・弘化)

一冊

一 諸事訴 (明和・安永)

一冊

一 鞆雜 (文政・天保)

一冊

鞆藏地及び鞆番人等に關する事項。

一 入用 (享保)

一冊

土木費の收受簿である。

一 辻番水防 (享保・安永)

一冊

一 永代水死 (文化)

一冊

文化四年橋が落ちて溺死したものの名録である。

一 三橋以下橋々書類 (自享保至天保)

百五冊

兩國

四十六冊

大川

七冊

永代

九冊

新大橋

十三冊

永代新大橋

五冊

三橋

一冊

橋々

二十四冊

一 千兩橋廻留

一冊

一 御成 (自享保至安永)

十八冊

外三冊缺

- 一 日光社參 (自享保至安永) 三冊
- 日光社參中市中警備に關する書
- 一 武家方綴込 (自天保至嘉永) 三冊
- 一 町方新規見分 (自享保至嘉永) 二十八冊
- 一 内寄合 (自文政至弘化) 十一冊
- 一 聞置物 (天保・弘化) 九冊
- 聞置は一覽しただけのもの。地目及び土木に關する事項である。
- 一定式モノ (自嘉永至弘化) 一冊
- 一 高札 (自享保至嘉永) 二冊
- 一 埋樋水門 (自享保至寛政) 五冊
- 一 地所調 三冊
- 一時鐘 (自寶曆至天保) 十冊
- 一 庇切 (文化) 五冊

庇切とは民家の工作及び垣牆、或は足代招牌柱等が御路を侵し交通を妨害する場合、これを撤

去せしむることである。

- 一 勘定清帳 二冊
- 一 鯨船竝地所調 (自享保至安政) 十冊
- 鯨船は出水の時、三大橋の防護に備へたものである。寛保二年石河土佐守町奉行の折初
めてこれを設け、大川水防の用に供した。その船廠を鞘と言つた。
- 以上は鞘番所の印あるもの。
- 一 諸事 (自嘉永至元治) 三冊
- 本所深川に關する諸令達並びに伺届往復等の文書である。
- 一 本所勤方 (自天保至安政) 一冊
- 一 地所調 (自寛政至元治) 十冊
- 一 町方地所 (嘉永・安政) 一冊
- 一 用屋敷一件 (自天保至安政) 二冊
- 一 入用場所届 (安永) 一冊
- 一 越中島一件 (寛政・天保) 一冊
- 一 兩國橋 (自文政至元治) 二十九冊

- 一 永代橋 十一冊
- 一新大橋 五冊
- 一 三橋 (井同上) 九冊
- 一 大川番屋焼失 (慶應) 一冊
- 一 鯨船 一冊
- 一 洲崎一件 (文化・文久) 二冊
- 一 厩河岸渡船増賃 (慶應) 一冊
- 一本所深川車引書留 (自文化至文政) 一冊
- 一 御成 (自嘉永至安政) 一冊
- 一 燒失一件 (自天明至嘉永) 一冊
- 一 地震 (安政) 二冊
- 一 武士方綴込 (自天保至元治) 五冊
- 一 總錄役宅願 (文久) 一冊
- 一 三十三間堂 (安政) 一冊
- 一 三十三間堂二十分一圖 安政四年 四枚 (壹箱)

以上の書類中に篆隸二印を併捺したものがあつたがその理由は明かでない。

- 一 割下水修復 (嘉永) 一冊
- 一 浚道造一件 (享和) 一冊
- 一 用屋敷諸事留 (自文政至天保) 一冊
- 一 兩國橋上り場 (文政) 一冊
- 一 永代橋消防褒美 一冊
- 一 永代橋修復 (文政・天保) 一冊
- 一 深川道敷買下 (文政) 一冊
- 一 深川入船町外十六所潰道書物 一冊
- 一 深川町屋敷願 一冊
- 一 鯨船 二冊
- 一 武士方綴込 四十三冊
- 一 大川橋掛直修復書留 四冊
- 一 深川筋川々浚書留 一冊
- 一本所堅川大浚書留 一冊

- 一本所深川新規建物願書 二冊
- 一新規物綴込 一冊
- 一道橋下水組合高札帳 一冊

以上の書冊には鞘番所と題してあるだけで別に印記はない。按ずるに南北年番及び鞘番所等の書類には同名同件の帳冊が多いから、これ等を分類統一して一函に納めた方がよいかも知れぬが、その管掌の場所も異なり、管掌者その人も違つてゐるので、猥りに混合按配しては却つて錯雜して、前後不揃となるであらうから、茲には態と各番所別に分類列舉したのである。

外國事件書類

- 一異國船渡來一件 (嘉永) 十冊
- 一亞墨利加一件 (嘉保安政) 二冊
- 一英吉利一件 (安政) 三冊
- 一和蘭一件 (安政) 二冊
- 一魯西亞一件 (安政) 三冊
- 一佛蘭西一件 (安政) 三冊
- 一下田取計一件 (安政) 十一冊

一日記

十七冊

外國人宿寺 (安政・萬延)
外國人參府 (安政)

宿寺掛役人によつて書かれたもので、載する所は日常の瑣事が多い。參府日記も亦同様である。

- 一外國掛下役届 (自安政至萬延) 二冊
- 一外國人宿寺取締 二冊
- 一外國人買物 (安政) 五冊
- 一外國人外出一件 (萬延・文久) 一冊
- 一外人貿易諸色一件 (自萬延至元治) 三冊
- 一外國掛書上 (安政・萬延) 一冊
- 一外國用留 一冊
- 一外國事件書類雜纂 十六冊
- 一外國雜件 六冊

嘉永六年から安政四年に至る外國取扱に関する雜件書類を輯集してある。

一 觀光丸一件

一冊

一 五國條約 (刊本)

四冊 (外一冊缺)

南北兩奉行所とも何れも定橋掛本所見廻等の委員があつた。定橋掛は大川以西本所見廻は大川以東の橋梁の修治を掌るのである。左記十一件は皆その營繕簿である。

一 京橋外拾壹ヶ所普請書留 (文政七年)

十四冊

一 橋々貳拾八ヶ所普請書留 (文政八年)

二十四冊

一 京橋外拾壹ヶ所普請書留 (副本)

十三冊

卷十三、一冊缺

一 橋々貳拾八ヶ所普請書留 (副本)

二十三冊

卷十一卷十四、二冊缺

一 橋々普請書類 (文化以降)

二十七冊

一 兩國橋一件 (安政二年)

十九冊 (目錄共)

卷十六、一冊缺

附圖

一袋

一 大川橋修復書留

十三冊 (目錄共)

一 川筋浚書留 (自天保至嘉永)

十六冊

卷十卷十三卷十七、三冊缺

一 川浚書留 (自天明五年至文政八年)

一冊

一 豎川浚 (文政十二年)

三冊 (目錄共)

一 日本橋豎川小名木川等川浚 (文化)

十二冊

一 炎上一件

三冊

一 本丸普請一件

一冊

一 長州邸取毀一件

三冊

一 牢屋敷普請一件

一冊

一 兩溜普請書上

二冊

一 三十三間堂書類

八冊

按ずるに土木營繕の書類は甚だ多い。その所屬の明かなものは年番鞘番所の二類に於いて既に掲げたが、右の炎上以下の書冊は兩番所に屬しないで整理された完本である。

一 轉任兼任一件

一冊

一 新葬一件

二冊

- 一 能一件 三冊
- 一 和宮御下向 一冊
- 一 知恩院參向一件 (享保十二年・弘化四年) 二冊
- 一 公家參向一件 (自文政至文久) 二十冊
- 一 琉球人參府 (嘉永三年) 一冊
- 一 公事上聽 (文政・天保・安政・文久) 三冊
- 一 日光參詣 (天保十四年) 二冊
- 一 相撲上覽 (文政・天保) 二冊
- 一 高田馬場流鏑馬一件 (文久・嘉永) 一冊
- 一 書付留 (自寛政至慶應) 二十三冊
- 一 申出書 (元治以降) 四冊
- 一 書留 (自享保至萬延) 四冊

右は町奉行の上申書である。

- 一 諸向掛合 (自天保至慶應) 三冊
- 一 遠國掛合 (自安政至慶應) 三冊
- 一 諸役順帳 (延享以降) 一冊
- 一 番頭物頭役人祿高姓名帳 (文久以前) 一冊 (不完本)
- 一 依田豊前守覺帳 一冊

依田政次が寶曆中町奉行であつた時の手録である。この書は後人によつてしばしば引用されてゐる。蓋し府治の規制はその當時に定められたものが多いので、後人は範をこれに取つたものであらう。

- 一 初見分申渡 (安政四年) 一冊
- 一 橋番人・水防人等の申渡の案である。 一冊
- 一 明細書竝指物馬印 一冊
- 一 明細書は町奉行の履歷書である。 一冊
- 一 與力同心勤方 一冊
- 一 捕物帳 二冊

簿面には寛文十年二月と題してある。正保四年から明和八年に至る間の人殺し、或は有名な大盜等を捕り押へたものに對する褒賞の帳簿で、慶安年中丸橋忠彌を逮捕した一件もこの書

中に見える。多くの引繼書類中本書はその最古のもので、他は皆貞享以降のものである。外に文久四年の書が一冊附加してある。

一 宇都宮栗田横田系圖

この書は訴事に由て提出したものであらうか。

一 町鑑

一帖

一 寛政町法改正

三冊

一 隠賣女評議留
同上上り地面義書上

二冊

一 用金上納帳 (自文化十二年至嘉永七年)

四冊

一 内寄合 (文化、文政)

二冊

右は本所深川地目土木のことに關するものである。

一 下ケ物一覽 (天保十一年)

一冊

政府から町奉行に下した各司の斷り書である。

一 願下ノ分綴込 (慶應三年)

三冊

一 町奉行付兵隊 (安政慶應)

二冊

一 寛政町法改正

二冊

一 町奉行與力同心前録

二冊

一 様二件

四冊

様は刀を以て囚屍に試みその利鈍を驗することである。

一 遠島者 (自文政至文久)

二十三冊

流罪者の配移發遣の件を記したものである。

一 木村三四郎一件

二冊

一 佐州水替人足 (天保、弘化、安政)

七冊

水替人足とは流罪者の佐渡に送られ、坑場の勞役に服するものである。

一 高積書物

一冊

舊幕時代の制度によると、薪炭商は薪炭を積む場合常に高さ五尺を過ぐることが出来なかつた。これは火災を防ぐ爲である。與力同心には何れもその取締の専任者があり、冬春の間隨時検査を行なつた。これを高積改と言ふ。

一 祭禮芝居見分心得方 (自享保至文政)

一冊

一 市中締筋綴込

一冊

一 諸向驅付 (寛政)

一冊

一 店人足一件 (安政)

一冊

一 火ノ元守方 (嘉永五年)

一冊

806
51
50
49
48
47

802
55
815
27
819
17

802
55
802
53
802
54
806
43
802
58
802
57
806
80
808
51
802
52
802
50

寛政萬延役所入用帳 (寛政八年・萬延元年)
役宅組屋敷坪數 (文久元年)
町人拜領屋敷坪數 (安永元年)

川普請國役金納目錄 (天保十三年)
玉川上水出銀納帳 (嘉永元年)
三橋助成地々代ノ覺

一 取箇帳

一 皆濟目錄 (文化六年)

以上の二書は與力の給地に關する事項で、この給地は兩奉行所の與力五十名に對して上總・下總の中凡そ一萬石の地を與へたと云ふ。

一 上下兩總地方古帳簿寫

附地圖

一袋

町與力の給地たる片貝馬加等數ヶ村の地境に關し訴訟があつたとき呈出したものである。別に地圖數千張あつたが蕪雜のため殘存してゐない。

一 町人用書上 (寛政頃より)

一 名主役料書上

一 一人別省略方書留 (安政)

一 町人身元一件 (慶應三年)

一 肴納人調 (元文以降)

五册 806/1
二册 806/2
一册 1/3
一册 2/2
四册 5/5

一 香具師一件 (萬延)

一 彈内記身分引上げ一件 (慶應四年正月)

一册 6/6
一册 7/7

彈内記はその徒六拾餘人と共に皆平民に列せられた。穢多非人を以て平民とすること已にこの時に行はれた。

一 町法改正 (慶應)

一 古着問屋舊記

一 旅人宿舊記 (文久)

一 品川町裏河岸規定

一 芝神明社内規定

一 物價書上 (天保十三年)

一 元治物價上報

一 入津高書上

一 諸色直段引下 (文久・慶應)

一 大阪回り酒等五品高調 (自安政至元治)

一 雜穀等五品取締一件 (萬延・元治)

二册 4/7
一册 802/47
一册 1/9
一册 806/10
一册 806/15
三册 806/14
四册 2/13
八册 8/12
十三册 15/11

一生糸横濱輸出調 (文久)

一米油一件 (天保)

一米穀一件 (自弘化至慶應)

一米他國積調 (弘化二年)

一質古着古鐵三商上報 (元治)

この書は三年間の質古着古鐵商の營業統計を報告したものである。

一證文帳 (自文久至慶應)

簿尾に喜多村役所とある。町年寄簿書の殘本である。

一山王祭禮 (自文政至文久)

一神田祭禮 (同上)

一無宿狩込一件

一享保日記

一輿地志略

一新撰地誌

この書には天保七丙申小關好義譯と認めてある。

一新釋輿地圖說

この書は渡邊登の手稿で、未成のまゝである。

一增譯采覽異言

一職方外記

一東西洋考

一西洋雜記

一亞細亞地誌 (支那の部)

一沿海異聞

外四冊缺

卷十九護送筆語は登の手録である。

一沿海記聞續編

一大貌利多泥亞志

一魯西亞志

一亞米利加志

一蒙古源流考

一冊

11

八冊

12

一冊

(外一冊缺)

13

一冊

(不完本)

14

一冊

(同上)

15

十五冊

17

一冊

18

二冊

19

一冊

20

二冊

21

一冊

22

一 神田上水留

二十八冊

526

一 神田玉川上水諸留

八冊

43

以上の三部は専ら兩上水修治の簿記であつて、その末篇には維新後のものが二三冊ある。

一 屋敷渡預繪圖證文

二百八十三冊

807

列藩及び旗下の士に賜與され、或は託管されてゐた第邸は、その授受に當り卷書を立て、本人並に四隣の署名捺印を添え、その地の四邊及び積敷を證明してゐた。この書はその卷書を集めたもので、貞享六年に初まり安政中に終つてゐる。その中最も古いものは蟲害に罹り改寫したものもあるが、他は悉く當時の原本で、二百年以前のものが多い。捕者帳に次いで最古の記録である。他に寛文中のものもあるが皆後世の傳寫である。

一 屋敷願吟味帳 (自享保至文政)

四十一冊

805

この書は普請奉行が當該第邸の模様を檢分し、その賜與の可否を上申したものである。

一 書付留帳 (自享保至天保)

五十三冊

805

第邸給收の公文を彙載したものである。

一 書上帳 (自享保至安政)

六十五冊

805

第邸に關する雜件を政府に上申したものである。

一 屋敷書拔帳 (自寛文至文久)

六十一冊

803

書拔は繪圖證文を摘録したものである。

一 屋敷書拔帳 (自寛文至弘化)

三十四冊

一 相對替書付書拔 (自享保至安政)

二十冊

803

一 相對替被切坪繪圖書拔 (自寛政至天保)

七冊

804

一 屋敷其外引替願書拔 (安永以降)

一冊

804

一 揚場並船繫杭波除杭共書拔 (貞享以降)

二冊

803

一 物掲場手傳小屋場組合書拔 (享保以降)

一冊

803

一 普請竹矢來地所等其他書拔 (享保以降)

四冊

804

一 本所證文書拔 (自元祿至正徳)

二冊

804

一 本所繪圖證文書拔 (自天明至天保)

二冊

803

一 本所切坪繪圖書拔 (自寛文至天保)

一冊

804

以上は普請奉行の書類である。普請奉行は舊幕の末に廢せられ、所管の事務は作事奉行に屬することゝなつた。

一 諸證文留帳 (自弘化至安政)

一冊

804

床店葺簀張等の借地證文である。

一 諸金手形留帳 (慶應以降)	一冊
一 繪圖證文吟味帳 目録	一冊
一 書上帳書付帳	一冊
一 拜領屋敷添帳 (寛文)	二冊
一 下屋敷繪圖寄帳	七冊
一 新規下屋敷寄帳	一冊
一 預地願濟帳 (寶永)	一冊
一 預地願濟帳の寫 (正徳三年)	一冊
一 地子屋敷帳	四冊
一 新地子屋敷帳 (寛文)	二冊
一 帳外屋敷再改帳 (正徳)	一冊
一 本所帳外抱屋敷寄帳 (元祿)	二冊
一 改場外抱屋敷帳 (天保七年)	二冊
一 役人足差出候抱屋敷繪圖 (天明六年)	一冊
一 武士扶持人家中醫者寺社牢人百姓寄帳	一冊
一 町屋敷帳	二冊

一 萬石以上町屋敷帳	二冊
一 支配無之町屋敷帳	一冊
一 家中町屋敷帳	二冊
一 二十ヶ年以來所々新町覺 (寛文)	二冊
一 社地帳 (元祿九年)	一冊
一 寺社帳 (寶永以降)	一冊
一 拜領寺社帳	八冊
一 拜領除地寺社帳	二冊
一 地子寺社帳	一冊
一 地子新地寺社帳	六冊
一 地子古跡寺社帳	六冊
一 年貢地古跡寺帳	一冊
一 諸組屋敷借地寺帳	四冊
一 帳外新地寺社御免帳 (元祿)	二冊
一 改革に付奉行申渡 (天保十二年)	一冊

以上は屋敷改の書類である。屋敷改も亦舊幕の末に廢せられその事務は普請奉行に屬してゐたが普請奉行が廢されてからは作業奉行の所管に歸した。屋敷改は當時新地の地目建築の大小を査調し、普請奉行は宅地の收授配合の査關を管理してゐたのである。

一 武鑑

三百十六冊

800

延寶元年(元年 本名江戸鑿)	一冊	元文(四年 享保三年の帙に入る)	一冊
同上寫本(同上)	一冊	延享(二、四年)	七冊
この書は横本にして後世の袖玉武鑑の制と同じである。			
天和(三年)	一冊	同上(四年大名の二 役人の一)	二冊
元祿(十一年)	一冊	寶曆(元、三、七、九、十一、十三年)	十八冊
寛永(三、七年)	三冊	同上(二年畧武鑿)	一冊
同(二年)	三冊	明和(元、八年)	四冊
正徳(四年)	三冊	同(元年)	一冊
享保(三年 丙一冊は元文四年本)	四冊	安永(三、七年)	十一冊
享保(二年の頃)	二冊	天明(四年)	四冊
同上(十六年)	一冊	寛政(三、七、八、十、十二、二十二年)	二十二冊
同(十六年)	四冊	寛政中	一冊
		享和(元、三年)	七冊
		文化(自元年至十五年)	五十五冊

文政(自元年至十三年)	五十二冊	萬延(二年)	三冊
天保(二、六、七、八、十、十四年)	三十六冊	文久(二年)	四冊
弘化(二、三、四年)	十二冊	元治(元年)	一冊
嘉永(自元年至七年)	三十三冊	慶應(三年)	二冊
安政(三、五、六年)	十五冊		
一 袖玉武鑑		慶應(元、三年)	七冊
嘉永(七年)	一冊		四冊
文久(元、二年)	二冊		

一 諸大名旗本屋敷付

五冊

寛文七年十月、京洛東六條河野角之丞の刊本を傳寫したものである。首卷は公家分限帳と題し、二卷以下は列藩及び旗本の「イロハ」分けになつてゐる。

一 西丸役人付

一冊

寛永三年十月後より七年五月前と題してある。

一 武家鏡役人付(享保中)

一冊

一 大番組(嘉永元年
寫本)

二冊

一 寛永以來諸組曆代便覽(寫本)

二冊

寛永より嘉永に至る各部長官の名簿である。

一 武家除邑録

二冊

林信篤の廢絶録である。

一 懷中道しるべ

一帖

外一帖缺

文化二年の刊本で、旗本の士の五百石より千石までの「イロハ」分けである。

町奉行圖類

(五) 町奉行圖類

町奉行圖類の年號及び款識

舊函及び本圖中に見える年號、款識を掲ぐれば次のやうである。

享保六年辛丑六月樽屋三右衛門重榮

天明三卯年七月

寛政六年寅九月改九枚之内

享保六年六月江戸大圖寫、寛政六年九月池田筑後守掛りにて新規町屋等取調、八年十二月寫北町奉行所

一 城回小川町番町赤坂市ヶ谷麻布芝口濱殿圖

六張

一 八丁堀靈巖島築地濱町柳原圖

六張

一 下谷坂本淺草千住大橋圖

六張

一 品川海面圖

六張

一 品川芝筋白金麻布圖

六張

一 谷中巢鴨礫川湯島圖

六張

一 牛込染井高田雜司ヶ谷圖

六張

一 牛込内藤新宿下澁谷千駄ヶ谷圖

六張

一 目黒中澁谷下澁谷圖

六張

一 佃島ヨリ深川八幡洲崎邊圖

四張

一 深川拾萬坪ヨリ中川邊圖

二張

一 本所一ツ目ヨリ小梅横川邊圖

四張

一 龜戸ヨリ中川邊圖

三張

一 牛御前邊圖

三張

一 角田川ヨリ綾瀬川邊圖

三張

一 深川總圖

一張

- 一本所總圖
- 一本所大川ヨリ横川邊圖
- 一本所横川ヨリ逆井邊圖
- 一本所横川ヨリ逆井中川圖
- 一深川淨心寺邊圖
- 一本所深川町屋敷圖
- 一礫川本郷根津谷中邊場末圖
- 一淺草下谷本郷邊圖
- 一淺草下谷邊場末圖
- 一牛込小日向音羽町邊場末圖
- 一四谷市ヶ谷邊場末圖
- 一芝金杉ヨリ麻布白銀殿跡邊圖
- 一青山邊場末圖
- 一麻布新堀川ヨリ品川目黒邊圖

一 張
二 張
一 張
一 張
一 張
一 張
一 張
一 張
一 張
一 張
一 張
一 張
一 張
一 張

以上諸圖の中標目の相同じきものはその様式も亦同じく、たゞ隨時更正して新舊改寫してあるだけである。その舊函には或は沿革調普請奉行屬官或は地割方役所(町奉行)或は北役所(同上)と署名してあるが、これは所管を異にするものが彼此互に相傳寫したものであらう。町奉行所町年寄役所等は元祿以來度々火災にかゝつてその圖籍が多く烏有に歸したところから、他の藏本を補寫してこれを用ひたものと思はれる。

- 一長祿江戸圖
- 一江戸府内朱引圖
- 一寛永九年江戸圖
- 一正徳之頃江戸圖
- 一寛政三年分間江戸圖
- 一青山邊場末圖 (寛延延享ノ頃)
- 一赤坂彦根中邸圖
- 一古組屋敷圖
- 一岡崎町古圖
- 一岡崎町圖
- 一與力同心大繩屋敷圖 (文化六年)

一 張
二 張
一 張
一 張
一 張
一 張
一 張
一 張
一 張
一 張
一 張
二 張

- 一 井戸對馬守組屋敷圖 一張
- 一 八丁堀組屋敷圖 一張
- 一 八丁堀組屋敷沾券圖 (嘉永六年) 一張
- 一 八丁堀組屋敷上水圖 (文政六年) 一張
- 以上古組屋敷圖以下は皆組屋敷の圖である。
- 一 小傳馬町沾券地圖 一張
- 一 市中沿革地圖 (嘉永五年七月) 五十七張 (壹袋)
- 一 イロハ號地圖 十七袋

イヌルヲワカヨタレンソツネナラムウオ十七號ノ外缺

以上の二部は作事奉行調製地圖の底本と思はれる。

- 一 神田龍閑町ヨリ岩井町迄火除堤圖 (文政十二年) 一袋
- 一 堺町葺屋町芝居替地圖證文 (天保十三年) 一袋
- 一 外郭町方持締場圖 一帖
- 一 外曲輪假番所武家方持場圖 一帖
- 一 琉球人道筋ノ圖 (天保十三年) 二帖

作事奉行
圖類

- 一 日光社參締場圖 (天保十四年) 一袋
- 一 出棺道筋圖 (自文化至安政) 二十二張 (二袋)
- 一 高札場圖 (一七八年號ナシ) 二張 (三袋)
- 一 町奉行役宅圖 四張
- 一 南北番所住居向圖 (天保十一、十二、十三年) 四張 (一袋)
- 一 淺草溜圖 (天保四年) 三張 (一袋)
- 一 日吉社古圖 (文安四年ト題ス) 一張
- 一 増上寺圖 一張
- 一 浦賀猿島上總房州臺場圖 (嘉永六年) 一張
- 一 蝦夷圖 一張
- 一 千島位置圖 (嘉永四年) 一張

右は近藤守重の邊要分界圖考に據つて製したものである。

(六) 作事奉行圖類

以下諸圖は舊袋に普請方沿革調と題してある。

一 江戸中央圖 (寛文十年)

一張

一 淺草藏前本所邊東方圖 (同十一年)

一張

一 小石川門外本郷下谷谷中邊北方圖 (同上)

一張

一 牛込門外高田雜司ヶ谷邊西方圖 (寛文十二年)

一張

一 芝金杉麻布南方圖 (寛文十三年)

一張

以上五張は遠近路印寛文中の刊本を傳寫したものである。

一 寛文中地圖書拔

一張

一 下谷邊圖 (元祿中)

一張

一 延寶圖一圓之中書拔

一張

一 飯倉六本木龍土足輕町麻布永坂青山長者乃丸澁谷邊安見圖 (延寶中)

一張

一 大圖之内書拔 (寶永中)

一張

一 番町一圓圖 (文化五年)

一張

一 小川町駿河臺元飯田町邊一圓圖 (同上)

一張

一 赤坂溜池今井谷麻布龍土青山邊一圓圖 (天保元年)

一張

一 赤坂四谷鮫ヶ橋邊一圓圖 (同上)

一張

一曲輪内一圓圖 (天保九年)

一張

一 吳服橋門ヨリ鍛冶橋門外日本橋京橋川筋限八町堀箱崎町靈巖島邊一圓圖

一張

一 麴町南ノ方永田町ヨリ外櫻田邊圖

一張

一 京橋川筋南ノ方芝口橋川筋限木挽町築地鐵砲洲邊一圓圖 (以上並ニ天保九年)

一張

一品川目黒邊圖

一張

一品川上水圖

一張

一目黒白銀中澁谷邊圖 (享保ノ頃)

一張

一 八丁堀築地濱町柳原圖

一張

一 下澁谷千駄ヶ谷内藤新宿牛込圖

一張

一品川海面圖

一張

一品川芝筋白金麻布圖

一張

一 牛込染井高田雜司ヶ谷圖

一張

一曲輪内濱殿麻布赤坂市ヶ谷牛込邊圖

一張

- 一 谷中巢鴨小石川湯島圖 一張
- 一 外神田ヨリ淺草下谷邊大川通千住邊圖 (以上享保) 一張
- 一 霞ヶ關永田町麴町番町礪川門内赤坂青山四谷大久保市ヶ谷牛込小日向小石川圖 (享保ノ頃) 一張
- 一 礪川本郷湯島下谷駒込千駄木谷中根津圖 一張
- 一 礪川目黒大塚小日向牛込巢鴨圖 一張
- 一 下谷淺草坂本箕輪千住橋場圖 一張
- 一 幸橋門内芝土橋愛宕下西久保木挽町鐵砲洲築地濱庭増上寺芝口海手本芝三田赤坂麻布圖 一張
- 一 赤坂今井谷青山澁谷麻布白金廣尾圖 一張
- 一 白金臺伊皿子三田高輪芝大木戸品川大崎目黒圖 (以上享和) 一張
- 一 愛宕下ヨリ芝品川邊圖 (寛保・延享ノ頃) 一張
- 一 谷中巢鴨小石川湯島圖 一張
- 一 下谷坂本千住大橋淺草圖 一張
- 一 牛込染井高田雜司ヶ谷圖 一張

- 一 佃島深川八幡洲崎邊圖 一張
 - 一 市ヶ谷四谷青山代々木邊圖 一張
 - 一 本所材木藏ヨリ東西葛西領邊圖 一張
 - 一 色分繪圖 一張
 - 一 八町堀靈巖島築地濱町柳原圖 一張
 - 一 深川十萬坪中川邊圖 (以上寛保・延享) 一張
 - 一 青山邊場末圖 (天保十三年三月ノ形) 一張
 - 一 四谷市ヶ谷邊場末圖 (同年四月ノ形) 一張
 - 一 麻布新堀川ヨリ品川目黒邊圖 (同年五月ノ形) 一張
 - 一 芝金杉ヨリ麻布白銀殿跡邊圖 (同上) 一張
 - 一 牛込小日向音羽町邊場末圖 (同年六月ノ形) 一張
 - 一 淺草下谷本郷邊圖 (同年八月ノ形) 一張
 - 一 淺草下谷邊場末圖 (同上) 一張
- 形とは當日實際の地形のことである。
- 一 東叡山内外分間圖 一袋

附覺書

書上帳

書付

一 梶原堀の内村圖

附書

一新堀村圖

一王子村圖

一金杉村圖

一三河島村圖

一下谷坂本町圖

一池の端並谷中圖

一中里村圖

一瀧ノ川村圖

一十條村圖

一田端村圖

附書上帳

一通

一通

六通

一通

一張

一張

一張

一張

一張

一張

一張

一張

一張

一張

一冊

一張

一 上中里村圖

一 下尾久村圖

一 西ヶ原村圖

一 船方村上尾久村圖

一 三ノ輪並通新町圖

一 下板橋宿圖

一 谷中本村圖

一 大畑村圖

一 町屋村圖

一 駒込村町一圓圖

一 根津權現門前町屋小圖

一 巢鴨村圖

一 巢鴨町邊小圖

附書上帳

一 下谷淺草邊寺院圖

一冊

一張

二張

一張

一張

一張

一張

一張

一張

一張

一張

一張

一張

一張

一張

一下谷邊村境入會地圖
一下谷龍泉寺村々境圖

一張

附帳

一冊

一下谷邊圖

一張

一下谷坂本町邊圖

一張

一下谷金杉町邊圖

一張

一淺草今戸町外數町入會圖

一張

一淺草山谷町山ノ宿町鳥越町花川戸町聖天町圖

一張

一淺草田町邊圖

一張

一淺草田原町邊圖

一張

一淺草東仲町邊圖

一張

附帳

一冊

一小塚原町邊圖

一張

一新吉原町圖

一張

一巢鴨染井谷中邊圖

一張

一猿若町圖

一張

附書

二通
二冊

一小塚原町々屋村三河島村圖

一張

一上下尾久村船方村圖

一張

一西ヶ原村上中原村中里村十條村梶原堀ノ内村王子村巢鴨村瀧ノ川村圖 一張

一瀧ノ川村王子村十條村下板橋宿圖

一張

一田端村中里村上下駒込村邊圖

一張

一下谷淺草邊圖 (以下寶曆中)

一張

一湯島本郷根津谷中駒込小石川邊圖

一張

一小日向大塚雜司ヶ谷高田邊圖

一張

一三田品川白金臺廣尾邊圖

一張

一麻布廣尾目黒大崎邊圖

一張

一八町堀築地濱町柳原邊圖

一張

一市ヶ谷四谷青山澁谷邊圖

一張

一曲輪内神田小川町番町赤坂麻布芝口通新錢座濱御庭迄 (但半込共) 一張

川船改方
圖類

(七) 川 船 改 方 圖 類

- 一 關八州川筋圖 (天明三年七月) 一張
- 一 關東八州駿河伊豆地圖 十張
- この圖は十張共寛政七年正月川船役所出役普請役最上徳内圖と題してある。
- 一 椽木町並巴波川筋圖 一張
- 一 常陸下總川筋圖 一張
- 一 上野川々略圖 (並同上) 一袋
- 一 江戸圖 (年度不詳) 一張

その他書
圖

(八) そ の 他 の 書 圖

- 一 沽券帖 (自寛文十二年至慶應三年) 一冊
- 一 沽券金高間數帖 (延享元年三月) 一冊
- 一 沽券帖 (自延享五年二月至慶應三年八月) 一冊

- 一 沽券證文帖 (自寛延元年至安永五年) 一冊
- 一 永代沽券證文留帳 (自寛延元年十二月至寛政二年六月) 一冊
- 一 五町分屋敷錄 (寛延二年正月) 一冊
- 一 永代賣券帖 (自寛延二年七月至慶應四年) 一冊
- 一 間敷地主印鑑 (寶曆三年) 一冊
- 一 間敷帖 西紺屋町
元數寄屋町 分 (寶曆七年七月) 一冊
- 一 沽券證文帖 (寶曆七年七月) 一冊
- 一 屋敷證文帖 (自寶曆十三年七月至明和五年) 一冊
- 一 家質書入帖 (明和六年) 一冊
- 一 沽券帖 (明和九年) 一冊
- 一 沽券間數帳 南佐柄
木町 分 (自安永五年十月至天保七年) 一冊
- 一 沽券證文帳 (安永二年) 一冊
- 一 屋敷帖 (天明四年) 一冊
- 一 屋敷帖 (天明五年) 三冊
- 一 沽券證文帳 (天明七年) 一冊

- 一 水帖 (寬政二年) 一冊
- 一 地主印鑑帖 (寬政三年正月改) 一冊
- 一 沽券證文帖 (寬政三年) 一冊
- 一 家屋敷一件帖 (同年) 一冊
- 一 證文帖 (寬政四年正月) 一冊
- 一 沽券帖 (同五年) 一冊
- 一 永代沽券證文留 (同十二年) 一冊
- 一 沽券印鑑帖 (同年) 一冊
- 一 沽券證文控 (同年) 一冊
- 一 家屋敷間敷改控 (同年) 一冊
- 一 手形證文帖 (享和元年) 一冊
- 一 沽券證文帖出雲町分 (文化八年九月) 一冊
- 一 沽券間敷改水帖竹川町分 (同九年四月) 一冊
- 一 間敷印鑑帖 (文化九年四月) 一冊
- 一 家質帖 (文化九年十月) 一冊

- 一 家屋敷一件帖 (同十年七月) 一冊
- 一 家屋敷間敷改帖水谷町分金六町分 (同年同月) 一冊
- 一 沽券證文寫 (文化十一年二月) 一冊
- 一 沽券證文帖 (自文政元年十二月至天保十年) 一冊
- 一 賣券證文留 (自文政二年閏四月至慶應三年六月) 一冊
- 一 證文留 (文政九年八月) 一冊
- 一 家質證文帖 (自文政十年二月至天保十一年十一月) 一冊
- 一 永代沽券證文留南小田原町 (同十一年) 一冊
- 一 家質書入帖 (同年十二月) 一冊
- 一 親類證文帖 (同十二年九月) 一冊
- 一 町儀手形帖 (同) 一冊
- 一 沽券帳 (同十三年五月) 一冊
- 一 賣券證文帖 (自文政十三年八月至明治二年) 一冊
- 一 家屋敷證文帖 (自文政十一年十二月至天保七年十月) 一冊
- 一 沽券帖繼書控 (天保二年) 一冊

- 一家屋敷證文帖 (天保二年正月) 一冊
- 一沽券帳 (同六年) 一冊
- 一賣券證文留 (同七年十一月) 一冊
- 一家質證文留 (同) 一冊
- 一手形證文帖 (天保十二年十二月) 一冊
- 一繼書控 (同十三年九月) 一冊
- 一家質證文控 (同) 一冊
- 一屋敷改桂町屋敷書留 (天保十三年二月) 一冊
- 一沽券證文控 (同) 一冊
- 一家質證文帖 (天保十四年) 一冊
- 一町儀手形帳 (同十五年正月) 一冊
- 一證文帖 (同年三月) 一冊
- 一家屋敷證文帖 (嘉永元年十一月) 一冊
- 一地主印鑑帖七ヶ町分 (同七年九月) 一冊
- 一同上銀座三町分 (同上) 一冊

- 一沽券帖 一冊
- 一間數印鑑帳出雲町分 一冊
- 一間數帖本八町堀五ヶ町 一冊
- 一沽券帖 二冊
- 一沽券帖寫 (自享保十八年至寶曆十年) 一冊
- 一沽券帖銀座三町分 (自寶永六年至文久三年) 一冊
- 一水帖南八町堀分 (自天保六年至慶應二年) 一冊
- 一同上水谷町二町目 一冊
- 一家屋敷讓受證文帖八町堀分 (安政四年) 一冊
- 一地券帖取合 八冊
- 一文政町方書上 五十四冊
- 麴町一(外缺) 赤坂三 西山一
- 高輪一 本郷三 品川高輪門前一 巢鴨一
- 湯島四 芝十四 鮫ヶ橋權田原一 三田三
- 麻布七 谷中一 飯倉二 小石川一(外缺)
- 四谷六(附錄二) 芝伊皿子一 櫻田一 駒込四
- 淺草十四
- 深川二十二
- 牛込七
- 白金一
- 小日向附錄二(外缺)

澁谷一 兩國橋一(外缺) 高田雜司ヶ谷一 北本所二 柳島一
 根津一 青柳町音羽櫻木一 外神田七 本所十 龜戸一
 市ヶ谷三 大久保柏木 下谷七 本所起立記一 小梅一
 大川橋一 六間茶屋町永峯町一 南本所三 中ノ郷三

一文政寺社書上

百十九冊

芝芝切通神社 七 大久保柏木一 愛宕下一 本所六 谷中五
 牛込八 千駄ヶ谷 西窪一 關口一 本郷一
 高輪五 青山二 鮫ヶ橋權田原一 小梅中ノ郷龜戸一下谷六
 市ヶ谷三 麻布八 小日向三 小石川三 根津一
 品川一 赤坂三 澁谷二 深川十三 中之郷二
 四谷五 飯倉一 駒込四 湯島四 淺草(甲八、乙四)十五
 三田四

一屋敷帳

三十八冊

抱屋敷寄帳 八冊 所南北本町屋敷寄帳 一冊
 御帳外抱屋敷帳 三冊 武士並御扶持人町屋敷寄帳 二冊
 本所深川抱屋敷寄帳 三冊 武士町屋敷寄帳 一冊
 本所深川御帳外抱屋敷寄帳 四冊 地子屋敷帳 五冊

町屋敷帳 三冊 淺草觀音領門前町武士屋敷之覺 二冊
 新御帳外屋敷帳 一冊 本所深川預ヶ地願相濟帳 二冊
 百姓名代屋敷書付並繪圖 二冊 本所所々永代預ヶ地帳 一冊

一屋敷書拔

四冊

自弘化四年至嘉永三年 自嘉永七年至安政四年
 自嘉永四年至嘉永六年 自安政五年至安政七年

一本所屋敷書拔

十一冊

自延寶三年至元祿六年 自寬保三年至安永二年
 自元祿七年至同九年 自安永三年至寬政三年
 自元祿十年至同十三年 自享和二年至文政十一年
 自元祿十四年至正德二年 自文政十二年至嘉永三年
 自正德三年至享保九年 自嘉永四年至安政七年
 自享保十年至寬保二年

一相對替屋敷繪圖

五冊

文化九年 自天保十一年至弘化二年
 自文政五年至同十二年 自弘化三年至嘉永六年
 自天保元年至同十年

一 渡預繪圖證文 (延寶六年)

一冊

一 渡預繪圖證文 (延寶八年)

一冊

一 萬延元年分川船御年貢役銀御勘定帳

一冊

一 寺社帳

四十七冊

拜領寺社帳

一冊

地子古跡之寺社帳

一冊

拜領寺社帳

一冊

地子古跡之寺社帳

一冊

拜領寺社帳

一冊

地子古跡之寺社帳

一冊

拜領寺社帳本所龜戸村

一冊

地子新地之寺社帳

一冊

拜領寺社帳

一冊

地子新地之寺社帳

一冊

拜領除地寺社帳

一冊

地子新地之寺社帳

一冊

拜領除地寺社帳

一冊

古跡寺帳

一冊

拜領除地寺社帳

一冊

古跡寺帳

一冊

拜領除地寺社帳

一冊

年貢地古跡寺帳

一冊

御朱印地拜領地寺社帳

一冊

除地古跡寺社帳

一冊

寶永七年以來相改候寺社帳

一冊

寺新地寄帳

一冊

地子寺社帳

一冊

寺新地寄帳

一冊

地子寺社帳

一冊

寺新地組屋敷借地寄帳

一冊

借地古跡寺々新地立候帳

一冊

延寶五巳年より所々新屋敷並

一冊

寺社之内諸組屋敷借地寺帳

一冊

寺社寄帳

一冊

寺社之内諸組屋敷借地寺社立候帳

一冊

淺草觀音寺領寺社侍屋敷町屋

一冊

帳面新地寺社一同並帳外新地

一冊

御改之帳

一冊

寺社御免帳

一冊

淺草觀音寺領寺社侍屋敷町屋

一冊

帳面新地寺社一同御免帳

一冊

社地帳 (元祿九年)

一冊

帳面新地寺社一同御免帳

一冊

社地帳 (元祿九年)

一冊

帳面新地寺社一同御免帳

一冊

淺草觀音領之内先年方々寺地

一冊

寺院新地之内古跡相立覺

一冊

渡申覺

一冊

寺院新地之内古跡相立覺

一冊

淺草觀音領之内先年方々寺地

一冊

帳外新地之社四ヶ所並堂社二

一冊

渡申覺

一冊

ヶ所古跡相立候帳

一冊

御扶持人並醫者寺社家中牢人

一冊

帳外新地之社四ヶ所並堂社二

一冊

御扶持人並醫者寺社家中牢人

一冊

ヶ所古跡相立候帳

一冊

御扶持人並醫者寺社家中牢人

一冊

延寶五巳年より所々新屋敷並

一冊

寄帳

一冊

寺社寄帳

一冊

一 柳營圖 (本丸)

一張 819/3

一 芝金杉ヨリ麻布白金御殿跡邊繪圖

以上八張寛保享保の頃

一 淺草下谷邊場末繪圖

一 麻布新堀河ヨリ品川目黒迄繪圖

一 四谷市ヶ谷邊場末繪圖

一 牛込小日向音羽町邊場末繪圖

一 淺草下谷本郷邊繪圖

一 芝金杉ヨリ麻布白金御殿跡邊繪圖

一 玉川上水圖

一 神田上水大繪圖 (貞享ノ頃)

一 深川淨心寺邊ノ圖

一本所總繪圖

一 赤坂彦根中邸圖

一 大畑村繪圖

一 西丸大奥向總繪圖

一 下澁谷千駄ヶ谷内藤宿牛込

一品川海面

一 牛込染井雜司ヶ谷高田

一品川芝筋白金麻布

一目黒白銀中下澁谷邊

一 八町堀築地濱町柳原

一 外神田ヨリ淺草下谷邊大川通千住邊

一 谷中巢鴨小石川湯島

一 御曲輪内濱御殿麻布赤坂市ヶ谷牛込外邊

右九張享保年中の頃

一 御堀渡分間繪圖

一 玉川ノ圖

一目黒中澁谷下澁谷

一 深川十萬坪中川迄

一 八町堀築地靈巖島濱町柳原

一張

一張

一張

一張

一張

一張

一張

一張

一張

一張

一帖

一帖

一張

一張

一張

- 一本所御材木藏ヨリ東西葛西領迄 一張
- 一市ヶ谷四谷青山代々木邊迄 一張
- 一佃島深川八幡洲崎邊迄 一張
- 一牛込染井雜司ヶ谷高田 一張
- 一下谷坂本千住大橋淺草 一張
- 一谷中巢鴨小石川湯島 一張
- 一愛宕下ヨリ芝品川邊迄 一張
- 一繪圖色分 一張
- 右十一張寬保延享の頃
- 一千島位置 一張
- 一浦賀猿島上總房州臺場繪圖 一張
- 一東叡山繪圖 一張
- 一増上寺繪圖 一張
- 一琉球人道筋繪圖 一張
- 一八町堀組屋敷圖 一張

- 一外御曲輪町方持御締場所繪圖 一張
- 一八町堀組屋敷上水繪圖 一張
- 一神田上水南方繪圖 一張
- 一下總國常陸國川筋繪圖 一張
- 一栃木町並巴波川筋圖 一張
- 一東叡山内外分見繪圖 一張
- 外小繪圖六枚並帳面書付類
- 一江戸圖 (年號不詳) 一張
- 一玉川上水大繪圖 四張
- 一本所深川繪圖 六張
- 一赤坂溜池今井臺麻布龍土青山邊一圓繪圖 一張
- 一小川町駿河臺元飯田町邊 一張
- 一赤坂四谷鮫ヶ橋邊一圓繪圖 一張
- 一外曲輪回假番所地所並武家方持場繪圖 一張
- 一王子筋鷹場圖 一張

- 一 町奉行役宅圖 一張
- 一 築地本願寺寺境内並地中繪圖 一張
- 一 町々下水出張取調に付組合繪圖 一張
- 一 兩國損所御修復繪圖 一張
- 一 慶安平安城之圖 一張
- 一 皇居圖 一張
- 一 花洛往古圖 一張
- 一 大内裏御圖 一張
- 一 古組屋敷繪圖 一張
- 一 青山邊場末繪圖 二張
- 一 朝鮮八道全圖 一張
- 一 琉球國全圖 一張
- 一 三國全圖 一張
- 一 燒討圖 一張
- 一 蝦夷國全圖 一張

- 一 組與力同心拜領大繩屋敷繪圖 一張
- 一同 一張
- 一 澁浚繪圖 一張
- 一 自一號 至九號 江戸繪圖 九張
- 一 角田川より綾瀬川迄 三張
- 一 下谷坂本千住大橋淺草 六張
- 一 深川十萬坪ヨリ中川迄 三張
- 一 谷中巢鴨小石川湯島 六張
- 一 御城回小川町番町市ヶ谷赤坂麻布芝口濱御殿 三張
- 一 目黒中澁谷下澁谷 六張
- 一 牛込染井雜司ヶ谷高田 三張
- 一 品川芝筋白金麻布 五張
- 一 八町堀築地靈岸島濱町柳原 六張
- 一 牛込染井雜司ヶ谷 三張
- 一 下澁谷千駄ヶ谷内藤宿牛込 六張

一 牛御前邊	一 張
一 龜戸ヨリ中川迄	三 張
一 本所一ツ目ヨリ小梅横川邊迄	四 張
一 佃島ヨリ深川八幡洲崎邊	四 張
一 品川海面	六 張
一 品川目黒邊繪圖	一 張
一 本所繪圖	三 張
一 江戸繪圖	一 張
一 本所深川町屋繪圖	一 張
一 深川總繪圖	一 張
一 無表題繪圖	二 張
一 諸圖	十五 袋
一 同	一 括

第四 管轄地域及び行政区劃

第一章 管轄地域の變遷

一 序 說

明治元年七月東京府が開設された當初の管轄地域は、町奉行のそれを引繼いだもので、大體當時朱引内と稱へられてゐた範圍であつた。朱引といふのは幕府時代、地圖に朱を以て府内・府外を別つ境界線を引いたことからその名が起つたもので、幕末當時の朱引内は品川・高輪・三田・白金・目黒・澁谷・四谷・牛込・巢鴨・駒込・谷中・淺草・本所・深川・龜戸等に互る相當廣範圍な地域であつたが、當時市街の大半を占めてゐた寺社地及び武家地には町奉行の支配權が全然及ばず、又郊外方面には町奉行と代官との共轄地等もあつて、町奉行の支配地を一概に定めることは殆ど不可能である。

かゝる次第で東京府がこの町奉行の支配地をその儘引繼いで開設された當時の管轄地域を詳細に知ることは甚だ困難であるが、やがて寺社地・武家地にもその

開設當初
の管轄地
朱引

武藏知縣
事

支配權が及び、ついで明治元年十一月五日山田政則・松村長爲・桑山効の武藏知縣事から別項所載の朱引外百數十ヶ町村を移管されるに至つて、その管轄は始めて明確になつた。武藏知縣事と云ふのは特に武藏縣と云ふ縣が設けられ、その知事を斯く稱へたのではなく、草創の際に當り暫く府外の舊代官三名をこれに任じて舊支配地を管轄させたのである。即ち明治元年六月十九日舊代官山田政則(同二年一月十日宮原忠英に代る)、同年六月二十九日松村長爲(同年八月八日古賀一平これに代る)、同年七月十日桑山効(同年十二月二十三日河瀬秀治これに代る)の三人が武藏知縣事に任ぜられたのである。而して桑山効の支配地には明治二年一月十三日小菅縣が、山田政則の支配地には同年一月二十八日大宮縣が、松村長爲の支配地には同年二月九日品川縣が設置された。

東京府は明治初年北海道の根室國花咲・根室野付の三郡を管轄したことがある。それは明治三年六月から同年十月九日までのことで、府下失業者救濟及び生産業振興の目的の下にこの經營に着手したのであるが、實功を擧げないうちにこの計畫は打ち切りとなつた。

廢藩置縣
後の變遷

ついで明治四年十一月廢藩置縣が斷行されるに際し舊東京府は一旦廢せられ、

東京府を
新に設置

新に東京府が設置されたのである。これによつてその地域は大いに擴張され、荏原・豊島・足立・葛飾・多摩の内大體現在の東京市及び隣接五郡に當る地を管轄することとなつた。又この時舊彥根縣の飛地であつた荏原郡世田ヶ谷村以下二十一ヶ村、多摩郡岡本村以下九ヶ村も東京府の所管とされた。尤もこれ等の諸村は東京府が受取る以前に神奈川縣に移管されてゐたのであつたが、東京迄僅かに二三里に過ぎないにも拘らず、神奈川縣廳へは距離も遠く不便も多いので東京府へ移管されるやう屢々嘆願し、その結果明治五年九月再び東京府の所管へ移されるに至つたのである。

伊豆七島
小笠原島
三多摩郡
合併

東京府は明治十一年二月十一日伊豆七島を静岡縣から、同十三年十月八日小笠原島を内務省から移管され、又明治二十六年四月一日西多摩・南多摩・北多摩の三郡を神奈川縣から移され、爾來大なる變遷を見ずして現在に及んでゐる。

三多摩郡の合併は主として帝都の水源管理の必要から起つたものであるが、三多摩合併に對する賛否は當時兩論に分れて相争ひ、政治的大問題と化した。併し結局第四回議會に政府案として提出された「東京府神奈川縣境域變更法案」が辛うじて可決され、明治二十六年四月一日法律十二號を以て發令された。

右は東京府境域變動の大體であるが、この他にも屢々小變更があつた。次にこれ等を一括し、その重要なものについては、關係書類を抄録して掲げて見よう。

二 管轄地域變遷の詳細

明治元年の管轄地域擴張

古賀一平支配所受取り

(第一) 明治元年十一月武藏知縣事から移管されたときの地域及びその反別は左の如くである。

武藏知縣事古賀一平支配所受取明治元年十一月五日)

荏原郡・豊島郡の内凡參拾五村町

段 別 四百四拾貳町五段八畝七步五厘七毛

高 參千參百貳拾石貳斗參升八合九勺六撮

内 譯

荏原郡

三 田 町 反別參拾貳町參反九畝貳步

下 高 輪 町 反別拾七町五反拾七步

上 高 輪 町 反別拾八町五反八畝貳步

今 里 村 反別參拾九町九反貳畝貳拾五步

(高貳百四拾五石壹斗五升貳合壹勺)

(高百七拾貳石七斗九升貳合四勺)

(高百六拾五石八斗七升四合參勺)

(高參百參十壹石參斗六升八合五勺)

白 金 村 反別參拾八町六畝四步
白 金 臺 町 反別九町八反八畝七步
小 計 反別百五拾町參反四畝貳拾七步九厘
(高參百四拾參石四斗四升四合九勺)
(高九拾八石八斗貳升參合)
(高千參百七拾七石四斗五升五合貳勺)

豊島郡

芝 町 反別六町參段五畝九步

金 杉 町 反別五町七反壹畝八步

麻 布 町 反別貳拾六町七反貳畑貳拾貳步

下 豐 澤 村 反別拾九町八反五畝拾參步

下 澁 谷 村 反別參拾貳町參反壹畝步

同 村 反別貳拾貳町四反六畝拾貳步

同 村 反別六町貳畝拾七步

中 澁 谷 村 反別貳拾八町八反八畝貳拾九步

原 宿 村 反別拾貳町四畝貳拾壹步

同 村 反別壹町五反參畝拾九步

千 駄 ヶ 谷 村 反別八町六反四畝貳拾貳步六厘

金 杉 町(小石川) 反別壹町五反四畝拾六步五厘

今 井 村 反別六町五反參畝貳拾參步

谷 町 反別壹町壹反拾參步

(高拾壹石四升參合)

(高六拾五石參斗七升七合參勺)

(高九石九斗參合)

(高七拾五石七斗壹升六合)

(高六石七升七合參勺貳才)

(高七拾石五斗七升九合八勺七才)

(高百九拾四石參斗壹升參合七勺)

(高貳拾五石六斗五升七合七勺)

(高百拾四石四斗參升八合壹勺)

(高百六拾九石八斗六升)

(高百四拾參石七斗八合六勺七才)

(高貳百五拾七石六斗壹升五合五勺)

(高六拾貳石八斗參升九合)

(高六拾九石八斗八升參合)

市兵衛町 反別六反參畝五步 (高六石九斗四升八合)

飯倉町 反別六町九反八畝拾步 (高七拾五石八斗貳升六合八勺)

櫻田町(後改竿町) 反別五町八反七畝拾貳步 (高六拾四石六斗壹升四合)

宮益町 反別貳町參反四畝貳拾參步 (高貳拾參石參升壹合)

龍土町 反別貳町六反參畝六步 (高貳拾八石九斗五升參合)

戸塚町 反別拾六町參反六畝參步五合壹勺 (高六拾八石六斗貳升八合貳勺九才)

同 反別四町四反貳拾步四厘六毛 (高拾七石七斗壹升五合六勺壹才)

大久保新田 反別拾參町七反七畝壹步五厘 (高五拾壹石參斗四升五合壹勺八才)

源兵衛村 反別拾貳町壹反七畝拾參步 (高五拾貳石四斗)

戸塚村 反別四町參反參畝拾參步 (高拾七石七斗壹升九合六勺壹才)

同 反別五町四反貳畝七步 (高參拾壹石六斗九升九合)

原宿村 反別貳拾九町八反八畝步壹合 (高百八拾五石九斗壹合貳勺壹才)

下澁谷村 反別貳町貳反五畝貳拾五步 (高拾壹石五斗七勺)

同 反別貳町壹反四畝貳拾壹步 (高七石五斗參合)

同 反別參町四反七畝拾五步 (高貳拾壹石九斗八升貳合貳勺)

小計 反別貳百九拾貳町貳反參畝九步六厘七毛 (高千九百四拾貳石七斗八升參合七勺六才)

山田一太
支配所
受取

武藏知縣事山田一太夫支配所受取(明治元年十一月五日)

豐島郡の内貳拾參村町

段別 參百九拾町九段四畝拾六步九厘

高 貳千貳百九拾七石壹升九合壹勺壹撮

内譯

豐島郡

高田村 反別四拾七反五畝拾五步 (高參百五拾五石四斗參升九合)

雜司ヶ谷村 反別四反參畝拾參步九厘 (高壹石九斗七升參合壹勺五才)

池袋村 反別參拾四町八反七畝五步 (高百七拾參石四斗八升參合)

同 反別八拾七町六反四畝貳拾九步五厘 (高四百參拾參石五斗八升四合八勺五才)

瀧野川村 反別百六町貳步 (高四百六拾石七升)

新田堀之内村 反別拾九町貳畝步 (高百七石八斗七升六合六勺六才)

上中里村 反別貳拾町六反四畝拾壹步 (高百七拾五石壹斗四升參合參勺)

西ヶ原村 反別拾壹町參反七畝貳拾七步五厘 (高九拾壹石參斗四升壹合七勺)

同 反別參拾貳町四反七畝拾四步五厘 (高貳百七拾石四斗八升五合五勺)

小日向町 反別拾町參畝拾參步五厘 (高八拾石壹斗八升八合壹勺)

關口町 反別參町貳反參畝拾貳步 (高貳拾參石貳斗五升壹合九勺八才)

市ヶ谷町 反別四町九反貳畝貳拾步 (高四拾參石貳斗貳升參合六勺七才)

小石川村 反別五町貳反參畝五步 (高貳拾參石六斗貳升七合貳勺)
 小石川六藏分 反別壹町五反七畝五步 (高七石六斗四升九合)
 小石川村新田 反別壹町九反七畝步 (高拾參石五斗壹升)
 牛込 看町 反別壹町六反五畝拾步 (高拾五石五斗貳升九合)
 牛込 代町 反別貳町六畝拾參步 (高貳拾石六斗四升參合)
 牛込 水道町 反別壹町壹反貳拾參步 (見 取)
 白山前町 反別七反八畝拾六步七厘 (見 取)
 駒込片町 反別八町九反參畝拾步 (見 取)
 大塚町 反別六反六畝貳拾五步五厘 (見 取)
 戸崎町代地 反別壹反參畝貳拾五步八厘 (見 取)
 千駄木林町 反別拾參町四反貳畝七步 (見 取)

桑山圭介
支配所
取受

武藏知縣事桑山圭介支配所受取明治元年十一月五日)

豐島郡葛飾郡の内凡八拾參村町

段 別 貳千參百五拾八町八段六畝貳拾壹步七厘

高 壹萬八千四百參拾壹石八斗六升五合七勺參撮

内 譯

豐島郡

橋場町 反別七拾七町六反壹畝步五厘 (高五百八拾壹石七斗八合)
 上尾久村新田 反別五町貳反貳畝貳拾四步 (高貳拾壹石六斗七升五合)
 下尾久村新田 反別貳町貳反貳畝步 (高九石九斗九升參合)
 今戸町 反別拾六町五畝拾步 (高百貳拾九石八升五合)
 山之宿町(後改山之宿六軒町) 反別貳町貳反四畝貳步 (高拾六石九斗貳升參合)
 山谷町 反別七町八反七畝貳拾五步 (高五拾參石壹斗貳升五合)
 日本堤潰地 反別不明 (高百六拾四石五斗四升五合)
 下谷通新町 反別六町五畝拾九步 (高六拾石四斗七合)
 新鳥越町(八年改吉野町) 反別八町參反壹畝壹步 (高八拾八石五斗七升八合)
 本鳥越町 反別壹反參畝拾步 (高六斗八合)
 下谷分 反別壹町參反六畝貳步半 (高拾參石六斗八合)
 上野町 反別貳町五反貳拾九步 (高貳拾五石九升七合)
 谷中村之内 反別壹町貳反四畝貳拾參步貳厘 (高貳石九斗七升參合)
 谷中片町 反別貳畝貳拾八步 (見 取)
 龍泉寺新田 反別貳畝拾貳步 (高參石參斗參升五合)
 黒船町 反別壹町六畝貳拾壹步參厘 (見 取)
 猿屋町 反別參反壹畝貳拾參步 (見 取)

三河島村	反別百貳拾六町貳反貳畝參步	(高九百四拾石四斗四升)
同屋村	反別四反九畝拾五步	(高參石五斗七升九合)
町尾久村	反別四拾九町六反六畝拾五步	(高參百貳拾石壹斗八升六合)
下尾久村	反別五拾參町壹畝貳拾四步	(高參百七拾石九斗四升八合)
上尾久村	反別百參拾壹町貳反五畝拾八步	(高九百九拾貳石參升九勺七才)
坂本村	反別貳拾八町七反九步	(高貳百七拾石八斗六升九合)
金杉村	反別七拾九町七反壹畝六步	(高六百八拾壹石八斗參升七合)
龍泉寺村	反別拾貳町壹反八畝步	(高百拾七石貳斗貳合)
三輪村	反別拾五町六反八畝六步	(高百參拾八石參斗參升參合)
谷中村	反別九町九反九畝拾壹步	(高九拾參石貳斗八升壹合)
谷中本村	反別參拾町壹反參畝拾八步	(高貳百六拾七石六升參合)
同村 <small>(係二年十月十日所受)</small>	反別壹町六反貳畝貳拾壹步	(高拾五石)
新堀村	反別四拾五町七反壹畝貳拾壹步	(高參百五拾壹石壹斗七升參合)
田端村	反別九拾五町壹畝拾五步	(高六百五拾五石七斗九升六合五勺)
中里村	反別參拾七町四反五畝參步	(高貳百參拾石七斗壹合)
船方村 <small>(係二年七月三日所受)</small>	反別拾壹町八反拾八步	(高八拾石五斗貳升四合)
堀之内村 <small>(同上)</small>	反別參拾五町壹反九畝貳拾九步	(高貳百六拾七石參升五合五勺)
小計	反別八百九拾五町參反五畝貳厘	(高六千九百七拾四石六斗五升五合貳勺七才)

外見取段別壹町四反壹畝拾貳步參厘

葛飾郡

上木下川村	反別參拾町貳反七畝拾壹步	(高貳百參拾八石參斗壹升)
下木下川村	反別六拾壹町參畝步	(高四百五拾七石參斗六合)
葛西川村	反別拾壹町五反九畝貳拾七步五厘	(高九拾石壹斗六升壹合四勺)
小村井村	反別四拾六町七反五畝貳拾步	(高四百七拾九石六斗七升七合)
隅田村	反別七拾四町壹反壹畝貳步	(高五百九拾九石七斗壹升九合)
須崎村	反別貳拾參町四反壹畝貳拾參步	(高貳百拾石參斗)
若宮村	反別拾町八反七畝九步	(高七拾四石八斗九升壹合)
木下村	反別貳拾壹町壹反五畝貳拾步	(高百七拾六石八斗貳升六合)
太郎兵衛新田	反別拾七町五反五畝拾七步	(高百四拾九石六斗八合)
中田新田	反別六町參反貳畝七步	(高四拾七石六斗貳升)
又兵衛新田	反別九町參反八畝五步	(高七拾貳石四斗八升貳合)
砂村新田	反別九拾貳町貳反七畝五步	(高四百八拾六石七斗九升五合)
八右衛門新田	反別參拾四町六反四畝拾七步	(高貳百九拾四石九升六合壹勺)
小名木村	反別拾七町八反八畝七步	(高百六拾石七斗貳合)
寺嶋村	反別百貳拾七町五反七畝步	(高六百拾石四斗貳升貳合四勺)
龜戶村	反別百八拾九町壹反壹畝拾五步	(高千參百九拾七石參斗參升五合)

小梅村 反別參拾貳町五反四畝貳拾壹步 (高貳百拾七石七斗五升貳合)
 善左衛門村 反別拾參町八反八畝拾貳步 (高百石六升參合)
 平井新田 反別四拾壹町六反四畝貳拾七步 (高參百六石九斗參升八合)
 中ノ郷村 反別四拾參町七反五步 (高四百七拾七石八斗八合)
 南本所町 反別貳拾六町七畝貳拾七步 (高貳百七拾壹石八斗六升八合)
 北本所町 反別貳拾貳町七反壹畝拾壹步 (高貳百參拾貳石貳斗四升壹合)
 深川町(新田常盤町) 反別五拾七町參反九畝壹步五厘 (高六百貳拾八石貳斗參升八才)
 獵師町 反別拾壹町八反貳畝拾七步 (高四拾壹石九斗九合)
 海邊新田 反別五拾六町壹反壹畝參步五厘 (高六百五石四斗四升七合九勺八才)
 同村(一橋上知) 反別壹町九反參畝貳拾步 (高貳拾參石貳斗四升)
 鶴歩町 反別六町參反壹畝貳拾四步 (高拾六石五斗壹升五合)
 請地村 反別貳拾壹町參反七畝四步 (高百九拾四石五斗四升八合)
 同村 反別拾四町四反五畝拾四步 (高八拾參石參斗七升九合六勺)
 押上村 反別貳拾壹町七反六畝拾壹步 (高百九拾貳石五斗六升七合)
 大畑村 反別參拾五町五反五畝八步 (高貳百五拾石六斗參升)
 荻新田 反別八町七反六步 (高六拾七石參斗貳升)
 大塚新田 反別拾町九反八畝貳拾四步 (高八拾七石五斗五升九合)
 龜高村 反別五拾貳町參反四畝拾五步 (高四百八拾壹石五斗貳升參合)

次兵衛新田 反別貳拾壹町六反壹畝貳拾九步 (高貳百四石六斗貳合)
 久左衛門新田 反別八町九反貳畝八步 (高七拾八石壹斗八升五合)
 八郎右衛門新田 反別參拾町貳畝六步 (高百五拾五石壹斗八升七合)
 平方村 反別拾貳町貳畝貳拾參步 (高百拾四石九斗九升八合)
 大嶋村 反別貳拾町七反九畝五步 (高貳百貳拾壹石參斗九升七合)
 越中嶋新田 反別參町七反壹畝六步 (高拾七石八升八合)
 同新田 反別參町參反參畝貳拾壹步 (高貳拾六石六斗九升六合)
 猿江村 反別九町七反九畝貳拾四步 (高百五石壹斗六升七合貳勺)
 毛利新田 反別壹町六反七步 (高拾貳石六斗七升參合)
 柳島村 反別參拾五町六畝貳步 (高貳百八拾四石七斗七合)
 永代新田 反別四町壹反參畝五步 (高貳拾參石五斗六升九合七勺)
 同新田(一橋上知) 反別九町壹反九畝七步 (高八拾貳石七斗參升壹合)
 千田新田 反別參町七反八畝貳拾七步 (高貳拾石九斗參升參合)
 同新田(一橋上知) 反別貳拾四町八反參畝拾五步 (高百參拾七石五斗參升壹合)
 石小田新田 反別拾壹町參反八畝步 (高四拾七石七斗參升參合)
 小計 反別千四百六拾參町五反壹畝廿壹步五厘 (高壹萬千四百五拾七石貳斗壹升四勺六才)

(第二) 明治三年六月北海道根室國の内を管轄同十月に至つてこれを止む。

北海道の内一時管轄

受持被仰付

北海道根室國の内花咲根室野付の三郡受持(明治三年六月失日)

明治三年六月失日

兵馬倥傯以來今日漸及平定候へ共消耗猶時勢之變遷ニ隨ヒ物價騰揚當府下人民ノ産業不相立且數多ノ困民種々手ヲ盡シ候へ共從來保護ノ目的相付兼候ニ付北海道ノ内三四郡當府へ引受當府下有餘ノ贅民ヲ以テ博ク物産相興シ候へバ開拓ノ道モ相立ニハ産物融通ノ道モ相進ミ當府ノ維持養濟スルノ一端ニモ可相成哉ト存候間開拓使ノ總括ハ不相離様イタシ北海道ノ内三四郡當府受持ノ場ト相定御渡相成候様致度奉存候依之此ノ段奉伺候也
辨官附筆

伺ノ趣ヲ以テ北海道根室國ノ内花咲根室野付右三郡其府受持仰付候間開拓使可示合事

受持被免

北海道根室國の内花咲根室野付の三郡受持被免(明治三年閏十月九日)

廢藩置縣の際及びその直後の變動
品川縣より受取り

(第三) 明治四年十二月廢藩置縣の際及びその直後の本府管轄地變動に關する書類中から、その地域反別並びに關係文書を抄録すれば次のやうである。
品川縣より受取(明治四年十二月五日)

多摩郡豊島郡荏原郡(舊松村忠四郎支配所)の内凡百七拾參村町
外に大繩場七町九段參畝拾七步

段 別 壹萬六百九拾參町八段九畝拾步九厘四毛
高 六萬四千六百貳拾五石六升七合壹勺貳撮

内 譯

多摩郡

覺 東 村	反別不明	(高四拾石壹斗壹升貳合)
小 足 立 村	反別不明	(高百五拾五石貳斗貳升四合五才)
粕 谷 村	反別不明	(高八拾五石八斗四升四合)
廻 里 澤 村	反別不明	(高貳百四拾六石四斗八升貳合)
船 橋 村	反別不明	(高百四拾石貳斗六升參合)
上 祖 師 ヶ 谷 村	反別不明	(高參百參拾四石六斗五升六合)
下 祖 師 ヶ 谷 村	反別不明	(高參百八拾五石八斗五升壹合)
喜 多 見 村	反別不明	(高七百六拾貳石六斗壹升)
駒 井 村	反別不明	(高七拾七石六斗參合)
中 野 村	反別貳百九拾四町九反壹畝六步	(高貳千貳拾六石壹斗四升壹合)
江 古 田 村	反別八拾六町貳反壹畝拾壹步五厘	(高貳百八拾六石四斗壹升五合九勺四才)
上 鷺 之 宮 村	反別八拾町九反八畝九步	(高參百五拾八石參斗八升五合)
高 圓 寺 村	反別百貳拾壹町八反參畝貳步	(高八百貳石七升貳合參勺八才)

馬橋村	反別六拾六町八反四畝拾六步	(高參百五拾八石貳升貳合)
雜色村	反別七拾四町貳反八畝五步	(高參百四拾四石七升六合)
永福寺村	反別四拾七町參反九畝拾七步	(高百七拾八石壹斗五升四合)
上荻窪村	反別七拾四町參反五畝拾參步	(高貳百六拾八石壹斗參合)
下荻窪村	反別貳拾八町九反壹畝貳拾壹步	(高五拾五石九斗七升四合)
久我山村	反別九拾四町六反八畝四步	(高四百五拾九石貳斗七升八合)
上高井戸村	反別貳百町參反貳畝貳拾參步	(高千參拾八石七升五合)
下高井戸村	反別百六拾七町七反八畝參步	(高八百六拾壹石四斗六升九合)
中高井戸村	反別貳拾四町七反參畝貳拾五步	(高八拾壹石七斗五升八合)
烏山村	反別不明	(高千七拾八石五斗貳升貳合九勺)
田端村	反別六拾九町七反五畝拾六步	(高參百拾四石四斗八合)
成宗村	反別六拾貳町貳反壹畝六步	(高參百拾九石貳升四合)
本郷村	反別四拾九町八反五畝步	(高貳百五拾六石參斗六升六合)
新井村	反別四拾七町壹反七畝拾七步	(高百八拾石七斗五升五合)
和泉村	反別不明	(高參百八石壹斗五升六合貳勺參才)
和泉村	反別不明	(高拾四石四斗九升壹合)
同新田	反別不明	(高四拾六石壹千六升六合)
同新田	反別不明	(高拾八石四斗五升八合)

信三本衛門連
綱造
喜左衛門連

和泉村	反別六拾四町五反四畝五步	(高百九拾四石四斗九升五合)
和泉新田	反別貳町四反六畝參步	(高七石貳斗六升六合)
大宮前新田	反別百貳拾九町四反六畝貳拾九步	(高四百七拾貳石六斗貳升五合)
松庵村	反別貳拾七町貳反八畝貳拾七步	(高八拾七石參斗八升九合)
吉祥寺村	反別不明	(高八百七拾四石七升六合)
西窪村	反別不明	(高貳百拾石貳升參合)
下連雀村	反別不明	(高參百九石貳斗六升)
給田村	反別不明	(高貳百貳拾六石參斗四升五合)
上高田村	反別不明	(高百七拾七石參斗貳升壹合)
片山村	反別拾參町壹反八畝拾九步	(高六拾八石參斗八升六合)
和田村	反別百貳拾町五反九畝拾貳步	(高貳百參拾八石八斗六升九合)
大藏村	反別不明	(高九石九斗)
横根村	反別不明	(高拾參石貳斗)
上野村	反別不明	(高參拾九石壹斗貳升參合九勺壹才)
入間村	反別不明	(高參百參拾七石六斗九升六合)
牟禮村	反別不明	(高五百拾六石四斗八升八合)
上井草村	反別八拾貳町八反壹畝八步	(高參百九拾八石壹斗參升)
下井草村	反別七拾八町八反參步	(高參百八拾四石七斗七升五合)

天沼村 反別五拾五町六反九畝七步 (高百拾九石七斗八升參合)
 阿佐ヶ谷村 反別七拾町五畝拾五步 (高百八拾參石九升九合)
 堀之内村 反別參拾九町九反九畝貳步 (高百四拾四石五斗八升)
 下鷺之宮村 反別七拾八町壹反壹畝貳拾五步 (高五百參拾七石貳斗四升五合四勺七才)
 上沼袋村 反別五拾町八反五畝拾九步 (高百五拾四石壹斗九升)
 下沼袋村 反別百拾四町貳反七畝參步 (高四百貳拾六石參斗八升四合四勺九才)
 小計 反別貳千五百貳拾町參反九畝拾壹步五厘 (高壹萬八千貳拾貳石六升五合五勺七撮)

豐島郡

上澁谷村 反別貳拾九町九反拾壹步七厘八毛 (高百九拾壹石七斗七升參勺四才)
 代々木村 反別貳百貳拾參町七反六步五厘 (高八百四拾六石五斗四升壹合七勺)
 角筈村 反別七拾七町八反九畝貳拾八步 (高七百六拾石五斗九升六合)
 幡ヶ谷村 反別六拾五町壹反五畝貳拾八步 (高貳百六拾四石壹斗五升九合八勺貳才)
 中荒井村 反別八拾九町參反七畝貳拾壹步 (高參百八拾五石壹斗參合)
 砂利取場跡新田 反別壹町六反參畝貳拾四步 (高九石八斗五升)
 田中村 反別百町五反八畝貳拾九步 (高五百參拾九石貳斗八升四合)
 谷原村 反別百七拾八町五畝貳拾步 (高八百六拾壹石九斗七升七合)
 上石神井村 反別貳百四拾七町四反九畝參步八厘 (高千參百五拾八石九斗七升參合)
 下石神井村 反別貳百壹町五反八畝拾貳步 (高千百六拾石六斗壹升四合)

諏訪村 反別貳拾四町八反壹畝壹步九合五勺四才 (高百拾參石四斗貳升七合五勺八才)
 上練馬村 反別五百參拾九町壹反貳畝貳拾五步五厘 (高貳千六百四拾六石貳斗七升六合)
 下練馬村 反別五百五拾五町六反六畝貳步 (高貳千六百四拾六石五斗四升九合)
 土支田村 反別百七拾壹町六反壹畝貳拾八步 (高五百七拾八石八斗貳合)
 同村 反別貳百五町六反拾四步 (高七百五拾八石六斗八升壹合)
 關村 反別百參拾九町五反五畝貳拾四步 (高五百參拾壹石四升貳合)
 上落合村 反別四拾町貳反七畝貳拾四步 (高貳百拾五石四合)
 東大久保村 反別拾四町七反九畝貳拾六步五厘 (高九拾石五斗四升五合)
 西大久保村 反別七拾八町七反壹畝參步五厘四毛 (高六百五拾四石六斗四升九合壹勺)
 下落合村 反別七拾八町九反七畝九步 (高百九拾九石七斗五升參合)
 葛ヶ谷村 反別四拾町九反四畝貳拾九步 (高貳百六石壹斗參升五合)
 穩田村 反別貳拾四町五反四畝拾參步六厘貳毛 (高九拾參石九合參才)
 竹下新田(辰高入) 反別四拾貳町參反貳畝貳拾四步 (高百六石九升貳合)
 上豐澤村 反別四町六反壹畝八步 (高貳拾九石七斗七升四合四勺)
 中豐澤村 反別貳拾町七反六畝拾九步 (高百貳拾石貳斗壹升七合)
 中村 反別五拾八町壹反五畝五步 (高貳百拾四石七升)
 柏木村 反別六拾六町七反四畝貳步 (高參百拾貳石九斗參升四合)
 牛込破損町 反別五反六畝拾九步 (高四石五斗參升壹合)

内藤新宿 大繩場七町九反參畝拾七步

反別參千參百貳拾參町貳段拾貳步壹厘九

小計

(高壹萬五千九百石參斗五升四合五勺七才)

毛四 大繩場七町九反參畝拾七步

荏原郡

南品川宿 反別六拾七町七反參畝拾六步

(高五百五拾六石參斗六升貳合)

利田新地(南品川宿ノ内) 反別六反參畝步

(高六石參斗)

北品川宿 反別六拾町八反八畝拾參步

(高四百五拾貳石六斗四合)

二日市村 反別拾貳町參反參畝參步

(高九拾八石九斗參升壹合)

居木橋村 反別貳拾七町四反六畝貳拾四步

(高貳百參拾壹石八斗參升)

戶越村 反別百拾九町八反參畝四步

(高九百參拾石參斗貳升)

上蛇窪村 反別貳拾七町七畝拾六步

(高百八拾八石五斗壹升貳合)

下蛇窪村 反別參拾九町貳反八畝貳拾步

(高貳百八拾壹石壹斗)

大井村 反別貳百貳町八反四畝七步

(高千六百七拾四石貳斗六升四合四勺)

桐ヶ谷村 反別四拾六町五反八步

(高參百六拾七石參斗五升)

不入斗村 反別五拾九町貳反壹畝六步

(高五百七拾八石八斗參升八合)

西大森村 反別四拾六町五反六畝拾壹步

(高四百參拾八石六斗八合)

北大森村 反別五拾四町參反壹畝步

(高四百八拾四石四斗六合)

東大森村 反別六拾七町四反五畝貳拾參步

(高六百四拾五石五斗貳升五合)

堤方村 反別四拾五町九反六畝九步

(高四百貳拾五石六斗壹合)

女塚村 反別貳拾壹町四反九畝貳拾八步

(高百九拾八石四斗六升八合六勺六才)

糞谷村 反別八拾四町八反貳畝拾參步

(高六百八拾參石壹斗七升參合)

萩中村 反別參拾四町八反四畝貳拾四步

(高貳百六拾貳石五斗參升六合)

八幡塚村 反別百貳町五反七畝拾九步

(高七百五拾七石六斗壹升六合)

古市場村 反別六拾四町四畝五步

(高參百拾九石四斗四升九合)

馬込村 反別百四拾參町九反八畝拾八步

(高九百六拾五石壹斗四升六合)

池上村 反別七拾五町四反九畝拾步

(高五百七拾六石貳斗七升四合)

道々橋村 反別拾九町六反四畝貳拾六步

(高百五拾壹石八斗八升七合)

雪ヶ谷村 反別八拾參町貳反七步

(高五百四拾六石貳斗參升七合)

中延村 反別八拾町四反五畝八步五厘

(高五百九拾石七斗六升四合)

上目黒村 反別貳百五拾參町八反參畝拾四步

(高千貳百五拾壹石五斗八升六合八勺)

谷山村 反別拾六町參反九畝貳拾五步

(高百拾石參斗九升壹合)

小山村 反別五拾四町四反壹畝貳步

(高貳百七拾五石八斗參升壹合)

市之倉村 反別貳拾壹町貳反八畝七步

(高百六拾貳石四斗)

奥澤村 反別八拾八町五反五畝拾步

(高四百七石五斗八升壹合)

石川村 反別拾參町壹反壹畝八步

(高七拾六石壹斗參升五合)

池澤	反別貳拾八町四反四畝四步	(高百拾貳石四斗八合)
深澤	反別百拾四町五反七畝貳拾四步	(高四百四拾六石八升九合)
下野毛	反別貳町壹反拾五步	(高拾四石六斗五升八合)
野澤	反別參拾貳町五反八畝步	(高百參拾七石四斗貳升九合)
上沼部	反別拾九町九反九畝貳拾四步	(高八拾參石貳斗八升壹合九勺八才)
下沼部	反別百四拾貳町六反貳畝拾七步	(高八百五拾貳石七斗貳合)
嶺	反別百拾參町貳反五畝拾七步	(高八百參拾八石九斗貳升參合)
下丸	反別四拾町七反六畝六步	(高貳百六拾六石九斗壹升七合)
矢口	反別五拾參町六反四步	(高四百參拾六石四斗五升八合)
高畑	反別四拾六町參反四畝貳拾七步	(高參百壹石參斗六升參合)
道塚	反別貳拾參町貳反六畝六步	(高貳百拾貳石九合)
原	反別參拾町八畝拾貳步	(高貳百五拾參石九斗五升)
町屋	反別貳拾四町四反五畝貳拾八步	(高貳百拾六石五斗六升五合)
雜色	反別四拾町參反七畝貳拾五步	(高貳百六拾八石貳斗四升六合)
古川	反別拾四町九反八畝七步	(高百貳拾石四升壹合四勺)
久ヶ原	反別六拾九町參反六畝拾參步	(高參百七拾四石七斗七升貳勺五才)
同	反別貳拾參町貳反四畝貳拾五步	(高百五拾六石四斗四升九合)
鶴之木	反別五拾町貳反八畝參步	(高參百參拾五石參升七合)

上大崎	反別四拾五町七反八畝拾貳步貳厘五毛	(高四百參拾九石八升壹合壹勺)
下大崎	反別參拾參町四反四畝九步	(高參百拾貳石參斗六升九合壹勺七才)
松原	反別百壹町六反七畝貳拾七步	(高參百四拾七石七斗八升七合)
赤堤	反別六拾五町參反八畝九步	(高貳百參拾石參斗貳升五合)
經堂在家	反別五拾六町壹畝壹步	(高參百五石六斗四升五合)
代田	反別百拾六町八畝貳拾七步	(高五百參拾參石七斗參升八合)
池尻	反別九町壹反五畝步	(高四拾壹石七斗七升四合)
三宿	反別貳拾參町五反參畝拾六步	(高九拾石九斗五升七合)
下北澤	反別八拾壹町五反六畝貳拾壹步	(高參百拾石五升參合壹勺)
太子堂	反別參拾七町參反九畝八步	(高參拾七石五斗)
桐ヶ谷	反別九町壹畝拾四步半	(高六拾八石參斗四升壹合七勺)
羽田	反別八拾七町貳反貳步	(高四百四拾四石七斗四合)
源太郎新田(羽田村)	反別四町八反六畝拾五步	(高拾貳石五斗貳升壹合)
羽田獵師町	反別拾壹町九反四畝拾五步	(高六拾六石五斗七升壹合)
鈴木新田	反別參拾七町七反貳畝參步	(高百參拾參石參斗六升六合)
鈴木新田(羽田村)	反別四町八反六畝拾八步	(高貳拾四石七斗七升壹合)
鈴木新地	反別四町六反七畝九步	(高貳拾貳石五斗九升四合)
若林	反別五拾貳町六反貳畝貳拾六步	(高百八拾七石七斗六升)

上馬引澤村 反別八拾參町壹反七畝貳步 (高四百四拾壹石九斗五升七合四勺)
 中馬引澤村 反別拾參町九反壹畝拾四步 (高參拾九石五斗)
 下馬引澤村 反別七拾町九反四畝拾五步 (高貳百石四斗六升壹合)
 奧澤本村 反別九町壹反七畝貳拾四步 (高五拾五石)
 等々力村 反別九拾貳町貳反八畝步 (高五百七拾石貳斗貳升五合)
 碑文谷村 反別八拾四町七反九畝拾九步 (高參百六石七斗貳升壹合貳才)
 下袋村 反別四拾貳町壹反六畝貳拾參步 (高參百貳石五斗)
 新井宿村 反別九拾町七反四畝步 (高七百參石貳斗五升八合)
 小林村 反別貳拾六町七反壹畝貳步 (高貳百七拾壹石七斗八升九合)
 安方村 反別貳拾貳町六反七畝貳拾貳步 (高貳百貳拾八石四斗六升貳合)
 北蒲田村 反別七拾壹町五反八畝四步 (高七百八拾六石四斗七合)
 蒲田新宿村 反別七拾八町參反貳拾貳步 (高六百石壹千貳升參合)
 濱竹村 反別五町七反五畝貳拾貳步 (高四拾參石五斗九升壹合)
 御園村 反別拾九町參反四畝貳拾六步 (高百七拾七石七斗貳升四合)
 今泉村 反別貳拾六町八反壹畝拾四步 (高貳百參拾參石六升五合)
 下池上村 反別拾壹町五反貳畝七步 (高百石)
 下目黒村 反別六拾壹町壹反六畝拾七步 (高貳百五拾參石五斗九升四合)
 中目黒村 反別六拾參町參反貳畝參步 (高貳百四拾五石壹斗九升五合)

浦和縣より受取

浦和縣より受取(明治四年十二月十五日)

豊島郡の内凡貳拾八村町

段別 參千五拾五町八畝九步

高 壹萬七千七百六拾六石六斗貳升壹合九勺九撮

内譯

豊島郡

上板橋宿 反別參百九拾八町六反六畝拾九步五厘 (高貳千六百四拾參石參斗四升)
 下板橋宿 反別貳百四町壹反壹畝四步 (高千百拾壹石八升九合貳勺四才)
 前野村 反別百五拾貳町九步 (高貳百壹石壹斗七升七合)
 金井窪村 反別貳拾六町六反六畝五步 (高百五拾四石七斗四升參合五勺壹才)
 中丸村 反別貳拾六町壹反壹畝拾貳步 (高百參拾壹石參斗九升壹合七勺)

第四 管轄地域及び行政区劃

第一章 管轄地域の變遷

長崎村 反別百拾八町六反七畝貳拾七步 (高五百八拾七石四斗六升八合參勺)
 上赤塚村 反別百四拾八町七反拾六步 (高九百八拾九石四斗貳升七合)
 同赤塚村 反別七拾參町九反參畝八步 (高參百八拾七石六斗六升壹合)
 下赤塚村 反別貳百參拾町參反貳畝拾貳步 (高千四百六拾八石九升四合)
 小豆澤村 反別六拾壹町五反九畝貳拾七步 (高百拾四石五斗四合)
 神谷村 反別四拾七町九反六畝拾八步 (高參百四拾五石壹斗五合)
 下谷村 反別八拾參町八反五畝參步 (高六百貳拾九石貳升壹合貳勺壹才)
 袋八官新田村 反別八拾參町參反四畝八步五厘 (高四百貳拾貳石九斗壹升壹合五勺參才)
 八官新田村 反別貳拾貳町四反貳拾六步 (高百六石九斗六升參合)
 岩淵本宿町 反別參百四拾九町貳拾步 (高貳百九拾九石四斗八升)
 豐島村 反別百拾貳町五反八畝貳拾四步 (高八百八拾貳石四斗七升八合)
 西臺村 反別百七拾六町七反六畝八步 (高千九拾石四斗六升六合)
 德丸本村 反別百六拾四町五反四畝九步 (高千石八斗九升七合)
 德丸脇村 反別五拾五町四反壹畝拾步 (高參百拾六石七斗九升九合)
 赤羽村 反別七拾貳町七反七畝拾六步 (高四百參拾壹石六斗參升六合五勺)
 稻附村 反別九拾六町六反六畝拾貳步 (高四百七拾九石壹斗六合)
 十條村 反別百八拾九町壹反參畝貳拾壹步 (高千百九拾八石六斗九升)
 志村 反別五拾八町六畝貳拾壹步 (高參百拾石四斗五升壹合五勺)

長濱縣より受取

長濱縣より受取(明治五年正月二十四日)

荏原郡の内

段別 參百五拾五町貳段拾參步(但荏原郡のみの段別)

高 貳千四百八拾七石參斗七升八合

内 譯

荏原郡

世田ヶ谷村 反別百九町貳反貳畝六步 (高四百拾六石七斗九合)
 弦卷村 反別四拾町五反貳畝拾貳步 (高百參拾參石四斗壹升壹合)
 用賀村 反別參百四町八反六畝貳拾六步 (高百七拾壹石壹斗五升四合)
 野良田村 反別八町五反八畝貳拾七步 (高七拾八石六升七合)
 小山村 反別拾貳町貳反拾壹步 (高五拾貳石四斗五升九合)

下野毛村 反別參拾七町四反貳拾六步 (高百七拾石四斗八升七合)
 上野毛村 反別拾町五反七畝貳步 (高五拾五石五升貳合)
 瀬田村 反別六拾八町六反參畝九步 (高參百五拾四石六斗六升)
 馬引澤村 反別四町四反壹畝拾步 (高貳拾五石七升四合)
 太子堂村 反別五反步 (高壹石)
 世田ヶ谷村(上社) 反別拾五町參反壹畝貳拾步 (高五拾參石)後外六石壹斗四合増ス
 弦卷村(同前) 反別貳町九反五畝拾四步 (高拾石貳斗貳升)

次に示すものは右受取りに關する書類である。

明治四年十一月十四日 御沙汰書

彦根縣

其縣管轄武藏國荏原郡ノ内多摩郡ノ内東京府管轄ニ被仰付候條當未年ヨリ地所物成鄉村等同府へ可引渡事

同月二十三日 御沙汰書

東京府

武藏國 多摩郡ノ内

右其府管轄被仰付置候處御詮議ノ次第有之神奈川縣管轄被仰付候條當未年ヨリ地所物成鄉村等同縣へ可引渡事

同月廿日 神奈川縣來書

管轄地ノ儀ニ付別紙ノ通御沙汰有之御府へモ御同様御沙汰有之候儀ト存候就テハ地所物成鄉村等御引渡頃合承知致度且御引渡可相成御管轄高差向取調之儀有之候間御報知有之度此段及御掛合候也

同月二十五日 本府回答

御管轄地ノ儀ニ付別紙之通御沙汰有之就テハ地所物成鄉村等引渡頃合御承知被成度且可引渡管轄高可申進旨御掛合之趣致承知候當府へモ別紙之通り御沙汰有之候處未夕鄉村受取已前ニ付元品川縣彦根縣ヨリ直ニ貴縣へ引渡候様致度段大藏省へ伺候書件次中ニ付指揮者有之次第猶可申進尤管轄高ノ儀當府ニテモ未夕承知不致程之儀ニ付是亦元縣令ヨリ貴縣へ申進候様相達可申候此段及御摺換候也

明治四年十二月十二日 彦根縣照會

當府管轄被仰付候中武藏國多摩郡ハ更ニ神奈川縣管轄被仰付候旨別紙之通御達有之候處兼テ及御打合候通未夕當府へ受取已前ニ付貴縣ヨリ直ニ神奈川縣へ引渡ノ儀別紙之通大藏省

へ届書件差出候間寫差進申候委細右ニテ御承知多摩郡村々引渡方ノ儀ハ神奈川郡縣御打合有之様イタシ度此段申進候也

長濱縣より神奈川縣へ引續ぎし分(多摩郡の内凡九村)

(段別不明)高九百六拾六石八升五合)

- 岡 本 村 反別不明 (高百九拾壹石六斗七升)
- 鎌 田 村 反別不明 (高八拾六石九斗壹升)
- 大 藏 村 反別不明 (高貳百六拾參石九斗七升四合)
- 宇 奈 根 村 反別不明 (高百六拾九石八斗四升壹合)
- 岩 戸 村 反別不明 (高百拾九石參斗貳升)
- 猪 方 村 反別不明 (高六拾七石壹斗參升參合)
- 和 泉 村 反別不明 (高六拾壹石八斗六升五合)
- 横 根 村 反別不明 (高貳石六斗九升貳合)
- 八 幡 山 村 反別不明 (高貳石六斗八升)

同五年正月二十日長濱縣來書

先般御府管轄被仰付候元彦根縣管下武州荏原郡ノ内鄉村來ル二十四日官員差出及御引渡候此段御案内申進候也

小菅縣より受取

小菅縣より受取(明治五年二月八日)

豊島郡足立郡葛飾郡の内及び足立郡葛飾郡の内社寺領元朱印地上知凡百參拾八村町

段 別 八千百貳拾九町九畝貳拾參步七厘五毛
高 五萬九千百六拾五石壹斗貳升六合九勺七撮

内 譯

豊 島 郡

千住驛南組 反別五拾九町壹反壹畝九步 (高參百七拾八石六升六合六勺)

小 計 反別五拾九町壹反壹畝九步 (高參百七拾八石六升六合六勺)

足 立 郡

千住驛北組 反別貳百六拾七町九反參畝拾七步 (高九百八拾八石五斗九升九合)

千住驛中組 反別六拾八町壹反貳畝貳拾五步 (高貳百參拾七石八斗八升六合)

本 木 村 反別貳百參拾壹町七反六畝拾九步 (高千四百八拾六石八斗六升五合)

梅 田 村 反別七拾八町四反壹畝拾九步 (高參百七拾貳石八斗壹升六合)

彌 五 郎 新 田 反別八拾町七反貳畝貳拾貳步 (高貳百六拾七石七斗五升六合)

小右衛門新田 反別參拾壹町五畝拾八步 (高百拾參石六斗六升八合)
 花又新田 反別貳百拾八町壹反貳畝七步 (高千參百貳拾八石六升九合)
 内匠新田 反別拾町七反七畝貳拾壹步 (高參拾九石參斗貳升壹合)
 次郎左衛門新田 反別拾貳町五反四畝步 (高四拾四石參斗八升八合)
 久左衛門新田 反別四拾參町八反壹畝七步 (高貳百四拾石六斗八合)
 辰沼新田 反別拾五町七反壹畝四步 (高七拾七石八斗五升七合)
 六ツ木村 反別四拾六町九反九畝四步 (高參百參拾九石七斗貳升九合)
 佐野新田 反別貳拾九町七反貳拾四步 (高貳百參拾參石六斗五升七合)
 大谷田村 反別百拾壹町壹反四畝貳拾六步 (高八百九拾四石六升參合)
 大谷田村新田 反別五反貳畝貳拾七步 (高四石五斗九升)
 長右衛門新田 反別參拾參町拾五步 (高貳百參拾參石四升六合)
 久右衛門新田 反別拾壹町貳反九畝拾五步 (高參拾九石五斗壹升壹合)
 嘉兵衛新田 反別四拾四町八反五畝八步 (高百貳拾五石五斗壹升貳合)
 長左衛門新田 反別拾町參反壹畝七步 (高參拾四石五斗六升參合)
 北三谷村 反別五拾貳町拾九步 (高參百四拾壹石八斗八升九合)
 蒲原村 反別參拾參町四反五畝六步 (高貳百貳石五斗七升六合)
 普賢寺村 反別四拾八町貳反貳拾六步 (高參百壹石八斗五升貳合)
 伊藤谷村 反別參拾壹町參反參畝貳步 (高百五拾八石八斗貳升八合)

五兵衛新田 反別四拾六町貳反四畝壹步 (高百五拾石九斗貳升七合)
 保木間村 反別貳百壹町九反貳畝貳拾五步 (高千參百七拾貳石四斗九升五合)
 入谷村 反別百町四反六畝步 (高七百八拾五石五斗六升四合)
 小臺村 反別參拾貳町七反五畝拾九步 (高百拾九石壹斗五升)
 栗原村 反別八拾六町參反九畝貳步 (高四百七拾壹石八斗壹升壹合)
 興野村 反別七拾八町四反七畝參步 (高五百五拾貳石八升五合)
 鹿濱新田 反別拾貳町八反九步 (高拾九石五斗貳升五合)
 花又村新田 反別八反七畝七步 (高參石參斗貳升五合)
 嶋根村 反別百五町貳反壹畝貳拾參步 (高五百拾貳石貳斗八升五合)
 六月村 反別六拾參町參反六畝九步 (高貳百六拾五石九斗六升參合)
 竹塚村 反別百拾貳町七反八畝貳拾八步 (高六百四拾八石五斗七升七合)
 宮城村 反別五拾町九反八畝步 (高貳百八石九斗貳升八合)
 西新井村 反別百壹町五反四畝七步 (高五百八拾參石八升)
 伊興村 反別百參拾貳町五反參畝貳拾六步 (高九百五拾四石貳斗四升九合五勺)
 沼田村 反別百六町八反五畝六步 (高七百六拾九石貳斗貳升四合)
 堀之内村 反別六拾四町四畝六步 (高參百七拾石七升)
 鹿濱村 反別百八拾五町五反八畝拾貳步 (高千八拾五石九斗貳升五合)
 加々血沼村 反別參拾町七反八畝貳拾七步 (高百六拾八石七斗五升八合)

高野村(谷家共) 反別四拾九町八反參畝拾貳步

(高參百石九斗五升四合)

伊興村(東臺上知) 反別百拾町參反八畝九步

(高九百貳拾貳石六升七合)

吉千谷村 反別六拾六町五反七畝七步

(高四百七拾九石貳斗六升七合)

小計 反別參千貳百五拾貳町貳反參步

(高壹萬八千八百五拾參石八斗七升八合五勺)

葛飾郡

伊豫田村 反別參拾四町壹反壹畝八步

(高百八拾貳石七斗六升九合)

細田村 反別五拾貳町八反七畝拾參步

(高四百貳拾參石四斗九升五合)

曲金村 反別五拾六町五反貳拾參步

(高四百六拾八石九斗五升六合)

上小岩村 反別參拾六町貳反壹畝九步

(高貳百八拾五石九斗五升六合)

中下小岩村 反別參拾六町貳畝拾六步

(高貳百九拾壹石九斗四升壹合)

龜有村 反別百五拾五町六反參畝貳拾七步

(高千貳百七拾貳石六斗參升九合)

青戸村 反別百貳拾七反四畝拾壹步

(高千拾六石九斗貳升九合)

梅田村 反別百貳拾七町七反壹畝貳步

(高千八百八拾五石八斗四升五合)

上小松村 反別拾七町參反四畝拾五步

(高百參拾八石貳升五合)

西一ノ江村 反別貳拾九町七反七畝貳拾七步

(高貳百七拾石五斗四合)

新堀村 反別百六町五步

(高千百拾六石九斗貳升壹合)

新堀村(上知) 反別貳拾九町六反四畝貳步

(高貳百八石貳斗九升參合)

新堀村(上知) 反別壹町參反貳畝貳拾九步

(高八石五斗六升)

松本村 反別五拾六町貳反壹畝貳拾六步

(高四百八拾六石七斗四升參合)

船堀村 反別百拾町九反七畝貳拾八步

(高八百九拾九石七斗九合)

二之江村 反別百五拾參町壹反壹步

(高千貳百八拾貳石五斗貳升八合)

桑川村 反別五拾六町壹反四畝貳拾參步

(高參百五拾六石八斗五升五合)

長嶋村 反別百六拾四町九反參步

(高千參拾五石七斗六升九合)

宇喜田村 反別百八拾六町貳反五畝五步

(高千四百六拾六石九斗六升)

川端村 反別參拾八町九反九畝貳步

(高參百九拾四石五斗貳升參合)

四ツ木村 反別十四町壹畝貳拾五步

(高百拾八石八斗七升壹合)

澁江村 反別四拾五町七反六畝拾貳步

(高四百六拾壹石四斗貳升九合)

澁江村(上知) 反別貳町四反壹畝拾四步

(高拾石八斗六升四合)

上平井村 反別八拾參町八反九畝拾參步

(高六百貳拾貳石五斗四升四合)

中平井村 反別七拾九町七反壹畝四步

(高六百拾四石壹斗九升七合)

奧戸村 反別五拾九町五反四步

(高五百四拾石參斗壹合)

奧戸新村 反別七拾九町四反貳拾參步

(高六百四拾四石四斗九升貳合)

逆井村 反別參拾町八反八畝六步

(高貳百拾參石九斗貳升九合)

下平井村 反別七拾貳町六反四畝拾四步

(高五百參拾四石四斗九升八合)

當代嶋村 反別拾六町貳反九畝貳拾貳步

(高七拾九石六斗八合)

原村 反別拾六町參反壹畝拾八步

(高百五拾八石七斗貳升七合)

中 原 村 反別貳拾六町六反六畝拾八步 (高貳百參拾八石四斗參升八合)

寶 木 塚 村 反別貳拾七町貳反貳畝拾四步 (高貳百貳拾壹石貳斗六升九合)

鹿 骨 村 反別九拾七町七反貳畝貳步 (高八百貳拾九石七斗六升貳合)

前 野 村 反別拾五町四反八畝拾步 (高八拾參石九斗壹升貳合)

笹ヶ崎 村 反別參拾七町七反八畝貳步 (高百九拾貳石七斗參升七合)

伊勢屋村(新田共) 反別拾壹町九反五畝貳拾六步 (高五拾五石七升五合)

下 鎌 田 村 反別六拾町五畝壹步 (高四百九拾壹石九斗九升參合四勺貳才)

上 鎌 田 村 反別七拾四町四反壹畝四步 (高五百五拾七石八斗九升九合)

下 今 井 村 反別七拾貳町貳反四畝拾四步 (高參百參石五斗八升參合)

上 今 井 村 反別參拾八町四反五畝貳拾七步 (高參百拾四石八斗五升五合)

興 之 宮 村 反別拾九町參反壹畝六步 (高百七拾四石參斗貳升六合)

下 篠 崎 村 反別貳町四畝貳拾七步 (高四石九升八合)

立 石 村 反別五拾四町六反拾九步 (高五百六拾貳石七斗八合)

淡ノ須 村 反別拾町壹反五畝五步 (高八拾五石壹斗九升壹合)

下 小 松 村 反別六拾四町四反參畝七步 (高四百八拾參石壹斗八合)

東 小 松 村 反別貳百四拾六町壹反四畝貳拾四步 (高貳千參百八拾參石五斗八升參合)

東一ノ江 村 反別百貳拾五町六反六畝貳拾六步 (高千貳百九拾六石貳斗五升參合)

一ノ江新田 反別參拾四町參反四畝貳拾九步 (高貳百八拾四石五斗壹合)

西 小 松 川 村 反別百九拾六町四反貳拾六步 (高千九百八拾八石壹斗九升)

綱差新田(西小松川村之内) 反別五町九畝九步 (高四拾石七斗四升四合)

本 一 色 村 反別四拾五町貳反參畝六步 (高參百八拾七石九斗四升壹合)

篠 原 村 反別拾九町四反四畝拾參步 (高百五拾六石參斗九升七合)

堀 切 村 反別六拾町參反貳畝拾七步 (高四百八拾四石壹斗四升貳合)

小 谷 野 村 反別貳拾參町八反六畝貳拾四步 (高百五拾八石八斗七升九合)

柳 原 村 反別參拾壹町貳反八畝步 (高百八拾九石參斗參升五合)

砂 原 村 反別拾四町貳反八畝九步 (高百貳拾壹石五斗四升)

上 千 葉 村 反別七拾六町九反貳拾六步 (高六百九拾四石九斗六合)

下千葉村(古耕) 反別貳拾六町八反參畝拾六步 (高貳百拾貳石四斗六升五合)

下千葉村(新耕) 反別拾五町參反六畝拾九步 (高百參拾壹石六合)

小 菅 村 反別四拾六町壹反參畝拾參步 (高參百拾石五斗四升參合)

金 町 村 反別百五拾貳町參反貳拾參步 (高千參百八拾七石壹斗壹升參合)

鎌 倉 新 田 反別四拾七町九反六畝貳拾貳步 (高參百五拾五石壹斗七升壹合)

柴 又 村 反別七拾六町四反七畝拾九步 (高六百四拾石九斗四升六合)

小 岩 田 村 反別九拾貳町八畝貳步 (高五百七拾九石參斗四升五合)

上 小 合 村 反別四拾參町七反四畝參步 (高參百參拾九石參斗七升參合貳勺參才)

小 合 新 田 反別拾八町參反四畝拾九步 (高百四拾八石)

新 宿 町 反別百七拾貳町壹反七畝四步 (高千六百貳拾六石六斗四合)
 新 宿 町 新 田 反別貳反八畝步 (高壹石六斗參升四合)
 上 一 色 村 反別四拾五町八反五畝貳拾壹步 (高四百參拾壹石七斗六升壹合)
 猿ヶ又村 反別百八町四反六畝七步 (高九百拾壹石貳升八合七勺)
 飯 塚 村 反別參拾八町九反九畝拾七步 (高參百參拾貳石四斗八升參合)
 下 小 合 村 反別百拾貳町九反四畝拾八步七厘五毛 (高千拾五石八斗壹升四合九勺四才)
 下 篠 崎 村 反別百六町壹反五畝拾步 (高八百拾石八斗五升貳合)
 上 篠 崎 村 反別六拾四町八反八畝六步 (高五百貳拾六石五斗九升四合)
 谷 河 内 村 反別貳拾五町八反七畝壹步 (高九拾貳石七斗四升四合)
 小 計 反別四千七百五拾七町七反九畝拾六步七厘五毛 (高參萬九千五百參拾貳石貳斗貳升九合貳勺九才)

足立郡社寺領元朱印地上知

西 新 井 村 反別壹町八反參畝九步 (高貳拾石)
 沼 田 村 反別五町五反九畝拾貳步 (高貳拾石)
 梅 田 村 反別四町壹反貳畝拾五步 (高拾參石)
 島 根 村 反別壹町步 (高五石)
 本 木 村 反別壹町參反六畝拾五步 (高五石)
 宮 城 村 反別壹町九反四畝拾五步 (高拾石)

竹塚村 反別九反步 (高六石)

小 計 反別拾六町七反六畝六步 (高七拾九石)

葛飾郡(同前)

下 鎌 田 村 反別貳拾參町六畝九步 (高百八拾九石七斗九升九合五勺八才)
 小 谷 野 村 反別四町七反五畝拾七步 (高參拾四石參斗參升九合)
 金 町 村 反別貳町四反貳畝拾四步 (高貳拾石)
 下 小 岩 村 反別壹町貳反七畝貳拾六步 (高拾石)
 上 小 松 村 反別壹町六反五畝拾四步 (高拾石)
 舟 掘 村 反別五反四畝步 (高六石)
 青 戸 村 反別壹反六畝步 (高五石)
 下 篠 崎 村 反別壹反壹畝貳拾步 (高參石四斗)
 下 千 葉 村 反別六町九反八畝九步 (高參拾七石四斗壹升四合)
 東 小 松 川 村 反別貳町貳反五畝步 (高六石)
 小 計 反別四拾參町貳反貳畝拾九步 (高參百貳拾壹石九斗五升貳合五勺八才)

神奈川縣
へ引渡

神奈川縣へ引渡(明治五年五月二十二日)

多摩郡の内五拾五村

段 別 貳千五百貳拾町參段九畝拾壹步五厘

(内貳拾四村の分不明)

高 壹萬八千貳拾貳石六升五合五勺五撮

右の五拾五村の内譯は四年十二月五日品川縣から受取つた多摩郡覺東村以下下沼袋に同じ。次に示すものは右多摩郡の内五十五ヶ村引渡し御沙汰書である。

明治四年十一月二十三日 御沙汰書

東京府

武藏國 多摩郡の内

右其府管轄被仰付置候處御詮議ノ次第有之神奈川縣管轄被仰付候條當末年ヨリ地所物成郷村等同縣へ可引渡事

神奈川縣より受取(明治五年九月十日)

多摩郡ノ内參拾貳村

段 別 貳千五百七拾壹町七段參畝五厘

高 壹萬千七百八拾參石壹升四合九勺八才

内 譯

中 野 村 反別貳百九拾四町九反壹畝六步 (高貳千貳拾六石壹斗四升壹合)

江 古 田 村 反別八拾六町貳反壹畝拾壹步五厘 (高貳百八拾六石四斗壹升五合九勺四才)

上 鷺 之 宮 村 反別八拾町九反八畝九步 (高參百五拾八石參斗八升五合)

高 圓 寺 村 反別百貳拾壹町八反參畝貳步 (高八百貳石七升貳合參勺八才)

馬 橋 村 反別六拾六町八反四畝拾六步 (高參百五拾八石貳升貳合)

雜 色 村 反別七拾四町貳反八畝五步 (高參百四拾四石七升六合)

永 福 寺 村 反別四拾七町參反九畝拾七步 (高百七拾八石壹斗五升四合)

上 荻 窪 村 反別七拾四町參反五畝拾參步 (高貳百六拾八石壹斗參合)

下 荻 窪 村 反別貳拾八町九反壹畝貳拾壹步 (高五拾五石九斗七升四合)

久 我 山 村 反別九拾四町六反八畝四步 (高四百五拾九石貳斗七升八合)

上 高 井 戸 村 反別貳百町參反貳畝貳拾參步 (高千參拾八石七升五合)

下 高 井 戸 村 反別百九拾七町七反八畝參步 (高八百六拾壹石四斗六升九合)

中 高 井 戸 村 反別貳拾四町七反參畝貳拾五步 (高八拾壹石七斗五升八合)

田 端 村 反別六拾九町七反五畝拾六步 (高參百拾四石四斗八合)

成 宗 村 反別六拾貳町貳反壹畝六步 (高參百拾九石貳升四合)

本 郷 村 反別四拾九町八反五畝步 (高貳百五拾六石參斗六升六合)

新 井 村 反別四拾七町壹反七畝拾七步 (高百八拾石七斗五升五合)

和 泉 村 反別六拾四町五反四畝五步 (高百九拾四石四斗九升五合)

和泉新田	反別貳町四反六畝參步	(高七石貳斗六升六合)
大宮前新田	反別百貳拾九町四反六畝貳拾九步	(高四百七拾貳石六斗貳升五合)
松庵村	反別貳拾七町貳反八畝貳拾七步	(高八拾七石參斗八升九合)
上高田村	反別五拾壹町參反參畝拾九步	(高百七拾七石參斗貳升壹合)
片山村	反別拾參町壹反八畝拾九步	(高六拾八石參斗八升六合)
和田村	反別百貳拾町五反九畝拾貳步	(高貳百參拾八石八斗六升九合)
上井草村	反別八拾貳町八反壹畝八步	(高參百九拾八石壹斗參升)
下井草村	反別七拾八町八反參步	(高參百八拾四石七斗七升五合)
天沼村	反別五拾五町六反九畝七步	(高百拾九石七斗八升參合)
阿佐ヶ谷村	反別七拾町五畝拾五步	(高百八拾參石九升九合)
掘之内村	反別參拾九町九反九畝貳步	(高百四拾四石五斗八升)
下鷺之宮村	反別七拾八町壹反壹畝貳拾五步	(高五百參拾七石貳斗四升五合六勺七才)
上沼袋村	反別五拾町八反五畝拾九步	(高百五拾四石壹斗九升)
下沼袋村	反別百拾四町貳反七畝參步	(高四百貳拾六石參斗八升四合九勺九才)

次に示すものは右受取りに關する書類である。

同五年五月二十七日本府回議

武州多摩郡中野府外參拾九ヶ村ノ儀ハ何モ東京府管轄被仰付候處當申正月申神奈川縣管轄被仰付則郷村諸書物共夫々引渡相濟候處元來右村々ノ儀ハ東京ヘハ道法二里内外ヨリ三里迄ニ有之然ル處神奈川縣廳迄ハ十里内外ニ有之夫カ爲メ村入費モ多分相掛リ難澁イタシ候間當府管轄相成候様イタシ度旨是迄度々歎願申出其時々常務掛ニテ説諭ノ上下ケ戻相成候處尙又別紙伏之通歎願申出右ハ此程中三大區總長坂元權典事ヨリモ多摩郡村々ハ當府管内ニ孕リ居他縣管下ニテハ自然取締モ相立兼候趣談有之實地ノ模様圖面之通ニテ下夕方歎願ノ次第モ無余儀相聞候間神奈川縣人官員差遣シ得ト打合ノ上同縣ニオイテ差支無之候ハ、當府ヘ管轄替ノ儀雙方ヨリ大藏省ヘ申立候様可仕候哉願書相添此段相伺申候

明治五年六月失日大藏省上申

神奈川縣管下武州多摩郡村々管轄替願ノ儀ニ付申上候書付

元品川縣管轄武州多摩郡中野村外三十一ヶ村ノ儀ハ辛末十一月中豊島荏原兩郡村々一同當府管轄被仰付候處郷村受取區前右多摩郡村々ノミ神奈川縣ヘ管轄替被仰付候ニ付其段村々ヘ相達候處右躰相成候テハ縣廳マテ里數モ有之村々難澁不少候間當府管轄ニ居置相成候様致度旨其節度々歎願申出候ヘ共右ハ依頼可取用筋ニ無之候旨説諭ノ上願書下ケ遣シ其後郷村諸書物共同縣ヘ引渡候儀ノ處元來右村々ノ儀ハ別紙繪圖面之通當府管下荏原豊島兩郡ノ間ヘ孕リ候故選率取締向自然難行届折柄前書村々ノ儀神奈川縣管轄ニテハ道法十里内外有之御用筋ニテ出廳致候ニモ日歸難相成隨テ村入用等モ多分ニ相掛リ難澁イタシ候間當府管

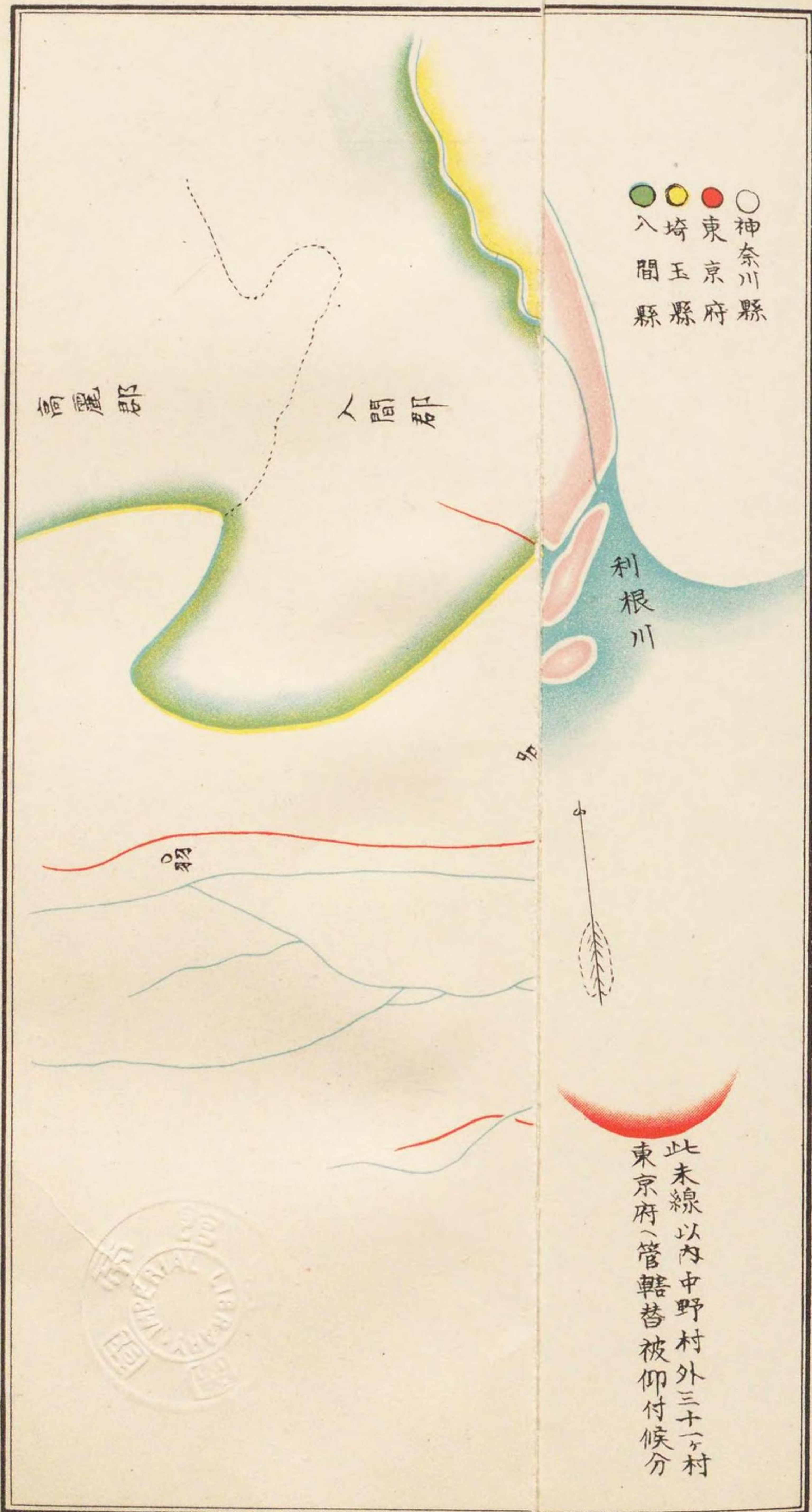
轄相成候様村々役人共ヨリ同縣へ歎願致候趣申立右ハ管轄違故當府ニオイテ採用可致筋ニハ無之候得共前文取締間モ難行届且願意無余儀情狀モ相聞難捨置候間當府官員神奈川縣へ差遣シ打合候處村々歎願ノ趣一應尤モ聞受候へ共得ト熟考ノ上同縣見込ノ趣其筋へ可申立候間當府見込ノ次第有之候ハ、當府限可申立旨挨拶有之一躰當府見込ニ於テハ其地理ニヨリ所轄ノ經界不立候テハ第一取締間モ相整不申ハ勿論前書村々不便ノ苦情有之候ヲ其儘押居置候テハ農民撫育ノ御趣意ニモ相悖リ其上取締筋ニモ關係イタシ候儀ニ付此上於御省可然御處分御座候様致度依之村々歎願書亦寫並繪圖面共相添此段申上候也

明治五年七月失日 租稅寮 照會


武州多摩郡下高井戸宿外五ヶ村ノ儀ニ付申進候書付

神奈川縣管下武州多摩郡中野村外三十一ヶ村ノ儀當府管下荏原豐島兩郡ノ間ニ孕リ居神奈川縣管下ニテハ里數遠ク難澁不少旨申立候間右之趣當六月中申進候ニ付同縣ニ於テ便不便ノ見込御尋相成候處中野村外二拾五ヶ村ハ管轄替相成候方便利ノ旨申立候處下高井戸宿外五ヶ村ノ儀ハ何等ノ申立モ無之右ハ彌當府管轄不相成候テハ不都合ニ有之候哉尙取調ノ上否可申立旨御寮官員ヨリ當府官員へ談ノ趣致承知候一躰右村々ノ儀ハ中野村其外村々ヨリ縣廳へ歎願申出候節區外ノ故ヲ以テ連印ハ不致候へ共難澁ハ同様ノ儀ニ付同村ノ者共へ相頼歎願書下ケ札へ記載申立候由ニテ地理ノ儀ハ兼テ差進置候圖面之通六ヶ村共入込居候間右ヲ相除キ候テハ經界不宜且玉川神田兩上水路ノ儀當府管轄ニ候處右村ノ中上下高井戸宿

中野外三十一ヶ村



此未線以內中野村外三十一ヶ村 東京府管轄替被仰付候分



○ 相模縣
● 相模
● 東京府

此未線以內中野村外三十一ヶ村
東京府(管轄替被仰付候分

神奈川縣管下武州多摩郡中野村外三十一ヶ村ノ儀當府管下荏原豐島兩郡ノ間ニ孕リ居神奈川縣管下ニテハ里數遠ク難澁不少旨申立候間右之趣當六月中申進候ニ付同縣ニ於テ便不便ノ見込御尋相成候處中野村外二拾五ヶ村ハ管轄替相成候方便利ノ旨申立候處下高井戸宿外五ヶ村ノ儀ハ何等ノ申立モ無之右ハ彌當府管轄不相成候テハ不都合ニ有之候哉尙取調ノ上否可申立旨御寮官員ヨリ當府官員ヘ談ノ趣致承知候一躰右村々ノ儀ハ中野村其外村々ヨリ縣廳ヘ歎願申出候節區外ノ故ヲ以テ連印ハ不致候ヘ共難澁ハ同様ノ儀ニ付同村ノ者共ヘ相頼歎願書下ケ札ヘ記載申立候由ニテ地理ノ儀ハ兼テ差進置候圖面之通六ヶ村共入込居候間右ヲ相除キ候テハ經界不宜且玉川神田兩上水路ノ儀當府管轄ニ候處右村ノ中上下高井戸宿

久我山村地内ニ右兩上下路有之候儀ニ付此上土地人民共管轄相成候へハ萬端都合宜ク旁中野村其外村々一同右六ヶ村ノ儀モ當府管轄被仰付候方可然哉ニ存候此段申進候也

明治五年七月二十一日 神奈川縣ヨリ租稅寮へ通知書

武州多摩郡中野村外二十五ヶ村東京府管轄替ノ儀申上候書付

當府管下武州多摩郡中野村外三十一ヶ村ノ儀荏原豐嶋郡ノ間ニ孕リ東京府所轄相成候ハ、取締間ハ勿論諸事便利宜候間管轄替被仰付候様同府ヨリ申立候ニ付當縣ニオイテ實地ノ不便等見込ノ趣至急可申上旨御達ニ付取調候處

武州多摩郡

天	馬	上	新	下	成	和	和	同	中
沼	橋	沼	井	萩	宗	泉	田	新	野
村	村	村	村	村	村	村	村	田	村
上	阿	高	下	上	田	永	堀	雜	本
高	佐	圓	沼	萩	端	福	ノ	色	郷
田	ヶ	寺	袋	窪	寺	寺	内	村	村
村	谷	村	村	村	村	村	村	村	村

江古田村	片山村
下鷺ノ宮村	上鷺ノ宮村
下井草村	上井草村

前書二十六ヶ村ハ管轄替被仰付候方便利ノ村々ニ付同府申立之通御沙汰相成可然奉存候依之鹿繪圖相添此段申上候以上

明治八年以降同十三年に至る變動

埼玉縣と交換

(第四) 次に明治八年以降同十三年小笠原島合併に至る間の本府管轄地の變動について述べよう。

埼玉縣と交換明治八年一月三十一日)

埼玉縣足立郡川口町荒川以南の飛地を東京府へ

段 別 四町參段四畝拾四步

貢 金 參圓八錢貳厘

東京府豐島郡岩淵本宿町同下村荒川以北の飛地を埼玉縣へ

段 別 四拾九町貳段四畝貳拾四步

貢 米 貳拾四石六合

貢 金 四拾圓貳拾錢貳厘

次に示すものは右交換に關する書類である。

明治七年十二月二十二日

東京府

其府管下武藏國豐島郡岩淵本宿町埼玉縣管下同國足立郡川口町從前ノ境界ヲ廢シ更ニ現今荒川中央ヲ境トシ南ハ岩淵本宿町北ハ川口町ト定メ候條同村飛地荒川以南ノ地段別四町參段步餘岩淵本宿町へ合併申付同町飛地段別貳拾四町四段步餘併同地ニ錯雜候其府管下同國豐島郡下村飛地段別貳拾四町八段步餘共荒川以北ニ有之分埼玉縣管下同國足立郡領家村へ合併申付候條本年ヨリ地所併諸書物共受取渡取計其段内務省へ可届出此旨相達候事

同八年一月三十一日 内務省へ上申大藏省へハ朱書ノ廉ヲ増ス

交換地受取渡相濟候御届

一段別 四町參段四畝拾四步 埼玉縣管下川口町飛地當府管内岩淵本宿町へ合併相成埼玉縣ヨリ受取候分

内

畑段別 壹町七段壹畝參步

『此貢金 壹圓九拾貳錢六厘』(朱書)

大繩畑段別 壹町八段八畝貳拾五步

『此貢金 九拾參錢六厘』(朱書)

第四 管轄地域及び行政区劃 第一章 管轄地域の變遷

山野稅段別 七段四畝拾六步

『此貢金 貳拾貳錢』(朱書)

『內 反別五反四畝拾九步 野稅(朱書)
此別壹反九畝貳拾七步 草稅』

一段別 四拾九町貳反四畝貳拾四步當府管下岩淵本宿町一ヶ村飛地埼玉縣管下領家村へ合併相成同縣へ引渡候分

田段別 九町壹畝八步

『此貢米 貳拾四石六合(朱書)』

畑段別 參拾九町九段四畝拾參步

內 段別壹町四反貳拾四步 前々川欠引
殘反別參拾八町五段參畝拾九步(朱書)

此貢金四拾圓拾七錢參厘

山野稅段別 貳段九畝參步洲作寄洲稅

『此貢金貳錢九厘』(朱書)

右ハ當府管下武藏國豐島郡岩淵本宿町併下村埼玉縣管下同國足立郡川口町雙方飛地ノ分管轄更換ノ儀去明治七年十二月二十二日太政官ヨリ御達有之ニ付書面之通地所併諸書物受取渡相濟候間此段御届申上候也

埼玉縣より受取(明治八年十一月廿二日)

足立郡舍人町

段 別 百貳拾五町四段七畝貳拾七步

舊 高 九百六拾七石貳斗五升五合

大繩段別 貳町參段九畝貳拾貳步

山野稅地段別 七段參畝拾六步

合段別 百貳拾八町六百壹畝五步

次に示すものは右受取りに關する書類である。

明治七年四月廿七日本府へ來書

足立郡入谷村副戸長高橋毎加古千谷村副戸長花井已之次郎外願以書付奉願上候第十大區五小區入谷小千谷兩村副戸長併左ノ村吏一同懇願ノ趣旨は當村ノ儀ハ埼玉縣管下第二十四區舍人町等ハ地所田畑共畝毎ニ入界境界判然不致殊更用水引入方ニ相係シ候ニ付テハ三ヶ村共當御府同管轄ニ不相成候テハ諸務共不便利一層民費へ相響住々村々疲弊ノ基ト今般一同協議確定ノ上奉出願候間何卒出格之以御仁恤前段ノ事情被爲譯聞召右舍人町之儀爾後當御府御管下ニ御引付ノ上大小ノ百姓一同安心相續仕候様寬大ノ御處置幾重ニモ奉願上候以上

明治八年四月二十八日 戶長淺香 政喜上申

一 埼玉縣下舍人町ノ儀入谷村小千谷村兩村へ田畑悉ク混淆就中寺院並民家共右兩村中央ニ
 打交リ且四拾軒餘越所百姓有之同町ハ丸ニ東京府下ニ相孕リ居剩へ田方養水引入方府縣
 入會ニ付夏中纒ノ照續キニテモ養水田越ニ汲上ケ候ニ付右時々水論相釀シ終ニ行届兼候
 場所所有之内損毛等仕候ニ付同府管轄被仰付度舉テ懇願罷在候

一 水理ノ儀見沼代用水路字神領井堀ト唱へ分水堀舍人町外東京府人谷村七ヶ村組合村々引
 用仕來候へ共舍人壹ヶ町埼玉縣管下ニ付養水引入方府縣入會ニテ不肝要ノ時節即時與合
 等行届兼互ニ苦情等相發シ不都合ノ場合モ有之ニ付右組合村々於テモ同町ノ儀同府管轄
 御引付被下置度心組ニ御座候

一 同町ヨリ埼玉縣廳へ里程四里半東京府廳へモ同里程ニ有之右埼玉縣廳へノ道路ノ儀野道
 同様ニテ往返甚タ不便利故所役人ニ於テ役儀勤務自ラ勉勵モ不仕内實銘々廢命請度懇願
 ニ御座候へ共迎モ御聞届ケ難相成ニ付無余儀相勤罷在候ニ付同府管轄被仰付度志願ニ御
 座候

一 同町之儀戸毎ニ東京府へ前栽等荷出シ加之下掃除其外肥物等日々府内へ相稼出候ニ付若
 シ於出先手違等出來候節埼玉縣下ニテハ萬端不便利ニ付同府管轄ニ被仰付度惣小前一統
 内願罷在候

前書稜書ノ通取糺相違無御座候也

明治八年七月失日

東京府知事大久保一翁埼玉縣權令白根多助連署ヲ以テ内務省ニ
 武藏國舍人町管轄換願

埼玉縣管下
 武藏國足立郡

舍 人 町

一段別 百貳拾五町四反七畝貳拾七步

此舊高 九百六拾七石貳斗五升五合

一大繩段別 貳町參段九畝貳拾貳步

一山野稅地段別 七段參畝拾六步

合段別 百貳拾八町六反壹畝五步

戶數 百拾軒

人數 七百拾九人

右舍人町ノ儀東京府管下同郡入谷村古千谷村ト耕地民家悉ク錯雜經界不相立ニ付地租改正
 着手差支候間管轄換ノ儀兩廳協議オヨヒ候處往古ヨリ右三ヶ村ハ公トナク私トナク同心協
 力罷在候處舊小管廢縣ノ際兩管下へ分裂支離シ百事不便ヲ釀成シ其以降養水配流ノ節管轄
 異ナルヨリ苦情差起リ這回三ヶ村共地租改正實地調査差支候間書面舍人町一圓東京府へ屬
 シ候方至當ノ見込ニ候因テ同府へ管轄換相成候様仕度別紙繪圖面六一六頁參照相添此段相